

21世紀の四国の州都を展望した
風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市／
グレーター高松の創造
—海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松—

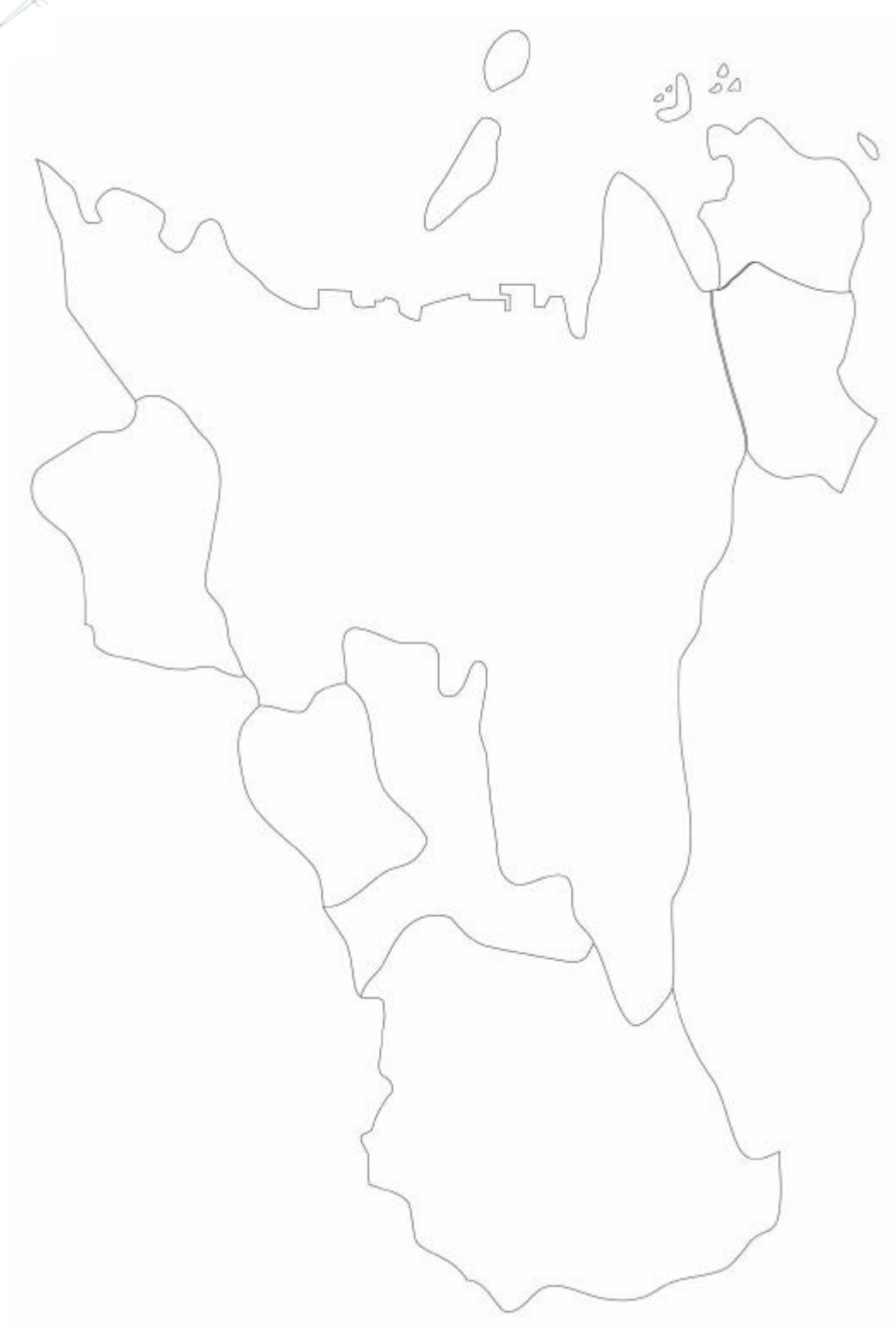
高松市の主要事業

主要事業計画書

平成18・19年度まちづくり戦略プラン

&

平成18・19年度建設計画等実施計画（別冊）



目 次

平成18・19年度まちづくり戦略プラン

【総論】

I 策定の趣旨	1
II プランの構成	1
III プランの期間	1
IV 主要指標	1
V プランにおける主要事業	2
VI プランの概要	3
VII プランの概算事業費	8
VIII 都市再生への取組み	9

【各論】

1 「地域一体感」醸成プラン	15
合併記念各種イベントの開催	16
合併記念市民交流・地域間交流事業の実施	17
合併一周年記念事業の実施	18
その他の主な事業	19
2 拠点機能集積と都市再生プラン	21
丸亀町商店街の再開発促進	22
都市内幹線道路の整備	23
国道11号高松東道路関連整備事業の推進	25
総合都市交通対策の推進（鉄道施設の整備、コミュニティバスの運行）	26
太田第2土地区画整理事業の推進	28
大学・県と連携した都市拠点形成の調査研究	30
都市計画マスタープランの策定	30
その他の主な事業	32
3 にぎわい創出と地域資源活用プラン	33

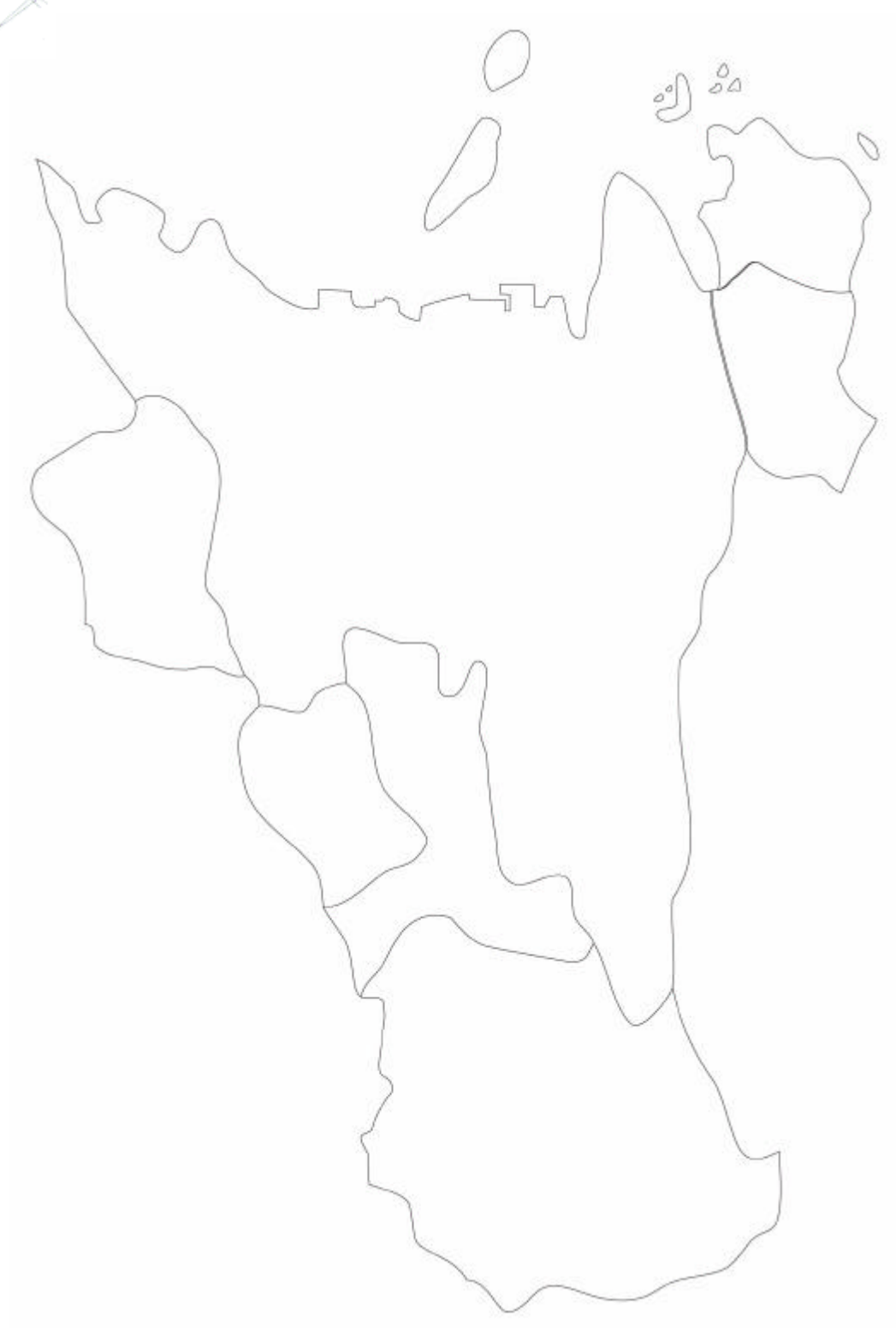
観光地の整備・活性化（観光地屋島の活性化、塩江温泉郷の観光振興、仏生山歴史街道の観光振興、道の駅むれ（仮称）物販等施設の整備）	34
A S P A C（アスパック）高松大会の開催	37
プロスポーツの支援	38
サポート高松の賑わいづくり	39
中心市街地の活性化	40
「高松産ごじまん品」生産・消費の促進	43
観光振興計画の策定	44
その他の主な事業	45
4 災害に強いまちづくりプラン	47
防災行政無線システムの整備	48
自主防災組織等の結成促進	49
消防署所・消防屯所の整備（南消防署の整備、消防屯所および消防車輛の整備）	51
学校施設の耐震化	53
コミュニティセンター・地区公民館の耐震化	54
浸水対策の推進	55
香東川水系栴川ダムの建設	56
水循環施策の推進（雨水浸透施設設置の助成、再生水の利用拡大）	58
安定給水の推進	60
その他の主な事業	63
5 文化の香りとうるおいのある都市創造プラン	65
図書館ネットワークの充実（香川図書館（仮称）の整備、移動図書館巡回サービスの実施）	66
文化施設の充実	67
石のさとフェスティバルの開催	68
高松城跡天守閣の復元整備	69
公園の整備（街区公園・近隣公園・玉藻公園・房前公園（仮称）・竜王山公園（仮称）の整備）	71
自転車利用環境の総合整備	75
その他の主な事業	77
6 健やか子育て支援プラン	79
保育サービスの充実と保育所施設の整備	80
留守家庭児童の健全育成（放課後児童クラブの実施、学童保育の実施、留守家庭児童会の実施）	81
育児支援の充実	84
児童館の運営	84
子どもの居場所づくりの推進	85
新設統合校等の建設（新設統合校の建設、学校給食センター（仮称）の建設）	87

学校施設の増築・改修-----	89
小中一貫教育の推進-----	89
学校教育環境の整備-----	90
学校図書館の活性化-----	91
その他の主な事業-----	92
 7 健康で安心して暮らせるまちづくりプラン	95
市民病院あり方検討-----	96
介護予防の推進-----	96
自動体外式除細動器（A E D）の設置-----	97
東部運動公園の整備-----	97
地域包括支援センターの設置運営-----	98
障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進-----	100
発達障害者支援体制の整備-----	101
障害福祉計画の策定-----	101
その他の主な事業-----	103
 8 環境にやさしい社会づくりプラン	105
南部クリーンセンターの整備-----	106
し尿中継貯留槽の整備-----	107
下水道汚水施設の整備-----	107
歩きたばこ禁止モデル事業の実施-----	109
ごみ処理基本計画の策定-----	110
環境基本計画の策定-----	111
その他の主な事業-----	112
 9 生活基盤・生活環境の整備プラン	115
管理港湾の改修（立石港・女木港・男木港の改修、大島港の改良）-----	116
高松港港湾の整備-----	118
安原地区香東川親水ゾーンの整備-----	118
市営墓地の整備-----	119
安全で安心なまちづくりの推進-----	121
その他の主な事業-----	123
 10 自立した新しいまちづくり推進プラン	125
新しい総合計画の策定-----	126
行財政改革の推進（行財政改革計画の策定、行政評価システムの構築）-----	126
電子市役所構築の推進-----	129
CATV網の整備・エリア拡大の促進-----	130

地域コミュニティの推進-----	131
コミュニティセンターの整備-----	132
NPOとの協働の推進-----	134
男女共同参画社会の形成-----	135
その他の主な事業-----	138
 【総合計画の推進状況】	
総合計画の推進状況	141

平成18・19年度まちづくり戦略プラン

【総論】



I 策定の趣旨

高松市は、近隣6町との合併により、新しい市としてスタートした。この合併を機に、政令指定都市に準じた事務権限を有する「中核市」としての自治権を生かしながら、環瀬戸内海圏における中枢・中核拠点都市として、さらに飛躍発展できるよう、それにふさわしい実力を備えた都市づくりを目指さなければならない。

こうした新しい市における都市づくりの将来構想については、市民と行政との協働により、平成20年度スタートの新しい総合計画の策定に向けて、取組みを進めることとしている。

このようなことから、平成18・19年度においては、現行の「総合計画基本構想」および合併各町との「合併によるまちづくりプラン」（合併特例法における建設計画または合併新法における合併基本計画で、以下「建設計画等」と表記する。）に基づき、2年間ににおける主要な施策・事業を取りまとめた短期的な「まちづくり戦略プラン」を定め、これを予算編成および事業実施の指針として、総合的かつ計画的な市政運営とまちづくりを推進するものである。

あわせて、建設計画等の具体的な実施計画を定め、建設計画等に掲げる施策・事業の計画的な実施と進行管理を行うものである。

この「まちづくり戦略プラン」策定に当たっては、事務事業評価の手法などにより、厳しい行財政環境の中で、今、何をやるべきかという政策的な観点から、「選択と集中」により、計画策定を行ったものである。

II プランの構成

まちづくり戦略プランは、「総論」「各論」「総合計画の推進状況」で構成する。

○総論：合併後の人口や将来の人口など、本市の主要指標を明らかにするとともに、平成18・19年度で取り組む戦略プランの概要とその主要事業名、プランの概算事業費を示す。

○各論：戦略プランにおける事業の具体的な事業内容を明らかにする。

○総合計画の推進状況：

総合計画において設定している「政策目標の達成度合いを測るための目標水準」について、平成12～16年度における達成状況を評価し、取りまとめたものである。

III プランの期間

プランの期間は、平成18年度および平成19年度の2年間とする。

IV 主要指標

○年齢階層別人口および世帯数

平成18年2月1日現在（単位：人）

総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	世帯数（世帯）	1世帯あたり人員
426,531	62,110	279,918	84,503	174,247	2.45

※住民基本台帳法および外国人登録法に基づいた人口

○産業別就業人口

平成12年国勢調査（単位：人）

総就業者数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
206,990	8,358	47,218	150,177

※各町の建設計画等を集計

○将来推計人口

(単位：人)

平成22年	平成27年	平成32年
415,567	409,680	400,389

(資料)「市町村の将来人口(平成14年3月)【(財)日本統計協会】」

※各町の建設計画等を集計

○面積：375.09km²（平成18年1月10日現在）



V プランにおける主要事業

戦略プランにおいて「主要事業」とは、計画の期間中に実施を予定する事業のうち、重点的に実施しようとする事業や中心的となるべき事業、大規模な事業、特色ある事業等で、本書においてその事業概要を説明している事業のことを指す。

主要事業数 87事業（うち新規事業32事業）

VI プランの概要（各戦略プランとその主要事業名）

1 「地域一体感」醸成プラン

合併後の新しい市において、速やかな地域の一体化と融合に向け、合併記念イベントの実施などによる市民交流・地域間交流の推進をはじめ、公共施設等のネットワーク化による地域間情報の共有と提供、学校教育環境の整備や観光振興などにおける一体的な取組みを推進する。

また、鉄道新駅の設置、CATV網の整備などによる交流基盤の整備や、まちづくり100人委員会、地域審議会などによるまちづくりへの参画促進、さらには、各種施策における一体化のための新たな計画の策定などを進めることにより、地域の一体感の醸成を図る。

[主要事業]

- ・合併記念各種イベントの開催（新規）
- ・合併記念市民交流・地域間交流事業の実施（新規）
- ・合併一周年記念事業の実施（新規）

2 拠点機能集積と都市再生プラン

サンポート高松の機能充実や中央商店街の魅力ある商業空間の創造などにより、都心の再生を進めるとともに、市域内外を結ぶ総合的な交通体系の整備や、市街地南部地域の新都市拠点の整備を推進する。

また、大学や県との連携による調査研究を行いながら、都市拠点形成に向けた都市政策の効果的な展開を図るなど、拠点機能の集積と都市の再生に取り組む。

[主要事業]

- ・丸亀町商店街の再開発促進
- ・都市内幹線道路の整備
- ・国道11号高松東道路関連整備事業の推進
- ・総合都市交通対策の推進
 - 鉄道施設の整備（新規）
 - コミュニティバスの運行
- ・太田第2土地区画整理事業の推進
- ・大学・県と連携した都市拠点形成の調査研究（新規）
- ・都市計画マスタープランの策定（新規）

3 にぎわい創出と地域資源活用プラン

特色ある歴史文化観光資源や交流資源を生かし、高松を訪れる人々にとって魅力ある観光地の整備や、観光イベント・コンベンションの振興を図るとともに、サンポート高松やそれに続く商店街を核として、中心市街地のにぎわいの創出に取り組む。

また、姉妹・友好都市などとの国際交流・都市交流を推進するとともに、地域性豊かな特産品・伝統工芸品等の産業を振興するなど、新たな魅力と活力の創造に向けて、にぎわい創出と地域資源活用の戦略的な展開を図る。

[主要事業]

- ・観光地の整備・活性化

観光地屋島の活性化

塩江温泉の観光振興（新規）

仏生山歴史街道の観光振興（新規）

道の駅むれ（仮称）物販等施設の整備（新規）

- ・（A S P A C）アスパック高松大会の開催（新規）
- ・プロスポーツの支援（新規）
- ・サンポート高松の賑わいづくり
- ・中心市街地の活性化
- ・「高松産ごじまん品」生産・消費の促進
- ・観光振興計画の策定（新規）

4 災害に強いまちづくりプラン

防災行政無線システムの整備や自主防災組織の結成促進、公共施設の耐震化などの防災対策の充実を図るとともに、南消防署の整備など消防署所の適正配置を進め、消防体制を充実する一方、ポンプ施設や雨水幹線・管渠の整備、港湾・漁港の高潮対策などの浸水対策を推進する。

また、香東川水系栴川ダムの建設や、浄水処理能力・水源能力を高める浄水場施設の整備等による渇水対策を推進するなど、安全で安心できる、災害に強いまちづくりに取り組む。

[主要事業]

- ・防災行政無線システムの整備（新規）
- ・自主防災組織等の結成促進
- ・消防署所・消防屯所の整備
 - 南消防署の整備（新規）
 - 消防屯所および消防車輛の整備
- ・学校施設の耐震化
- ・コミュニティセンター・地区公民館の耐震化
- ・浸水対策の推進
- ・香東川水系栴川ダムの建設
- ・水循環施策の推進
 - 雨水浸透施設設置の助成
 - 再生水の利用拡大
- ・安定給水の推進

5 文化の香りとうるおいのある都市創造プラン

合併地区を含めたネットワーク化などによる芸術・文化施設の整備と機能の充実を図るとともに、地域の特色ある文化イベントの開催や、歴史・伝統を継承する文化財の保護を進める。

また、快適でゆとりのある都市空間の形成に向け、緑化と都市景観づくりを推進することにより、高松らしさを発揮した文化の香りとうるおいのある都市の創造を目指す。

[主要事業]

- ・図書館ネットワークの充実
 - 香川図書館（仮称）の整備（新規）
 - 移動図書館巡回サービスの実施
- ・文化施設の充実
- ・石のさとフェスティバルの開催
- ・高松城跡天守閣の復元整備
- ・公園の整備
 - 街区公園の整備
 - 近隣公園の整備
 - 玉藻公園の整備
 - 道の駅むれ（仮称）・房前公園（仮称）の整備（新規）
 - 竜王山公園（仮称）の整備（新規）
- ・自転車利用環境の総合整備

6 健やか子育て支援プラン

「次世代育成支援対策推進法」の制定を受けて策定した「高松市こども未来計画」に基づき、保育ニーズに対応した多様な保育サービスや、放課後児童への対応と一時的な育児サービスを充実するとともに、育児支援と子育てに伴う経済的な負担の軽減を図る。

また、子どもの体験活動や遊びの場と機会を提供し、子どもの居場所づくりを進めるほか、学校施設や設備の整備などにより、教育環境の充実を図るなど、次代の高松を担う子どもが健やかに育つことができる総合的な子育て支援を推進する。

[主要事業]

- ・保育サービスの充実と保育所施設の整備
- ・留守家庭児童の健全育成
 - 放課後児童クラブの実施
 - 学童保育の実施
 - 留守家庭児童会の実施
- ・育児支援の充実
- ・児童館の運営
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・新設統合校等の建設
 - 新設統合校の建設
 - 学校給食センター（仮称）の建設（新規）
- ・学校施設の増築・改修
- ・小中一貫教育の推進（新規）
- ・学校教育環境の整備
- ・学校図書館の活性化

7 健康で安心して暮らせるまちづくりプラン

介護予防の推進や保健・医療の充実など、市民の健康づくりを進めるとともに、地域包括支援センターの設置運営や、福祉施設の整備促進、在宅福祉サービスの提供など、高齢者や障害者を地域で支え、支援するための高齢者・障害者福祉の充実を図る。

また、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進め、社会参加を促進することにより、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

[主要事業]

- ・市民病院あり方検討
- ・介護予防の推進（新規）
- ・自動体外式除細動器（A E D）の設置（新規）
- ・東部運動公園の整備
- ・地域包括支援センターの設置運営（新規）
- ・障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進
- ・発達障害者支援体制の整備（新規）
- ・障害福祉計画の策定（新規）

8 環境にやさしい社会づくりプラン

合併地区を含めた新市域において、環境への影響に配慮しながら、ごみ・し尿・污水の安定的で適正な処理を行うとともに、ごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動などにより、ごみ減量と資源の有効活用を進める。

また、I S O 1 4 0 0 1 の推進など、市民、事業者、行政が協力・連携しながら、それぞれが主体的に、環境に配慮した行動を展開することにより、資源循環型、リサイクル型の環境にやさしい社会づくりを進める。

[主要事業]

- ・南部クリーンセンターの施設整備
- ・し尿中継貯留槽の整備（新規）
- ・下水道污水施設の整備
- ・歩きたばこ禁止モデル事業の実施（新規）
- ・ごみ処理基本計画の策定（新規）
- ・環境基本計画の策定（新規）

9 生活基盤・生活環境の整備プラン

道路の新設・改良や、港湾・漁港の改修、河川・水路の改良・整備を行うとともに、市営墓地や市営住宅の整備など、生活関連施設の整備を進める。

また、犯罪のないまちづくりや交通安全施設の整備、食品衛生対策などによる防犯、交通安全、生活衛生の対策を推進するとともに、過疎地域・離島等における地域振興を図るなど、市民が安全で安心して暮らすことのできる生活基盤と生活環境の整備を推進する。

[主要事業]

- ・管理港湾の改修
立石港の改修

女木港の改修

男木港の改修

大島港の改良

- ・高松港港湾の整備
- ・安原地区香東川親水ゾーンの整備（新規）
- ・市営墓地の整備
- ・安全で安心なまちづくりの推進

10 自立した新しいまちづくり推進プラン

総合計画の策定を通じて、将来の目標を明らかにしながら、総合的、計画的な新しいまちづくりを推進するとともに、中核市としての機能を最大限に生かしながら、行政の効率性や市民サービスの向上を目指した行財政改革を推進する一方、電子市役所の構築など、情報化の推進と情報提供の充実を図る。

また、地域の人々が地域の課題や自分たちのまちづくりに取り組むことができるよう、地域コミュニティの活性化や、NPOとの協働と市民参画の促進を図るほか、人権・平和を大切にする社会づくりを推進するなど、地方分権の時代を担う自立した新しいまちづくりを推進する。

[主要事業]

- ・新しい総合計画の策定（新規）
- ・行財政改革の推進
 - 行財政改革計画の策定（新規）
 - 行政評価システムの構築（新規）
- ・電子市役所構築の推進
- ・CATV網の整備・エリア拡大の促進
- ・地域コミュニティ活動の推進
- ・コミュニティセンターの整備
- ・NPOとの協働の推進
- ・男女共同参画社会の形成

VII プランの概算事業費

各事業の事業費（計画額）については、「各論」の各事業中に、計画段階において想定される概算事業費を掲載しているが、計画の検討や取組状況によって、実際の事業費は変更されるものである。また、厳しい財政状況を踏まえ、事業費については、より一層精査していくものである。

主要事業（８７事業）の計画額を合計した概算事業費（計画額）は次のとおりである。

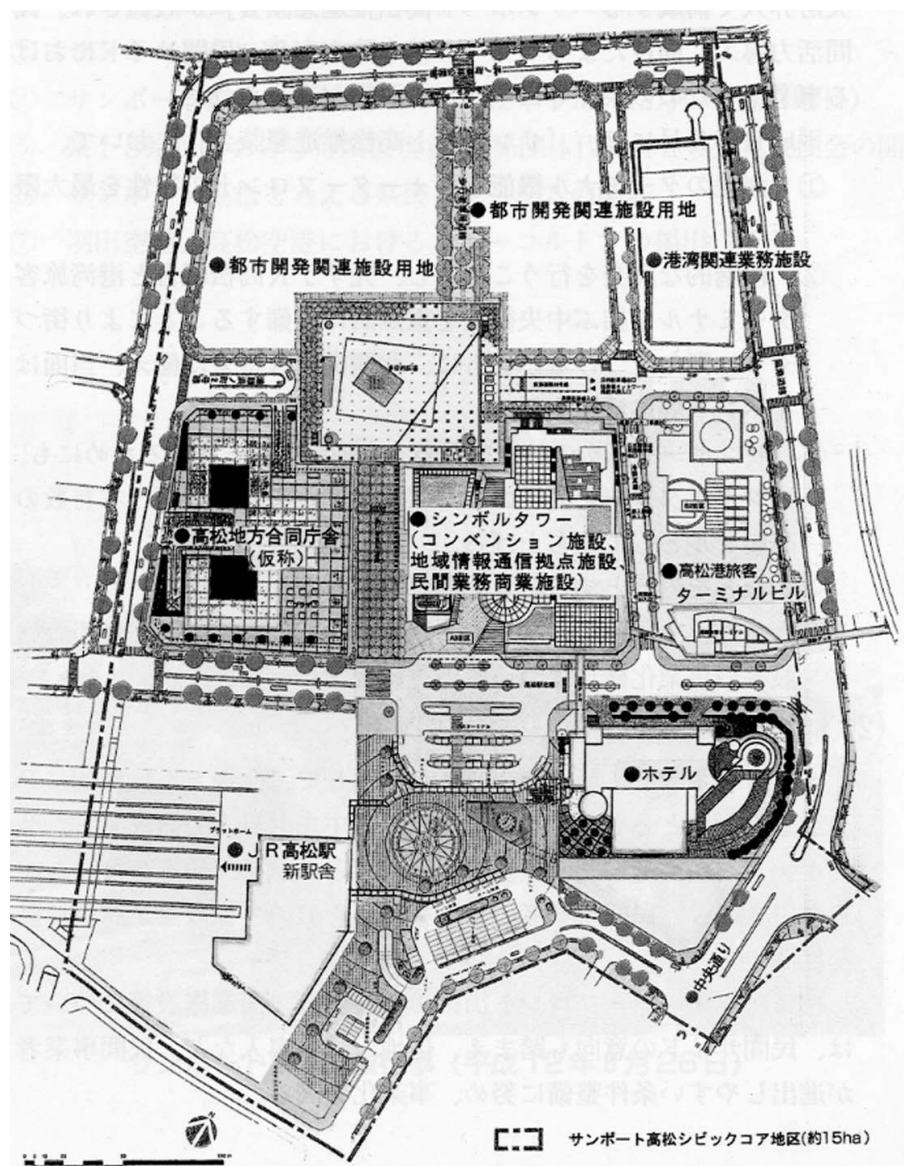
区 分		平成１８・１９年度概算事業費（万円）				
		財 源 内 訳				事業費
		国・県支出金	市債	その他	一般財源	
１	「地域一体感」醸成プラン	2,300	0	0	25,700	28,000
２	拠点機能集積と都市再生プラン	319,570	87,450	120,150	192,610	719,780
３	にぎわい創出と地域資源活用プラン	7,280	0	0	18,760	26,040
４	災害に強いまちづくりプラン	188,100	347,520	4,820	219,810	760,250
５	文化の香りとうるおいのある都市創造プラン	76,420	105,220	5,680	129,980	317,300
６	健やか子育て支援プラン	137,290	104,210	0	439,310	680,810
７	健康で安心して暮らせるまちづくりプラン	62,820	39,950	73,500	41,630	217,900
８	環境にやさしい社会づくりプラン	247,970	647,390	9,410	115,930	1,020,700
９	生活基盤・生活環境の整備プラン	35,370	95,170	0	29,750	160,290
１０	自立した新しいまちづくり推進プラン	1,600	7,930	550	44,150	54,230
合 計		1,078,720	1,434,840	214,110	1,257,630	3,985,300

VIII 都市再生への取り組み

地域再生計画の認定をはじめ、国から承認された計画など、「都市の再生」に向けて実施している主な計画は、次のとおりである。

○サポート高松シビックコア地区整備計画（平成12年度建設省の承認）

シビックコア地区整備事業は、国・地方公共団体・民間等が連携を図りながら施設整備を進めることにより、官公庁施設や関連する都市基盤施設などを一体的・計画的に整備し、地域の特色や良好な市街地環境の形成の整備を図る事業。サポート高松シビックコア地区整備計画は、全国で9番目、西日本では那覇に続き2番目、中国・四国地区では初めてのシビックコア地区である。



■サポート高松シビックコア地区整備計画（平成12年3月策定）

○民間都市再生事業計画（平成18年1月25日認定）

中心商店街の一つである高松丸亀町商店街において、高齢者から子どもまでが楽しめる魅力的な商店街を創造し、高松の文化の発展への寄与と地域に根ざした産業振興を図るため、高松丸亀町商店街振興組合などが進める丸亀町商店街A街区における市街地再開発事業。平成18年1月25日に「高松丸亀町商店街民間都市再生事業」として、全国で19件目、大都市圏を除く地方都市では始めて、都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画に認定された。

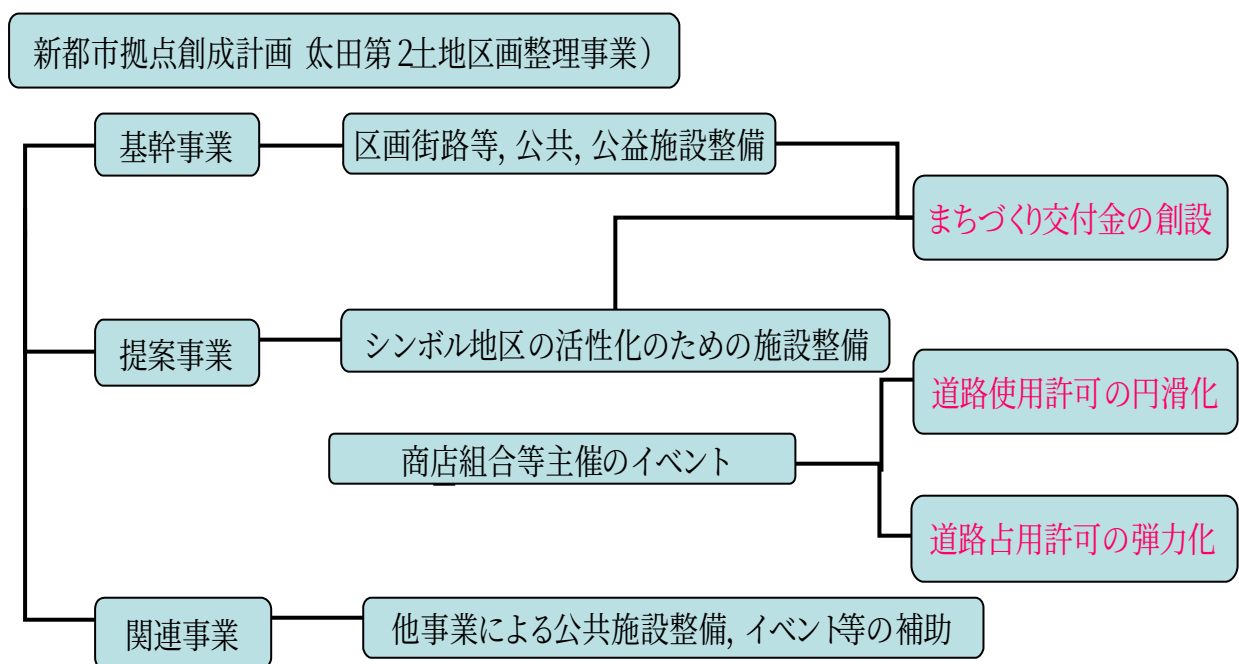


■高松丸亀町商店街A街区市街地再開発（イメージ図）

○新都市拠点創成計画（地域再生計画：平成16年6月21日認定）

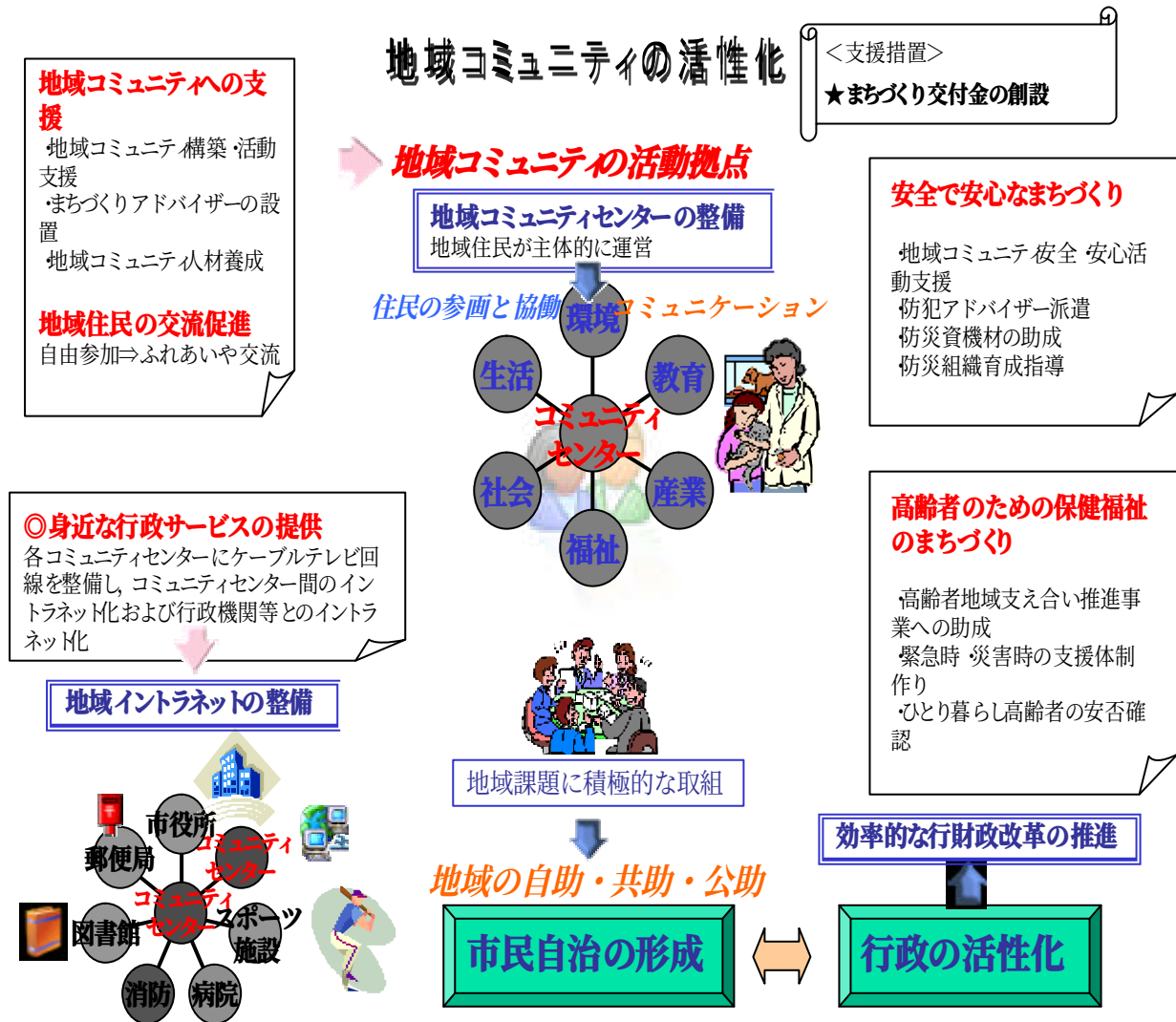
本市中心市街地の衰退傾向に歯止めをかけるため、中心市街地の活性化を図ることはもとより、本市の玄関口の一つである高松中央インターチェンジに隣接した太田第2地区の区画整理事業を推進し、にぎわい創りや居住環境の整備を行い、本市の新都市拠点として整備する。このことにより、交流域外からの流入人口の増加、市外からの定住人口の増加を促進するとともに、中心市街地との循環交通網の充実を図り、中心市街地と交流の活発化を推進することにより、本市全体の経済活性化につなげていく。

新都市拠点創成計画イメージ図



○地域コミュニティ活性化プロジェクト（地域再生計画：平成16年6月21日認定）

市民が自発的・主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めるとともに、まちづくりに関わる市民の自主的な活動の育成や支援、地域みずからのまちづくりに向けた基盤整備・環境整備を行う中で、地域住民がつどい、学び、活動し、主体的な地域活動や地域社会共通の課題解決に取り組むことができるコミュニティセンターを整備することなどにより、地域の再生を図る。

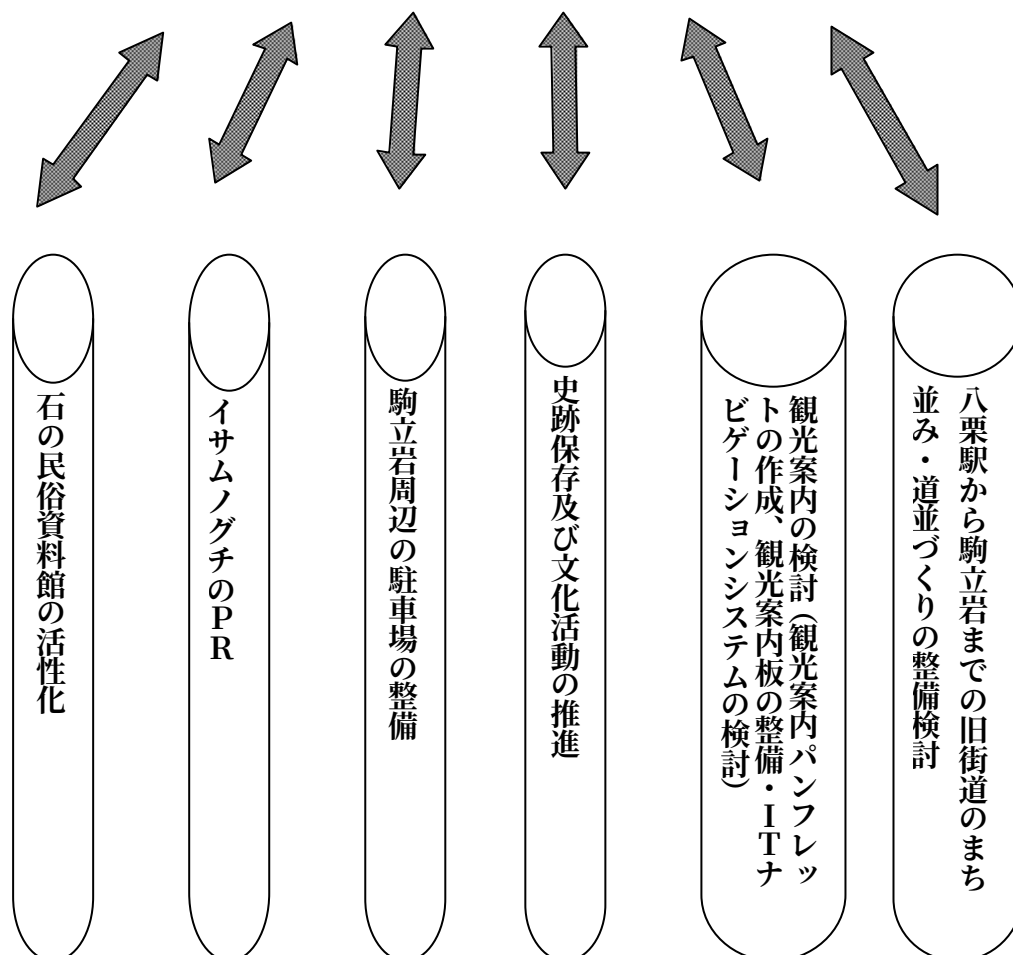


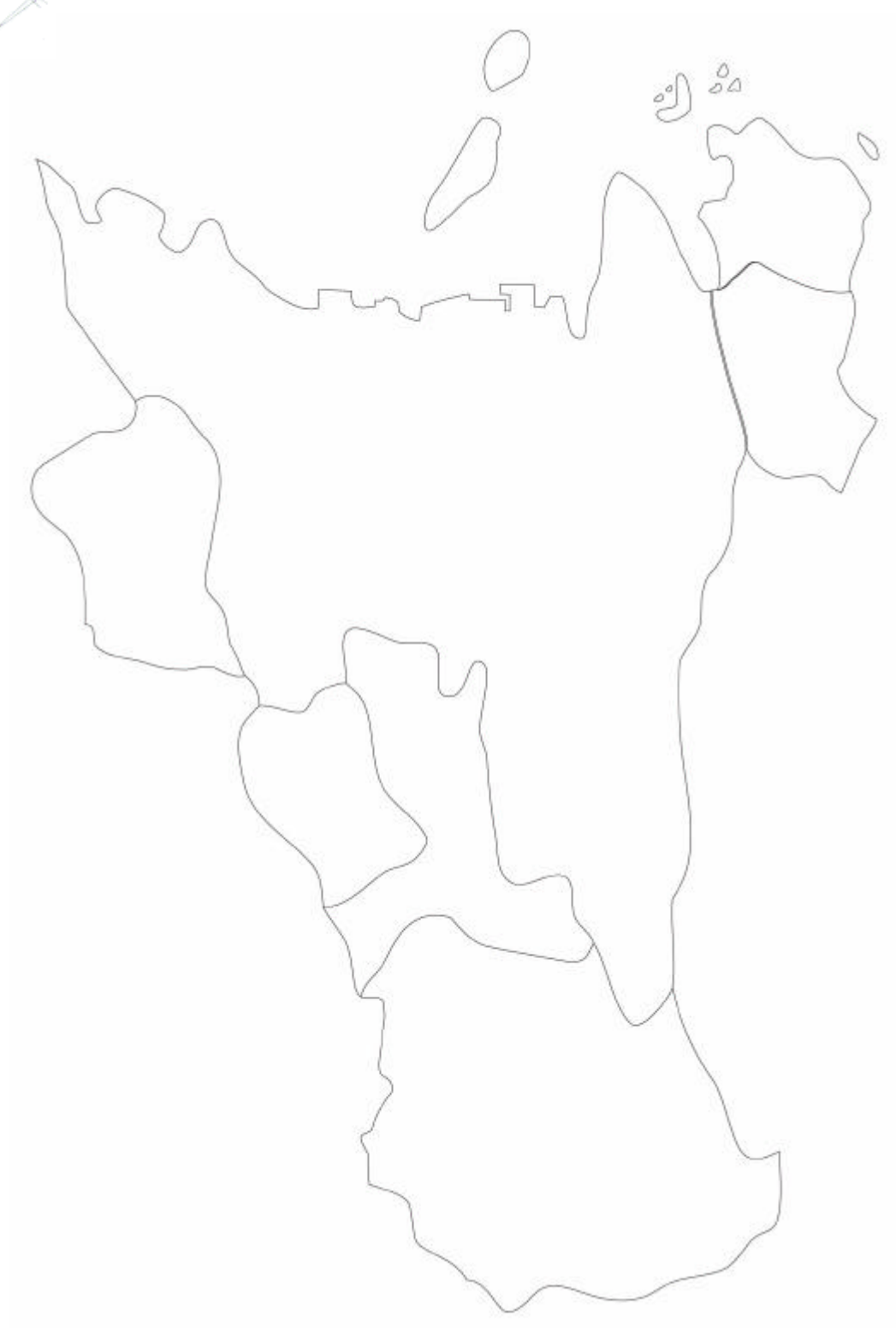
○牟礼町まちづくり計画（地域再生計画：平成16年6月21日認定）

「牟礼町まちづくり計画」は、住民が自治の主役として、行政と一体となって、地域の特性を活かし、地域活性化を目指すもの。「一地域一観光」の推進は、その手段の一つであり、住民が自分たちの住む地域の良さを再発見、自覚することをはじめ、地域が有する資源や国の支援措置を有効活用しながら、国内外に広く地域の魅力を発信していくことを通じて、地域間競争力を養い、交流人口を増加させ、地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

『むれ源平まちづくり協議会』

住民自らによる「一地域一観光」の推進





平成18・19年度まちづくり戦略プラン

【各論】

- ①担当組織については、平成18年2月現在の名称を記載している。
- ②事業費（計画額）は、平成18・19年度、2か年の概算計画額である。
- ③各プランにおいては、主要事業のほか、各プランの末尾に「その他の主な事業」を掲載しており、これらをあわせて推進することにより、計画的な施策・事業の展開を図るものである。
- ④＜再掲〇〇ページ＞の表記のある事業については、主体としては、別のプランにおいて対応するが、この施策（プラン）にも関係がある事業として掲載しており、ページ数は主体として掲載しているページを示している。

1 「地域一体感」醸成プラン

合併後の新しい市においては、旧高松市や合併地区のそれぞれのこれまでのまちづくりの歩みを尊重する中で、地理的条件をはじめ、都市機能や産業基盤、多様な地域資源、さらには、それぞれの地域特性を生かしながら、総合的、一体的なまちづくりを進めることにより、持てる力を最大限に発揮していかなければならない。

こうしたまちづくりを進める上においては、何よりも、旧高松市や合併地区のそれぞれの市民が、お互いのことをよく知り、一人一人が高松市に愛着を持ち、合併してよかったと思えるように、人・物・情報の交流の活発化など、一体感を共有できる土壌づくりが急がれるところである。

このため、合併後の新しい市において、速やかな地域の一体化と融合に向け、合併記念イベントの実施などによる市民交流・地域間交流の推進をはじめ、公共施設等のネットワーク化による地域間情報の共有と提供、学校教育環境の整備や観光振興などにおける一体的な取組みを推進する。

また、鉄道新駅の設置、CATV網の整備などによる交流基盤の整備や、まちづくり100人委員会、地域審議会などによるまちづくりへの参画促進、さらには、各種施策における一体化のための新たな計画の策定などを進めることにより、地域の一体感の醸成を図る。

○市民交流・地域間交流の推進

合併記念各種イベントの開催、一体感醸成イベントの実施、合併記念巡回ふれあいバスツアーの運行、合併一周年記念事業の実施など

○ネットワーク化による地域間情報の共有・提供

図書館、資料館などのネットワークの整備、美術館、保健センター・地域包括支援センター、病院、道の駅などの各施設間の連携強化、スポーツ施設予約・イベント案内情報提供など公共施設利用総合情報システムの稼働、学習情報提供・文化施設予約・講座受講申込など生涯学習情報システムの再構築、防災行政無線システムの整備（全市体制に再構築）など

○一体的な取組みの推進

学校教育環境の整備（全小学校に学校防犯監視システム、全小・中学校に教室への扇風機、全中学校に自動体外式除細動器の整備）、学校施設の耐震化（幼稚園、小・中学校の耐震診断の実施）、学校図書館の活性化（学校図書館指導員の増員と効果的な配置）、観光総合パンフレット（日・英）の制作、共同観光宣伝、観光情報提供システムの充実（合併地区を含めた一体的な観光情報の提供）、「高松産ごじまん品」生産・消費の促進（合併地区の特産品を高松産ごじまん品に加えてPR）など

○交流基盤の整備とまちづくりへの参画促進

鉄道新駅の設置（南部方面からのパーク・アンド・ライド）、道路の新設・改良、CATV網の整備・エリア拡大、観光周遊ぐるりんバス（仮称）の運行、まちづくり100人委員会の設置、地域審議会の開催、広報たかまつの充実（増ページ）、地域コミュニティ活動の推進（合併地区のコミュニティづくりに向けた土壌づくり）など

○一体化のための新たな計画の策定

新しい総合計画、観光振興計画、都市計画マスタープラン、ごみ処理基本計画、環境基本計画の策定など

合併記念各種イベントの開催

関係課

事業費（計画額）：2億6,000万円

目 的：

平成18年度の1年間を通じて、各種のイベントについて、「合併記念事業」として位置づけた取組みを行い、新しい市の一体感の醸成に資する。

事業の概要：

○各イベントに「合併記念」の冠をつけて実施

■合併記念各種イベント一覧表

実施月	事業名	担当課
4月	塩江さくらまつり	観光課
	さぬき高松ポコまつり	
4月～5月	歴史資料館収蔵品展「新たに仲間となりました」（仮称）	歴史資料館
	美術館「エミール・ガレとドーム兄弟展」	美術館
5月	フラワーフェスティバル・交通安全フェア	公園緑地課・交通安全対策課
	かがわ国際フェスタ 2006	国際交流室
	暮らしをみなおす市民のつどい	市民生活課
	保育まつり	こども未来課
	50歳以上男子ファーストピッチソフトボール大会	市民スポーツ課
5～6月	石のさとフェスティバル	文化振興課
6月	ほたるの里フォトコンテスト写真公募展	美術館
	塩江ホテルまつり	観光課
	水道週間行事	水道局
	さわやかママさんバレーボール大会	市民スポーツ課
6～7月	アーツフェスタたかまつ2006	文化振興課
7月	外国人のど自慢・お国自慢交流大会	国際交流室
	福祉のつどい	障害福祉課
	国分寺いん石20周年展（仮称）	市民文化センター
	市民遠泳大会	市民スポーツ課
7～9月	屋島山上石あかりロード（仮称）	観光課
8月	高松まつり	
	塩江温泉まつり	
	ボン・フェスティバルIN香南	
	国分寺町まつり	
	高松市子ども会フットベースボール大会	社会教育課
8～9月	牟礼石あかりロード	観光課
9月	健康まつり	保健センター
	高松市合併ふれあい展	美術館
9～11月	市民スポーツフェスティバル	市民スポーツ課
10月	音のまつり	文化振興課

実施月	事業名	担当課
10月	高松秋のまつり	観光課
	仏生山竹あかりロード	
	義経・与一合同サミット	
	グリーンフェスタ国分寺盆栽まつり	農林水産課
	ファミリーマラソン in Aji	市民スポーツ課
	合併企画展	歴史資料館
10～11月	菊池寛記念館文学展「愛の手紙」（仮称）	菊池寛記念館
11月	男女共同参画フェスティバル	女性センター
	塩江もみじまつり	観光課
	農産品まつり	農林水産課
	平和記念室収蔵品巡回展	市民文化センター
	健脚大会	市民スポーツ課
	さわやかママさんソフトボール大会	
	60歳以上男子スローピッチソフトボール大会	
	まなびCAN開設5年記念事業	生涯学習センター
	美術館コレクション展	美術館
11～1月	高松冬のまつり	観光課
12月	元気ハツラツドッジボール大会	市民スポーツ課
	国分寺町冬のまつり	観光課
1月	新成人祝賀講演会	社会教育課
	まちづくり講演会	市民生活課
2月	新春子どもフェスティバル	社会教育課
	校区别混成ソフトバレーボール大会	市民スポーツ課
	たかまつ食と農のフェスタ	農林水産課
3月	塩江温泉竹あかりのみち	観光課
通年	サンポートにぎわいづくりイベント	

※上記以外のイベントについても、随時、合併記念イベントに位置づけて実施するものとする。

合併記念市民交流・地域間交流事業の実施

企画課
事業費（計画額）：1,840万円

目 的：

合併後の新しい市において、速やかな地域の一体化と融合を図るため、旧高松市や合併地区のそれぞれの市民が、新しい市の各地域の特色ある施設や地域資源を知るとともに、地域性のあるまつりにおけるイベントへの参加を通じてふれあうことにより、市民の一体感を醸成することを目的として合併記念市民交流・地域間交流事業を実施する。

事業の概要：

○一体感醸成イベントの実施

旧高松市および合併地区における比較的規模の大きい“まつり”において、まつり

の会場の一画を利用し、まつりのプログラムと関連づけながら、市民の一体感を醸成するイベント（プログラム）を付加して実施する。

最初のまつりとなる「フラワーフェスティバル・交通安全フェア」において、交流事業スタートイベントを実施する。

■対象のまつりおよび開催月

名 称	地区名	開催月
フラワーフェスティバル・交通安全フェア	旧高松	5 月
石のさとフェスティバル	庵治	6 月
塩江ホテルまつり	塩江	6 月
アーツフェスタたかまつ 2006	旧高松	7 月
ボン・フェスティバル I N 香南	香南	8 月
塩江温泉まつり	塩江	8 月
牟礼石あかりロード	牟礼	9 月
ひょうげまつり	香川	9 月
高松秋のまつり	旧高松	10 月
音のまつり	国分寺	10 月

○合併記念巡回ふれあいバスツアーの運行

各地域の特色ある施設やまつりなどを巡るバスツアーを運行する。

① 実施月

6 月から 11 月までの 6 か月間

② 回数と対象

月 2 回実施する。集合地を 2 か所設けて、各回 2 台で運行する。訪問する地域ごとの一般ツアーと、特定のジャンルの施設等を巡る特別ツアーを運行する。

③ 訪問見学場所

各地域の特色ある自然・歴史・文化・産業などに関連する施設、スポット、地域に根ざした“まつり”、休憩施設など

合併一周年記念事業の実施

企画課
事業費（計画額）：160 万円

目 的：

市民の企画提案により、市全域の市民参加による合併一周年を祝う記念事業を実施する。

事業の概要：

- 市民から企画提案を募集
- 市民による実行委員会で運営
- 実施時期：平成 19 年 1 月～2 月ごろ

その他の主な事業

- ・ 公共施設のネットワークの整備（中央図書館、歴史資料館、関係課）
（図書館、資料館などのネットワークの整備）
- ・ 公共施設間の連携強化（美術館、保健センター、市民病院、関係課）
（美術館、保健センター・地域包括支援センター、病院、道の駅などの各施設間の連携強化）
- ・ 生涯学習情報システムの再構築＜再掲 129 ページ＞（情報システム課）
（学習情報提供、文化施設予約、講座受講申込など）
- ・ 防災行政無線システムの整備＜再掲 48 ページ＞（庶務課防災対策室）
（全市体制に再構築）
- ・ 学校教育環境の整備＜再掲 90 ページ＞（教育部総務課、高松第一高等学校）
（全小学校に学校防犯監視システム、全小・中学校に教室への扇風機、全中学校および高等学校に自動体外式除細動器の整備）
- ・ 学校施設の耐震化＜再掲 53 ページ＞（教育部総務課）
（幼稚園、小・中学校の耐震診断の実施）
- ・ 学校図書館の活性化＜再掲 91 ページ＞（学校教育課）
（学校図書館指導員の増員と効果的な配置）
- ・ 観光総合パンフレット（日・英）の制作＜再掲 45 ページ＞（観光課）
（観光パンフレットの制作による地域間交流の促進）
- ・ 観光ポスターの制作（観光課）
（観光ポスターの制作による地域間交流の促進）
- ・ 共同観光宣伝の実施（観光課）
- ・ 観光情報提供システムの充実＜再掲 45 ページ＞（観光課）
（合併地区を含めた一体的な観光情報の提供）
- ・ 「高松産ごじまん品」生産・消費の促進＜再掲 43 ページ＞（農林水産課）
（合併地区の特産品を高松産ごじまん品に加えてPR）
- ・ 鉄道新駅の設置＜再掲 26 ページ＞（都市計画課交通政策室）
（琴電琴平線の新駅（仮称：寺井駅）の整備、南部方面からのパーク・アンド・ライド）
- ・ 道路の新設改良（道路課）
（下万塚線、引土線、楠中ノ丁線、坂下樽谷線、竹居線、その他市道の整備による地域間交流の促進）
- ・ 橋りょうの新設・改良＜再掲 123 ページ＞（道路課）
（来栖中村線中村橋の整備による地域間交流の促進）
- ・ 観光地の整備・活性化＜再掲 34 ページ＞（観光課）
（塩江温泉の足湯場の整備、観光案内板（塩江温泉郷、落合地区）の整備による地域間交流の促進）
- ・ CATV網の整備・エリア拡大＜再掲 130 ページ＞（広聴広報課）
- ・ 観光周遊ぐるりんバス（仮称）の運行＜再掲 34 ページ＞（観光課）
- ・ 消防署所・消防屯所の整備＜再掲 51 ページ＞（消防局総務課）

(南消防署の整備、一宮分団第2部屯所の整備による南部地域の消防・防災体制の充実)

- ・まちづくり100人委員会の設置<再掲126ページ>(企画課)
- ・地域審議会の開催<再掲138ページ>(市民生活課)
(建設計画の執行状況やまちづくりに関することなどについての審議など)
- ・広報たかまつの充実<再掲138ページ>(広聴広報課)
(A4版2色刷16頁、年24回発行による増ページ)
- ・地域コミュニティ活動の推進<再掲131ページ>(市民生活課)
(合併地区のコミュニティづくりに向けた土壌づくり)
- ・新しい総合計画の策定<再掲126ページ>(企画課)
- ・観光振興計画の策定<再掲44ページ>(観光課)
- ・都市計画マスタープランの策定<再掲30ページ>(都市計画課)
- ・ごみ処理基本計画の策定<再掲110ページ>(環境政策課)
- ・環境基本計画の策定<再掲111ページ>(環境保全課)

2 拠点機能集積と都市再生プラン

四国を代表する高次都市機能の集積や、合併による市域拡大に伴う人口増とインフラの面的広がりなどを最大限に生かしながら、道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市を目指し、それにふさわしい都市機能を備えたまちづくりを進めていく必要がある。

一方、中心市街地の空洞化や、都心の活力と魅力の低下、都市間競争の激化などにより、今後の都市づくりは、蓄積された都市資源の活用を重視するストック型へと視点の転換を図りながら、新しい時代に適合した都市へと変化させていく「都市の再生」が大きな課題となっている。

このため、サンポート高松の機能充実や中央商店街の魅力ある商業空間の創造などにより、都心の再生を進めるとともに、市域内外を結ぶ総合的な交通体系の整備や、市街地南部地域の新都市拠点の整備を推進する。

また、大学や県との連携による調査研究を行いながら、都市拠点形成に向けた都市政策の効果的な展開を図るなど、拠点機能の集積と都市の再生に取り組む。

○都心の再生

丸亀町商店街の再開発促進、国の合同庁舎整備などサンポート高松の整備促進、シンボルタワー入居オフィスへの支援、高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進、市街地再開発関連街路事業の推進、特定優良賃貸住宅の供給促進などによる都心居住の促進など

○総合的な交通体系の整備

高松海岸線・木太鬼無線など都市内幹線道路の整備、国道11号高松東道路関連整備事業の推進、鉄道新駅設置など鉄道施設の整備、フリーゲージトレインの導入促進、コミュニティバスの運行、長距離バス路線網、航空路線網の拡大促進など

○新都市拠点の整備

太田第2土地区画整理事業の推進、ショッピングレインボー循環バスの民間運行、地域防災拠点施設（南消防署に併設）の整備、香川インテリジェントパークにおける研究開発支援機能の活用促進など

○都市政策の効果的な展開

新しい土地コントロール制度による適正な土地利用の誘導、先端産業・高度情報処理産業・試験研究施設の立地に対する助成、大学・県と連携した都市拠点形成の調査研究など

○計画の推進

中心市街地活性化基本計画、総合都市交通計画の推進、都市計画マスタープランの策定など

丸亀町商店街の再開発促進

都市再開発課

事業費（計画額）：28億900万円

実施主体：市街地再開発組合

目的：

中心商店街の一つである高松丸亀町商店街において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発事業を施行することにより、高齢者から子どもまでが楽しめる魅力的な商店街を創造し、高松の文化の発展への寄与と地域に根ざした産業振興を図る。

現況：

再開発ビルおよび隔地駐車場の工事を施行中（A街区）

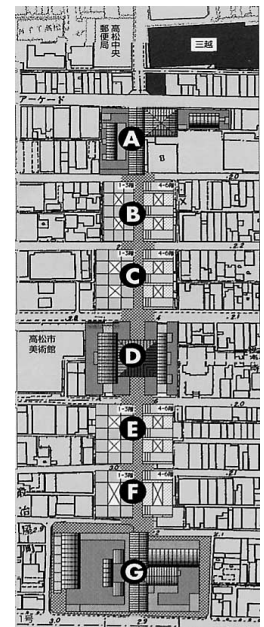
事業計画の変更を検討中（G街区）

経過：

- ・平成 5 年 1 0 月 市街地総合再生計画大臣承認
- ・平成 6 年 1 月 A街区市街地再開発準備組合設立
- ・平成 7 年 7 月 G街区市街地再開発準備組合設立
- ・平成 1 1 年 1 月 高松丸亀町まちづくり株式会社設立
- ・平成 1 3 年 3 月 A・G街区第1種市街地再開発事業の都市計画決定
- ・平成 1 3 年 1 1 月 G街区市街地再開発組合設立
- ・平成 1 4 年 1 1 月 A街区市街地再開発組合設立
- ・平成 1 6 年 4 月 A街区および内町地区の都市再生特別地区（1.5ha）の都市計画決定
- ・平成 1 6 年 1 0 月 A街区権利変換計画の知事認可
- ・平成 1 7 年 3 月 A街区市街地再開発ビルの工事着手
- ・平成 1 8 年 1 月 A街区市街地再開発事業が都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画に認定

事業の概要：

- A街区（面積0.44ha）
 - ・組合補助（建築工事等の補助）
- G街区（面積1.25ha）
 - ・組合補助（補償費の補助）



■丸亀町再開発街区配置図（A～G）

スケジュール：

- ・平成 1 8 年度 A街区第1種市街地再開発事業完了（予定）

・平成22年度 G街区第1種市街地再開発事業完了（予定）

■ A街区計画概要（地区面積 0.44ha）

	西 棟	東 棟
建築概要	地下1階 地上10階 塔屋1階 延床面積 10,061 m ²	地上8階 塔屋1階 延床面積 6,334 m ²
施設の配置	6階～10階 住戸 5階 レストラン等 1階～4階 店舗 駐輪場 地下1階 機械室、電気室	6階～8階 住戸 5階 コミュニティ施設等 1階～4階 店舗 駐輪場

■ G街区計画概要（地区面積 1.25ha）

	西 棟	東 棟
建築概要	地下1階 地上26階 塔屋1階 延床面積 約44,000 m ²	地下1階 地上9階 塔屋1階 延床面積 約23,000 m ²
施設の配置	8階～26階 住戸 4階～7階 娯楽施設 文化施設等 1階～3階 店舗 地下1階 店舗等	1階～9階 駐車場 1階～4階 店舗 地下1階 駐輪場等

キーワード：権利変換

従前の土地と建物に関する権利（宅地、借地権、抵当権、地役権等）を新しい建築物とその敷地に関する権利に円滑に変換し、若しくは移行し、又は消滅して金銭補償に変化させる一定の計画。

都市内幹線道路の整備

都市計画課
事業費（計画額）：25億1,900万円

目 的：

市街地の進展に対応し、事業効果・緊急度等の高い路線から体系的な都市内幹線道路の整備を進め、円滑な交通と快適な道路環境を確保する。

現 況：

（平成17年3月31日現在）

都市計画決定 65路線 延長199,880m

整備済延長 169,603m

整備率 84.9%

事業の概要：

○都市内幹線道路の整備（市施行分）

■都市内幹線道路の整備内容

※（都）：都市計画道路

路線名	幅員×延長 (m)	区 間	事業概要	完成年度 (予定)
高松海岸線	32 × 646	フェリー通り～（都）浜ノ町栗林公園線	用地購入、建物移転	未定
木太鬼無線	16 × 2,000	香東川右岸～県道川東高松線	用地購入、建物移転	平成25年度
兵庫町西通町線	15 × 150	（都）浜ノ町宮脇線以西	用地購入、建物移転、街路築造等	平成21年度
公園東門線	11 × 174	（都）朝日町仏生山線以西	用地購入	平成22年度
香西東町香西南町線	16 × 222	（都）郷東檀紙西線～本津川左岸	用地購入	平成22年度
郷東檀紙西線	18 × 640	（都）中新町鬼無線～（都）香西東町香西南町線	用地購入、建物移転	平成22年度

キーワード：都市計画道路

都市計画道路は、その機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4つの種別に分類され、都市計画決定される。幹線街路は、都市計画道路の中で最も一般的な道路で、都市内交通の主な骨格を成す交通や都市間相互の交通を主として受け持つ道路。



■高松海岸線事業区間

国道 11 号高松東道路関連整備事業の推進

都市計画課交通政策室
事業費（計画額）：2 億 5,400 万円

実施主体：市、県、国

目 的：

琴電琴平線および琴電長尾線と一般国道 11 号高松東道路等との交差部において、鉄道高架による立体交差化および高架側道などを整備し、交通渋滞の防止や住民の利便性の向上と安全性を確保する。

なお、交差部においては、一般国道 11 号高松東道路とその上部に設置された四国横断自動車道の間に鉄道軌道が整備される 3 層構造になる。

経 過：

○琴電琴平線高架事業

- ・平成 5 年 1 月 琴電琴平線高架事業基本協定締結
- ・平成 6 年 3 月 太田下町 21 号線の市道認定
- ・平成 7 年度 太田下町 21 号線の事業着手

○琴電長尾線高架事業

- ・平成 5 年 6 月 琴電長尾線高架事業基本協定締結
- ・平成 6 年 3 月 東山崎町 51 号線の市道認定
- ・平成 8 年度 東山崎町 51 号線の事業着手
- ・平成 13 年 7 月 前田西町 52・53 号線の市道認定
- ・平成 13 年度 前田西町 52・53 号線の事業着手

事業の概要：

○琴電琴平線・琴電長尾線高架関連事業の実施

■琴電琴平線・琴電長尾線高架関連事業の内容

区 別	事 業 の 概 要	事業主体	完成年度（予定）
琴電琴平線高架関連事業	琴電琴平線高架事業（L＝950m）に対する負担	国	平成 19 年度末供用
	市道太田下町 21 号線（W＝6m、L＝730m）の整備	市	平成 20 年度末供用
琴電長尾線高架関連事業	琴電長尾線高架事業（L＝1,440m）	国・県	平成 19 年度末供用
	市道東山崎町 51 号線（W＝5～12m、L＝1,060m）の整備	市	平成 21 年度末供用
	市道前田西町 52 号線（W＝5m、L＝210m）の整備	市	平成 20 年度末供用
	市道前田西町 53 号線（W＝5m、L＝310m）の整備	市	平成 18 年度末供用



■琴電琴平線高架関連事業完成予想図



■琴電長尾線高架関連事業完成予想図

総合都市交通対策の推進

都市計画課交通政策室
事業費（計画額）：1億5,900万円

個別事業：

鉄道施設の整備

コミュニティバスの運行

事業名：鉄道施設の整備

実施主体：市、高松琴平電気鉄道(株)

目 的：

自動車交通の環境問題や、高齢者、障害者等の移動に配慮し、公共交通の快適性や利便性を高め、公共交通の利用を促進するため、鉄道の新駅の設置やP＆R用駐車場・駐輪場の整備を行い、合併地区も含めた市南部地域住民の通勤時間の短縮や定時性の確保などを図るとともに、駅施設のバリアフリー化を促進する。

事業の概要：

- 琴電琴平線の新駅（仮称：寺井駅）整備に対する助成（国庫補助対象事業）
- 琴電琴平線の新駅（仮称：寺井駅）のP＆R用駐車場・駐輪場の整備
- プラットホームスロープ設置および視覚障害者用誘導ブロックの敷設等（琴電大町駅・太田駅・瓦町駅・花園駅）の整備に対する助成

キーワード：P＆R（パーク・アンド・ライド）

交通渋滞を避けるために、郊外の駐車場に車を置き（パーク）、そこから電車やバスに乗り換えて（ライド）、都心に入ること。公共交通機関の利用を促進し、都心部の渋滞緩和と排気ガスによる大気汚染の防止などに役立てようとするもの。

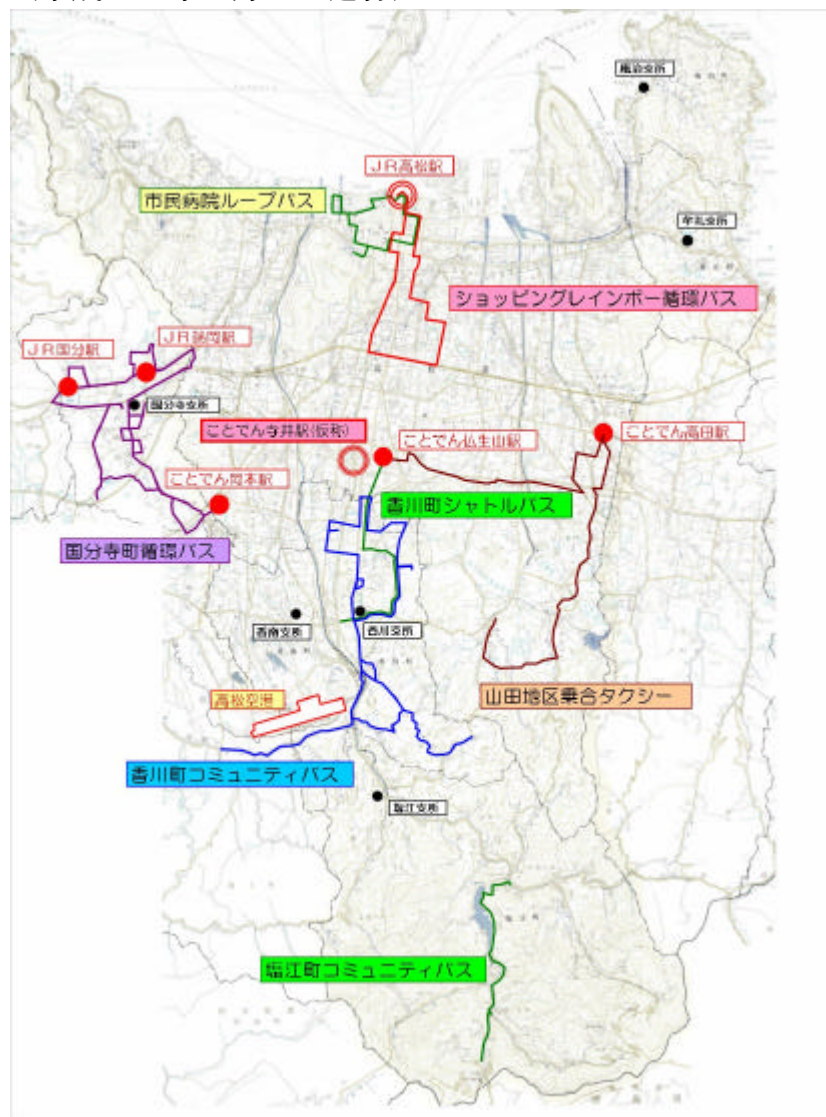
事業名：コミュニティバスの運行

目 的：

路線バスが廃止された地区やバスが運行されていない地区において、コミュニティバス等を運行し、高齢者等交通弱者の足を確保する。

事業の概要：

- 市民病院ループバス（平成15年4月から運行）
- ショッピングレインボー循環バス（平成15年11月から運行・18年度から民間の独立採算で運行）
- 山田地区乗合タクシー試験運行（平成15年12月から試験運行中）
- 塩江町コミュニティバス（平成10年10月から運行）
- 香川町コミュニティバス（平成10年10月から運行）
- 香川町シャトルバス（平成16年12月から運行）
- 国分寺町循環バス（平成12年5月から運行）



■市内のコミュニティバス等路線図

太田第2土地区画整理事業の推進

太田第二土地区画整理事務所
事業費（計画額）：14億3,700万円

目的：

「潤いと活力に満ちたまち」をテーマに、南部地域において良好な市街地の形成と新たな拠点づくりを進める。あわせて、個性ある街づくりとして、ふるさとの顔づくり事業を推進する。

經 過：

- ・昭和 6 1 年 3 月 太田第 2 土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
 - ・昭和 6 2 年 2 月 事業計画の決定
 - ・平成 5 年 1 月 ふるさとの顔づくり事業の地区指定
(シンボルゾーン、水と緑の回廊の形成)
 - ・平成 5 年 9 月 国道 1 1 号高松東道路暫定供用
 - ・平成 6 年 6 月 仮換地指定完了
 - ・平成 9 年 2 月 太田第 2 シンボル地区
地区計画の都市計画決定
 - ・平成 1 0 年 6 月 レインボーロード供用開始
 - ・平成 1 4 年 4 月 サン・フラワー通り供用開始
 - ・平成 1 4 年 7 月 木太鬼無線供用開始
 - ・平成 1 5 年 3 月 高松自動車道供用開始
- 



■レインボーロード

事業の概要：

- 街路築造（約 600m）、換地処分
- ・工事完了（18年度）
 - ・面積確定（19年度）

■区画整理事業全体の概要

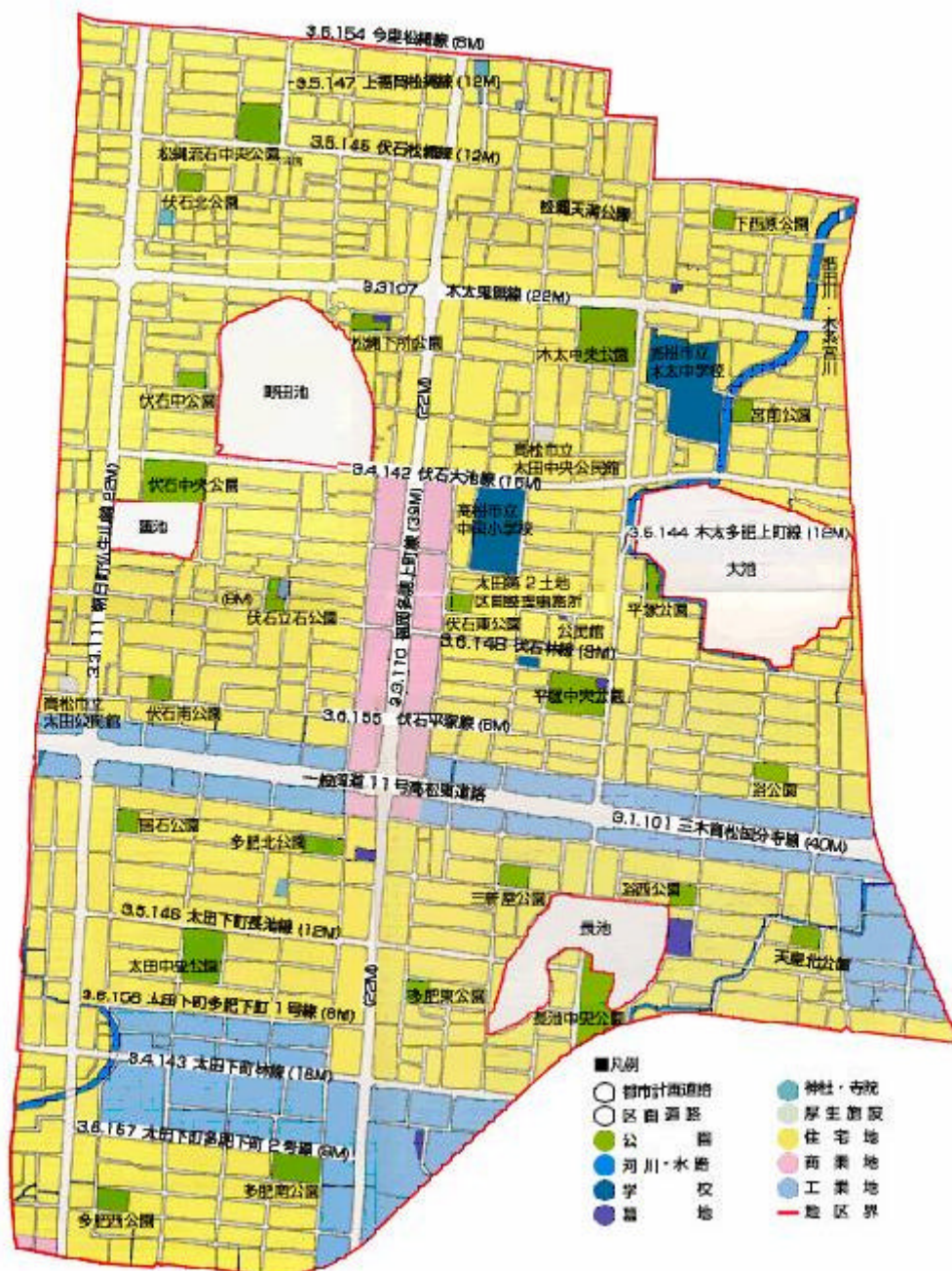
事 業 内 容	事 業 規 模
施行面積	約 360.3ha
施行期間	昭和 6 1 年度～平成 1 9 年度
総事業費	約 636 億 6,500 万円
減分率	21.29%
建物総移転戸数	1,295 戸
主な公共施設 ・都市計画道路 15 路線 18,370m 主な都市計画道路：レインボーロード（事業区域中心部約 10.3ha） W＝39m（歩道片側 11m） L＝650m ・区画道路等 74,596m ・公園 25 か所 108,200 m ² ・河川・水路 5,219m	

キーワード：換地処分

土地区画整理事業では、個々の宅地所有者から、宅地の一部を提供してもらい、新たに道路や公園等の公共施設を整備することから、従前の宅地と整理後の宅地では、その形や面積、位置などが変わる。この従前の宅地の代わりとして交付された宅地のことを「換地」と呼ぶ。

換地処分とは、換地計画に定められた事項を、従前の宅地所有者・権利者などに対して、各筆換地明細、各筆各権利別清算金明細などにより通知する行政処分であり、換地処分の公告があった日の翌日から換地は従前の宅地とみなされる。

なお、換地処分は土地区画整理事業の工事が完了した後、遅滞なく行わなければならない。



■太田第2土地区画整理事業土地利用計画

大学・県と連携した都市拠点形成の調査研究

企画課

事業費（計画額）：850万円

目 的：

道州制の州都を視野に入れ、都市拠点形成のあり方について、香川大学および香川県と連携して、調査研究を行う。

事業の概要：

○庁内プロジェクトチームによる研究

関係課による全庁的なプロジェクトチームにおいて、中枢拠点性の確保に関する課題の整理と、それを踏まえた政策形成について研究する。

○香川大学、香川県との連携調査研究

香川大学大学院（MBA）・香川県・高松市が連携し、文部科学省の「地域連携融合事業」として、道州制を視野に捉えた香川県・高松市の進むべき方向性や地域政策のあり方について、地域の実態を地域の立場で把握し、理論的・実証的な調査研究を行うことにより、地域独自の資料・データ作成に産学で取り組み、21世紀の地域づくりの指針とする。

- ・地域経済循環調査や商圈調査等の分析研究
- ・地域戦略イメージの検証 など

○香川県との共同研究

香川県と高松市による研究会（ワーキンググループ）を設置し、本市の都市拠点性の向上策について、今後、重点的に実施していく具体的な方策を検討する。

また、将来の本市のまちづくりのあり方について、市民や経済界、職員等を対象に講演会を開催するなど、道州制の州都機能の確保に向けた機運の醸成を図る。

都市計画マスタープランの策定

都市計画課

事業費（計画額）：1,130万円

目 的：

平成16年5月の線引き制度の廃止を含む新しい都市計画制度の施行や、合併による市域の拡大などを踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行い、土地利用などの基本方向を明らかにし、適正な土地利用の誘導を図る都市づくりの総合的な指針とする。

経 過：

- ・平成 9年12月 高松市都市計画マスタープランの策定
- ・平成12年 5月 都市計画法および建築基準法の一部改正公布

- ・平成12年12月 香川県都市計画基本構想検討委員会設置
- ・平成13年 5月 都市計画法および建築基準法の一部改正施行
- ・平成13年10月 第3回香川県都市計画基本構想検討委員会（市町長との意見交換会）開催
- ・平成13年11月 香川県市長会、香川県市議会議長会が香川県に対し、線引き制度の廃止を要望する。
- ・平成16年 5月 線引き制度の廃止に合わせた新しい土地利用コントロール制度の導入

事業の概要：

○都市計画マスタープランの修正

- ・アンケート調査
- ・地域別構想、全体構想の検討
- ・対象範囲：都市計画区域

■高松市都市計画区域

区 分	旧高松市	牟礼地区	香川地区	香南地区	国分寺地区	合 計
都計区域	161.95 km ²	16.48 km ²	20.36 km ²	14.72 km ²	26.25 km ²	239.76 km ²

キーワード：新しい土地利用コントロール制度

平成16年5月17日から都市計画法に基づく市街化区域・市街化調整区域を区分する制度（線引き制度）が廃止され、新しい土地利用コントロール制度が導入された。

旧市街化調整区域は用途白地地域になり、新たな特定用途制限地域を指定するとともに、容積率・建ぺい率等の指定や開発許可基準等が変更になった。

その他の主な事業

- ・サンポート高松（高松港頭地区）の整備促進（都市再開発課）
（国の合同庁舎（第1期）の建設（平成18年度完成予定）など）



■国の合同庁舎完成予想図（北館）

- ・高松シンボルタワー入居オフィスへの支援＜再掲39ページ＞（商工労政課）
- ・高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進（都市再開発課）
（工事延長 琴平線：2,586m 長尾線：956m、踏切除去28か所）
- ・市街地再開発関連街路事業の推進（都市再開発課）
（高松駅南線の整備、藤塚側道の整備、サンポート高松から中央商店街までの歩行者空間の整備）
- ・都心居住の促進（住宅課）
（高齢者向け優良賃貸住宅・特定優良賃貸住宅の供給促進など）
- ・フリーゲージトレインの導入促進（都市計画課交通政策室）
（国やJRへの導入要望など）
- ・長距離バス路線網の拡大促進（都市計画課交通政策室）
- ・航空路線網の拡大促進（都市計画課交通政策室）
 - 国際定期路線：ソウル便デイリー化、台湾等路線開設促進
 - 国内定期路線：既設路線利用促進
- ・地域防災拠点施設（南消防署に併設）の整備＜再掲51ページ＞（消防局総務課）
- ・香川インテリジェントパークにおける研究開発支援機関の活用促進（商工労政課）
 - （財）かがわ産業支援財団の高温高圧流体技術研究所、ITスクエア、ネクスト香川など
- ・高松港コンテナターミナルの利用促進（商工労政課）
（国際コンテナ定期航路の誘致等の広報・宣伝活動など）
- ・新しい土地コントロール制度による適正な土地利用の誘導（都市計画課）
- ・先端産業、高度情報処理産業、試験研究施設の立地に対する助成（商工労政課）
- ・中心市街地活性化基本計画の推進＜再掲40ページ＞（商工労政課）
- ・総合都市交通計画の推進（都市計画課交通政策室）

3 にぎわい創出と地域資源活用プラン

高速交通網の整備や情報通信技術の進歩等により、人々の往来・交流がますます盛んになる中で、人や文化との出会いや楽しいイベント展開等、快適でくつろげるまちに人々が集まることから、地域経済の活性化と交流人口の増大や、都市のイメージアップに向けて、高松らしい魅力とにぎわいのあふれるまちづくりや国内外の都市との幅広い交流を進める必要がある。

また、合併により、豊かで多彩な自然や産業、歴史文化など、貴重な地域資源が増大したことに伴い、それぞれの地域が、それらを活用し、特性に応じた地域の振興を図りながら、相互に連携・協力することにより、本市全体の魅力を最大限に発揮していくことが求められている。

このため、特色ある歴史文化や観光・交流資源を生かし、高松を訪れる人々にとって魅力ある観光地の整備や、観光イベント・コンベンションの振興を図るとともに、サンポート高松やそれに続く高松市中央商店街を核として、中心市街地のにぎわいの創出に取り組む。

また、姉妹・友好都市などとの国際交流・国内交流を推進するとともに、地域性豊かな伝統工芸品・特産品等の産業を振興するなど、新たな魅力と活力の創造に向けて、にぎわい創出と地域資源活用の戦略的な展開を図る。

○観光地の整備

観光周遊ぐるりんバス（仮称）の運行、屋島山上石あかりロード（仮称）の設置など観光地屋島の活性化、足湯場・竹あかりのみちの整備など塩江温泉郷の観光振興、竹あかりロードの設置など仏生山歴史街道の観光振興、道の駅むれ（仮称）物販等施設の整備、観光ボランティアガイドの実施など

○観光イベント・コンベンションの振興

各地のまつり・フェスティバル・フェア等の観光イベントの振興、ASPAC（アスパック）高松大会の開催、国際会議・全国大会等のコンベンションの誘致、プロスポーツの支援、ライブカメラによる観光情報提供など

○中心市街地のにぎわいの創出

サンポート高松の賑わいづくり、丸亀町商店街の再開発促進、中心市街地の活性化（商店街共同施設の整備助成、空き店舗活用の助成、商店街にぎわい創造事業の助成など）、ショッピングレインボー循環バスの民間運行、高松城跡天守閣の復元整備など

○国際交流・国内交流の推進

姉妹・友好都市との友好・親善活動の推進、（財）高松市国際交流協会による国際交流活動の促進、備讃瀬戸広域都市圏における交流の推進、国内諸都市との交流の推進など

○伝統工芸品・特産品等の産業振興

「高松産ごじまん品」生産・消費の促進、たかまつ食と農のフェスタの開催、グリーンフェスタ国分寺盆栽まつりの開催など盆栽産業の振興、伝統工芸品・特産品の振興（香川漆器、家具、石材など）、農林漁業の振興など

○計画の推進

中心市街地活性化基本計画の推進、観光振興計画の策定など

観光地の整備・活性化

観光課

事業費（計画額）：1億300万円

個別事業：

観光地屋島の活性化

塩江温泉郷の観光振興

仏生山歴史街道の観光振興

道の駅むれ（仮称）物販等施設の整備

現 況：

○主要観光地の入込観光客数

（単位：千人）

	11年	12年	13年	14年	15年	16年
屋島	690	598	583	585	604	559
栗林公園	671	534	526	573	533	522
玉藻公園	140	141	152	149	148	149
鬼ヶ島	33	23	31	29	38	32
塩江温泉郷	600	395	385	403	385	329
合計	3,101	2,711	2,683	2,568	2,616	2,501

※合計にはその他の観光地も含む。鬼ヶ島は10年開館のおにの館を含む。

事業名：観光地屋島の活性化

実施主体：源平屋島運営協議会（仮称）、実行委員会等

目 的：

本市の代表的な観光地である屋島の活性化を図るとともに、観光客の誘致を促進する。

事業の概要：

○観光周遊ぐるりんバス（仮称）の運行

NHK大河ドラマ「義経」の効果により好評であった観光周遊バス「義経号」に引き続き、サンポート高松から、屋島山上、牟礼、庵治を巡る観光周遊バスを運行

○屋島山上石あかりロード（仮称）の設置

山上から望む眺望（瀬戸内の多島美・夕焼け・高松の夜景）の美しさに、庵治石を利用した「石あかり」の新たな魅力を付加した石あかりロードを屋島山上に設置し、屋島の観光と石材産業をPR



■ 庵治石を利用した石あかり

○義経・与一合同サミットの開催

源義経ゆかりの14自治体と那須与一ゆかりの5自治体が本市に一堂に会し、交流を深める合同サミットを開催

○義経ロードウォーク・源平屋島納涼祭の開催

庵治、牟礼、屋島地区を始めとする義経ゆかりの地を巡る「義経ロードウォーク」と、地元住民を中心に開催する「源平屋島納涼祭」の開催

○源平屋島運営協議会（仮称）の設置

地元団体等で構成する運営協議会を設立し、国の自然公園整備事業の計画等への協力および遊歩道等の清掃活動、「さぬき満月まつり」等のイベントの企画・運営等を実施

事業名：塩江温泉郷の観光振興

実施主体：市、塩江観光協会

目 的：

足湯場や竹あかりのみちを整備し、湯愛（ゆめ）の郷・塩江温泉郷の魅力を高める。

事業の概要：

○足湯の整備

「行基の湯」に隣接して川に臨む形で、5～6人が利用できる「足湯」を整備



■足湯イメージ図

○竹あかりのみのちの整備

塩江温泉郷宿泊客の散策路の整備と地元の竹細工の振興を図るため、湯元から「行基の湯」までの約300mの市道に、竹製の灯籠を設置した「竹あかりのみのち」を整備

事業名：仏生山歴史街道の観光振興

実施主体：仏生山観光協会

目 的：

竹あかりロード事業を通して、仏生山の魅力を活かした持続可能で、長期的な観光地づくりを進める。

事業の概要：

観光素材を活かした持続可能で、長期的な観光振興事業に助成する。

○竹あかりロード事業

コトデン仏生山駅から法然寺まで、藩主がお参りをした「お成り街道」に竹あかりを灯し、イベント等を実施

○長期的な観光地づくり

観光マップの作成、ボランティアガイドの育成、レンタサイクル基地の設置、竹づくりグッズの開発等

事業名：道の駅むれ（仮称）物販等施設の整備

実施主体：市、国

目 的：

国が実施する道の駅むれ（仮称）の整備にあわせて、他にみられない個性をつくり、地域産業を活かすため、物販・飲食等の施設を提供する。

事業の概要：

○物販・飲食施設、遍路サービス施設の整備

※ 道の駅むれ（仮称）・房前公園（仮称）の整備は ページ参照

ASPAC（アスパック）高松大会の開催

観光課

事業費（計画額）：3,500万円

実施主体：高松青年会議所

目 的：

アジア・オセアニアの20の国や地域から、青年会議所メンバーが本市に集い、ASPAC高松大会が開催されるのに伴い、盛大で円滑な開催・運営となるよう必要な支援を行い、国内外に本市の存在を情報発信するとともに、開催後も続く持続的な交流と連携につなげる。

経 過：

平成13年 本市でのASPAC開催について、国内誘致権を獲得

平成16年 本市でのASPAC開催について、国際誘致権を獲得（ASPACペナン大会）

平成17年 ASPAC高松大会実行委員会が発足

事業の概要：

○大会の正式名称

第56回国際青年会議所アジア太平洋地域会議高松大会

○主催等

主催：国際青年会議所 主管：高松青年会議所

○開催期間

平成18年5月25日～5月28日 4日間

○参加予定者数

10,000人（海外2,000人、国内8,000人）

インド、オーストラリア、韓国、台湾など、アジア・オセアニアの20の国や地域から参加予定

○開催場所

サンポート高松各施設、玉藻公園など

○大会テーマ

行動する社会起業家

○大会スローガン

With Takamatsu～for Sustainable Society～（持続可能な社会へ）

○主なプログラム

開会式、ウェルカムナイト、トレードショー、各種セミナー、インターナショナルナイト、ジャパンナイト、かがわ国際フェスタなど

キーワード：A S P A C（アスパック）

世界で4地域に分けられている国際青年会議所のエリアのうち、エリアB（アジア・オセアニア地域）の各国青年会議所会員が、毎年5月頃、開催地を変えて一堂に会して開かれる会議。

開催期間中は、各国青年会議所会頭会議や総会という国際青年会議所の組織運営に関する会議のみならず、これからの各国のリーダー育成に必要なテーマに基づく様々なセミナーや会員の資質向上を目指した分科会、また市民との交流事業などが開催される。

本市での開催は、1952年の東京大会以来、日本で10回目の開催となる。



■2005年A S P A Cマカオ大会

プロスポーツの支援

観光課
事業費（計画額）：300万円

実施主体：市、県

目 的：

本市を拠点とするプロスポーツ団体等を独自の観光資源としてPRし、観光客の増加など、本市の交流人口の増大を通じ、一層の観光振興につなげる。

事業の概要：

○オーリーブスタジアムへのバスの運行

プロ野球香川オーリーブガイナースの平日の試合開催日に、1日4台を上限として、JR高松駅からオーリーブスタジアム間のバスを運行

○プロスポーツ団体等のPR

本市を拠点とする野球（香川オリーブガイナース）、バレーボール（四国 Eighty8 Queen）、サッカー（カマタマーレ讃岐）等のプロスポーツ団体の試合結果や最新ニュース等を情報発信する掲示板を市役所1階市民ホールに設置

本市ホームページの観光情報のページで、各団体のホームページにリンク

サンポート高松の賑わいづくり

観光課、商工労政課
事業費（計画額）：7,330万円

実施主体：市、(財)高松観光コンベンション・ビューロー、県

目 的：

平成16年にグランドオープンしたサンポート高松の賑わいづくりに貢献してきたサンポート財団が平成17年度末をもって解散するのに伴い、観光振興とコンベンションの誘致・促進に取り組んでいる(財)高松観光コンベンション・ビューローが賑わいづくりの核となるよう必要な支援を行うとともに、高松シンボルタワーへの円滑な入居を促進することにより、業務機能の集積促進を図り、サンポート高松の賑わいづくりを進める。

事業の概要：

○サンポート高松のPR

パンフレット、インターネットなどの媒体を活用し、サンポート高松のまちづくりやイベント情報等、各種情報を発信

○イベントに対する支援

ふれあいコンサート、郡市対抗源平駅伝大会を始め、サンポート高松の賑わいを創出するため実施されるイベントを支援

○高松シンボルタワー入居オフィスへの支援

新規立地または業務拡張を行うために、高松シンボルタワー高層棟に延べ床80㎡以上のオフィスを借りる者（市税を滞納していない者）に対し、1㎡当たり月額1,000円を助成

中心市街地の活性化

商工労政課
事業費（計画額）：3,340万円

実施主体：商店街振興組合等

目 的：

高松市中心市街地活性化基本計画の効果的、円滑な推進を図る中で、TMO高松事業構想に対する支援や商店街共同施設整備などに対する助成を引き続き行うとともに、助成制度の充実や活用の促進などにより、商店街団体等に対してハード、ソフト両面での支援を行い、中心商業地の活性化を促進する。

経 過：

- ・平成10年 7月 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業地の活性化の一体的推進に関する法律」施行
- ・平成11年 3月 「高松市中心市街地活性化基本計画」策定
- ・平成11年 5月 「TMO高松事業構想」を市が認定
- ・以後、各年度において基本計画の一部変更

事業の概要：

- 商店街共同施設の整備に対する助成
商店街アーケード、カラー舗装、共同駐車場、防犯カメラの整備など
- 商店街活性化促進事業に対する助成
 - ・街並整備・保存事業（街路等整備等）
 - ・空き店舗活用事業
 - ・賑わい創造事業（販売促進、共同宣伝事業等）など
- TMO高松事業構想推進に対する助成

中心市街地活性化基本計画の概要

基 本 方 針

中心市街地を様々な活動・交流の中心として位置づけ、その活動を支える商業・業務・文化・居住・生活サービス機能など複合化した機能集積を図り、地域経済の活力増進と市街地環境の改善等を目指した一体的、総合的な取り組みを進める。

基本コンセプト

心ときめく生活文化
交 流 都 心
ハート・オブ・高松

推 進 目 標

1 瀬戸の都・高松
にふさわしい
中心市街地の
形成

2 豊かで魅力的
な都市基盤お
よび都市空間
の形成

3 中心市街地に
おける商業機
能の再編とプ
ロモーション

市街地整備改善事業・施策

市街地開発、道路整備、交通施設整備、駐車場・駐輪場整備、公園・緑地整備、居住環境整備、新たな環境形成のための都市基盤整備（新世代下水道支援事業など）

商業等活性化事業・施策

商業活性化施設等整備（商店街アーケード、カラー舗装整備など）
テナント・ミックス管理事業・空き店舗対策・再開発ビルの取得・管理運営
商業活性化ソフト関連事業（商業マップ作成、朝市・フリーマーケット等開催など）

市街地整備改善・商業等活性化事業等と一体的に推進する事業・施策

公共交通機関利用者の利便増進（自転車乗り入れ禁止区域等の拡大・レンタサイクル事業など）
公共施設整備（文化芸術ホール整備など）
その他（イベントの開催、観光資源の保全・活用、文化施設等の連携など）

ＴＭＯ高松事業構想推進事業の内容

- ・片原町西部商店街アーケード等整備
- ・ときわレンガアベニューカラー舗装整備
- ・中央商店街南部３町ドーム改設
- ・南新町商店街アーケード改設
- ・高松丸亀町商店街Ａ街区第一種市街地再開発関連事業
- ・高松丸亀町商店街Ｇ街区第一種市街地再開発関連事業
- ・丸亀町商店街アーケード等整備事業
- ・丸亀町商店街町営立体駐車場新設事業
- ・ライオン通商店街アーケード等整備事業
- ・田町商店街アーケード等整備事業
- ・丸亀町商店街カラー舗装等整備事業
- ・片原町東部商店街アーケード等整備事業
- ・テナント・ミックス管理事業
- ・空き店舗対策事業
- ・ソフト事業等の企画調整
- ・情報関連先進事業
- ・ショッピングバスモデル事業
- ・シースルーシャッター整備事業
- ・駐車場共同利用体系見直し事業

キーワード：ＴＭＯ

中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備、ソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を運営・管理する機関。

キーワード：ＴＭＯ高松事業構想

ＴＭＯである高松商工会議所が、高松市中心市街地活性化基本計画の商業等の活性化のための事業を踏まえて策定したもの。（商店街アーケードやカラー舗装の整備などのハード事業と空き店舗対策事業などのソフト事業の１９事業）

キーワード：テナント・ミックス

多様な規模、業種・業態の店舗を計画的に集めて配置すること。

「高松産ごじまん品」生産・消費の促進

農林水産課
事業費（計画額）：900万円

実施主体：高松市農産物ごじまん品推進協議会

目 的：

生活者と生産者のニーズなどに対応しながら、市内農産物の需要拡大と地産地消を図り、本市農業の活性化を推進する。

経 過：

- ・平成15年7月10日 高松市農産物ごじまん品推進協議会設立
- ・平成15年7月31日 高松産ごじまん品として19品目を選定
- ・平成16年9月10日 高松産ごじまん品として5品目を追加選定（計24品目）

事業の概要：

平成18年度において、新たに合併地区の特産品を高松産ごじまん品に選定し、「たかまつ食と農のフェスタ」等により新市域の農業のPRを図る。

○情報発信等推進事業

新ごじまん品の選定、ごじまん品リーフレットの作成、米の消費拡大等

○生産者・消費者相互理解促進事業

たかまつ食と農のフェスタの開催、ごじまん品キャラクターの利用促進等消費者と生産者の交流の推進

○生産振興等対策事業

園芸塾の開催、米粉の利用拡大・定着化、新品目の実証圃・展示圃の設置
生産マニュアルの確立、加工品の普及等による生産振興の推進

キーワード：高松産ごじまん品

農薬の適正使用を遵守し、かつ「農薬の記帳」をしているという「安心・安全」を前提条件として、地域性や安定供給等も考慮し、24品目を選定。

野 菜：ブロッコリー・エンサイなど13品目

果 樹：みかん・ぶどうなど7品目

特産品：盆栽など4品目



ハナちゃん
(ナバナ)



イチジ君
(イチジク)



松さん
(松の盆栽)



ハウス・デ・ミカちゃん
(みかん)

■高松産ごじまん品

観光振興計画の策定

観光課
事業費（計画額）：370万円

目 的：

市町合併による、新しい市域の地理的優位性と多様な人的・物的観光資源を最大限に活用し、地域の個性や特色を生かすとともに、観光を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な観光振興施策を展開するため、現行の観光振興計画に替えて、新しい観光振興計画を策定する。

経 過：

○平成10年度 「魅せます・たかまつ・観光プラン（高松市観光振興計画）」を策定

事業の概要：

○新しい本市観光振興計画を策定

環境の変化に対応し持続可能な観光振興を図ることができるよう、行政の過度の関与を控え、民間の自助努力を引き出していくことを基本的なコンセプトとする計画を策定（目標年次：平成29年度）

その他の主な事業

- ・観光総合パンフレット（日・英）の制作（観光課）
- ・観光ボランティアガイドの実施（観光課）
- ・観光イベントの振興（観光課）
 - （各地のまつり・フェスティバル・フェア等の開催、合併地区を含めた新しい観光イベントの発掘など）
- ・国際会議・全国大会等のコンベンションの誘致（観光課）
 - （国際会議・全国大会等の開催助成など）
- ・ライブカメラによる観光情報提供（観光課）
- ・インターネットの活用など観光情報提供システムの充実（観光課）
 - （新たな観光資源の発掘による観光情報、観光ルートマップ、観光地の画像の公開・ダウンロード、サンポート高松コンベンションゾーン、合併地区の観光情報の提供など）
- ・丸亀町商店街の再開発促進＜再掲22ページ＞（都市再開発課）
- ・郊外商店街活性化事業に対する助成（商工労政課）
- ・香川インテリジェントパークにおける研究開発支援機関の活用促進（商工労政課）
 - 〔（財）かがわ産業支援財団の高温高圧流体技術研究所、ITスクエア、ネクスト香川など〕
- ・先端産業、高度情報処理産業、試験研究施設の立地助成（商工労政課）
- ・ショッピングレインボー循環バスの民間運行＜再掲27ページ＞（都市計画課交通政策室）
- ・高松城跡天守閣の復元整備＜再掲69ページ＞（公園緑地課）
- ・姉妹・友好都市との友好・親善活動の推進（秘書課国際交流室）
 - （セント・ピーターズバーグ市、トゥール市、南昌市との交流など）



■セント・ピーターズバーグ市よりの親善研修生来日の様子（平成17年度）

- ・（財）高松市国際交流協会による国際交流活動の促進（秘書課国際交流室）
 - （中学生訪中親善使節団の派遣、日本文化体験講座の開催等在住外国人との交流支援、市内国際交流団体への支援など）
- ・備讃瀬戸広域都市圏における交流の推進（人事課、長寿社会対策課）
 - 〔岡山市との交流（民間交流の促進、職員研修交流など）
その他交流（老人クラブ交流など）〕

・国内諸都市との交流の推進

(商工労政課、観光課、学校教育課、市民スポーツ課、文化振興課)

彦根市・水戸市との交流

観光と物産展の持ち回り開催、野球大会の相互開催など

小・中学校教員の派遣研修の受け入れ

小・中学校児童・生徒絵画作品交換(水戸市のみ)

秋田県由利本荘市矢島町・松江市・石川県かほく市高松地区との交流

小・中学校児童・生徒の作品(絵画、習字)交流(かほく市のみ)

スポーツ大会の相互開催、その他文化交流など

枚方市との交流

物産展の開催

・中小企業等への融資(商工労政課)

・盆栽産業の振興(農林水産課)

(グリーンフェスタ国分寺盆栽まつり、きなし盆栽植木まつりの開催など)

・伝統工芸品・特産品の振興(商工労政課、観光課)

(香川漆器、家具などの振興、石のさとフェスティバル、むれ源平石あかりロードの開催、組合の助成など)

・香川型水田農業振興総合対策の推進(農林水産課)

(米改革推進リーダーの支援、地域水田農業ビジョン実現の総合支援、農作業支援システム導入の促進)

・認定農業者、集落営農等担い手農家、新規就農者の育成・確保(農林水産課)

(認定農業者連絡協議会の開催、担い手農家の育成・確保、女性・高齢農業者の支援など)

・遊休農地の解消(農林水産課)

(遊休農地の実態調査、中山間地域等直接支払事業の推進、市民農園の整備)

・良質米、麦(さぬきの夢2000)、園芸作物の生産促進(農林水産課)

・ため池、農道、水路、ほ場の整備(農林水産課、土地改良課)

・森林の整備(農林水産課)

(森林整備計画の策定、林道、分収造林などの整備)

・資源管理型漁業の推進(農林水産課)

(小型魚の保護、休漁日の設定など)

・地域創業支援の促進(商工労政課)

(新たに商業振興関連分野として、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、一般飲食店の3業種、および地場産業活性化分野として、鉱業、窯業・土石製品製造業、その他の小売業の3業種における創業支援の促進)

・就業機能確保のための企業啓発活動の推進(商工労政課)

(たかまつ労政だよりの発行、共同求人説明会の開催)

・中小企業勤労者福祉共済事業の運営(商工労政課)

・中心市街地活性化基本計画の推進(商工労政課)

4 災害に強いまちづくりプラン

平成16年の台風災害を教訓とするとともに、今後、発生が確実視される東南海・南海地震などの大規模災害を見据える中で、防災の意識啓発を図りながら、都市機能や市民生活に甚大な被害が生じないよう、災害の未然防止対策や、災害時における迅速、的確に対応できる体制の整備など、総合的、機動的な防災機能の充実強化に積極的に取り組む必要がある。

一方、平成17年には、再び異常渇水に見舞われるなど、今後も渇水の頻発が懸念されることから、これまでの取り組み成果を検証しながら、渇水への抵抗力と安定的な給水の確保に向けた更なる取り組みを進める必要がある。

このため、防災行政無線システムの整備や自主防災組織の結成促進、公共施設の耐震化などの防災対策の充実を図るとともに、南消防署の整備など消防署所の適正配置を進め、消防体制を充実する一方、ポンプ施設や雨水幹線・管渠の整備、港湾・漁港の高潮対策などの浸水対策を推進する。

また、香東川水系椀川ダムの建設や、浄水処理能力・水源能力を高める浄水場施設の整備等による渇水対策を推進するなど、安全で安心できる、災害に強いまちづくりに取り組む。

○防災対策の充実

防災行政無線システムの整備、自主防災組織等の結成促進、防災資器材の整備、災害時緊急物資の備蓄、地域防災拠点施設（南消防署に併設）の整備、学校施設の耐震化、コミュニティセンター・地区公民館の耐震化、震災対策総合訓練の実施など

○消防体制の充実

南消防署の整備、消防屯所の整備、消防車・救急車等消防車両の整備、消防水利等の整備など

○浸水対策の推進

雨水ポンプ場の整備、雨水管渠の整備、港湾・漁港の高潮対策等、雨水貯留施設・雨水浸透施設の設置助成、透水性舗装等の推進、河川、水路の改良・整備など

○渇水対策の推進

香東川水系椀川ダムの建設、雨水貯留施設・雨水浸透施設設置の助成、再生水の利用拡大、安定給水の推進（浄水処理能力・水源能力を高める浄水場施設の整備）、透水性舗装等の推進、節水の啓発、大規模建築物への雑用水利用等の促進、公共施設の節水設備・機器の整備など

○計画の推進

高松市地域防災計画、中心市街地浸水対策計画、水循環健全化計画、水道施設整備事業計画の推進など

防災行政無線システムの整備

庶務課防災対策室
事業費（計画額）：3億3,100万円

目 的：

災害時等における緊急情報伝達システムを構築するとともに、合併地区で整備運用している情報連絡施設を、新市の組織体制に合わせて再構築し、全市域における防災行政無線設備として拡張整備することにより、市民に対する情報提供や避難勧告・指示を迅速に行う。

経 過：

- ・平成 2 年 4 月 高松市移動系防災行政無線局運用
- ・平成 1 7 年 9 月 塩江町との合併に伴う無線局の承継
- ・平成 1 7 年 9 月 デジタル式同報系防災行政無線システム整備実施設計委託
- ・平成 1 8 年 1 月 近隣 5 町との合併に伴う無線局の承継

事業の概要：

○平成 1 8 年度

市役所災害対策本部（基地局）のデジタル化整備および屋外子局 1 3 局の整備

○平成 1 9 年度

ケーブルテレビ・コミュニティ FM など既設システムとの連携・整備

○平成 2 0 年度以降

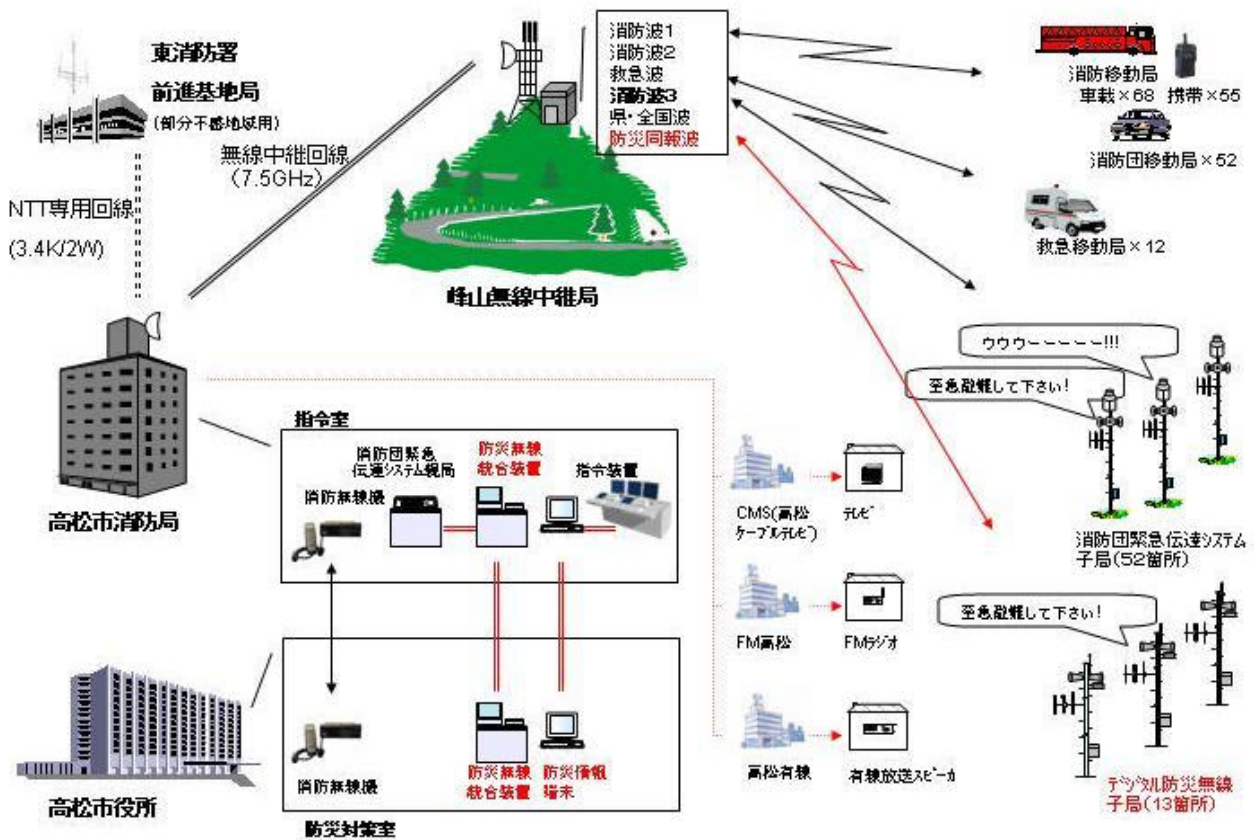
旧高松市消防団屯所 5 2 箇所および合併地区のデジタル化整備など

キーワード：防災行政無線

国および地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集や地域住民に対して必要な情報を直接伝える無線システム

■デジタル式防災行政無線

消防・防災無線通信施設 系統図(18年～19年度計画)



自主防災組織等の結成促進

消防局予防課
事業費（計画額）：2,950万円

目 的：

共生の視点から、共助の精神のもと、自主防災組織の結成を進めることにより、市民と行政が一体となった防災体制の確立を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

経 過：

- ・平成9年度～
- ・平成10年 6月

自主防災組織の結成促進

消防支援隊の発足（消防局の退職者および消防団の退団者で組織）

- ・平成11年10月
- ・平成13年 9月 5日
- ・平成15年 8月26日

消防協力隊の結成促進

自主防災組織連絡協議会の結成

自主防災組織研究班（庁内組織）の設置

現 況：

○自主防災組織数（平成18年1月10日現在）1,085組織 組織率41.96%

■自主防災組織の状況

	高松市	塩江町	香川町	香南町	国分寺町	庵治町	牟礼町	合計
組織数	529	11	5	106	344	58	32	1,085
加入世帯	51,974	341	2,314	2,013	8,324	2,010	4,090	71,066
組織率%	36.61	26.91	27.00	78.00	95.80	100.00	67.00	41.96

○消防支援隊隊員数（平成18年1月20日現在）138人

○消防協力隊参加事業所数（平成18年1月20日現在）24事業所

事業の概要：

○自主防災組織の結成促進

- ・自主防災組織資機材の購入助成

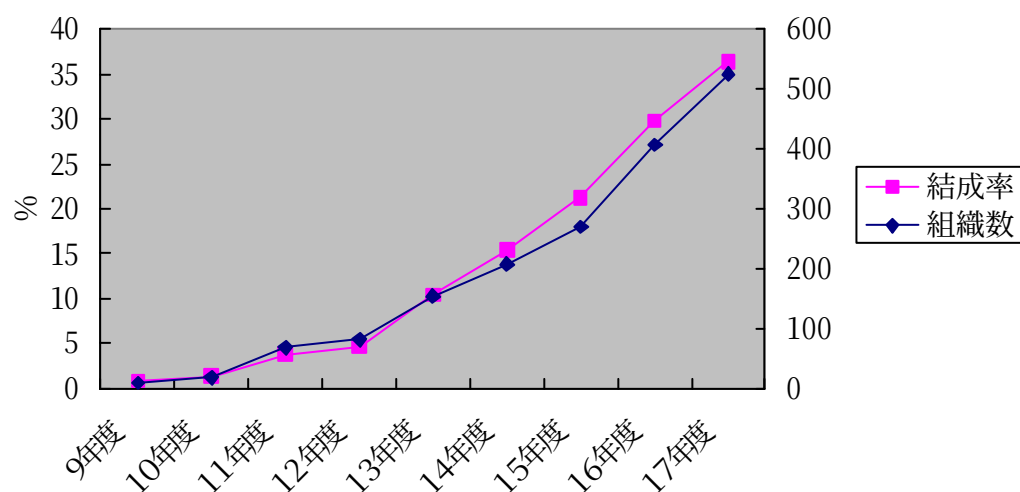
トランジスターメガホン、消火器、鋸、バール、ジャッキ、救急セット、担架、避難誘導旗、笛、強力ライト等

- ・自主防災組織の活動促進 防災訓練および防災マップ作成等の指導

キーワード：自主防災組織

地震、火災、風水害等の大規模災害の発生時、またはその恐れがある場合に、被害を防止、軽減または予防するため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、住民が自治会を単位として自主的に結成して運営する組織。

■自主防災組織の結成状況(合併までの推移)



消防署所・消防屯所の整備

消防局総務課
事業費（計画額）：19億5,200万円

個別事業：

南消防署の整備

消防屯所および消防車輛の整備

事業名：南消防署の整備

目 的：

道路網の整備や市街地の進展に適切に対応し、現場への到着時間の短縮および平均化を図るため、消防署所の移転・統廃合・耐震化をすすめるとともに、移転後の南署に地域防災拠点施設を併設する。

経 過：

- ・平成11年度 消防局・北消防署合同庁舎耐震化工事完了
- ・平成14年度 西消防署消防署庁舎耐震化工事完了
「高松市消防局における消防力適正配置結果報告書」完成
- ・平成16年度 南消防署移転用地確保
- ・平成17年度 南消防署基本構想

事業の概要：

○平成18年度

南消防署用地購入、庁舎と地域防災拠点施設の実施設計

○平成19年度

南消防署庁舎および地域防災拠点施設の建設（平成20年度完成予定）

事業名：消防屯所および消防車輛の整備

目 的：

老朽かつ狭隘な消防屯所の解消を図るとともに、消防署所および消防屯所の消防車、救急車等の更新整備を行う。

事業の概要：

○消防屯所

一宮分団第2部屯所など、老朽かつ狭隘な消防屯所の整備

○消防車、救急車等の整備

消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、小型動力ポンプ付積載車などの更新整備、はしご付消防自動車のオーバーホールなど



■消防署所の配置図

学校施設の耐震化

教育部総務課

事業費（計画額）：6億9,400万円

目 的：

学校施設の耐震診断を行い、その結果、大地震時に倒壊の危険性があるとされた校舎等について、計画的に耐震化を行い、児童・生徒等の安全を確保する。

現 況：

■耐震診断実施の状況

（平成18年1月現在。数値は学校の数）

区分		小学校		中学校	
		校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場
旧高松市	対象	39	33	17	13
	完了	37	31	16	12
	実施中	0	0	0	0
旧牟礼町	対象	3	3	1	1
	完了	1	1	0	0
	実施中	0	0	0	0
旧庵治町	対象	2	1	1	1
	完了	1	0	1	1
	実施中	0	0	0	0
旧塩江町	対象	3	2	1	1
	完了	0	0	0	0
	実施中	3	2	1	1
旧香川町	対象	3	3	1	1
	完了	3	3	1	1
	実施中	0	0	0	0
旧香南町	対象	1	1	0	0
	完了	1	1	0	0
	実施中	0	0	0	0
旧国分寺町	対象	2	2	1	1
	完了	0	2	0	0
	実施中	0	0	0	0

事業の概要：

- 対象となる学校施設の耐震診断を行う。
- 平成17年3月に見直しされた高松市地域防災計画で示された東南海・南海地震の想定震度6弱に基づき、耐震診断結果の評価（a, b, c, dの4段階）のうち、倒壊の危険性が高いa評価およびb評価の校舎等について、a評価のものから順次耐震化を行う。
- 平成18年度：

耐震化補強工事を実施 鶴尾小南棟、屋島中屋内運動場、築地小屋内運動場、栗林

耐震診断を実施
 小屋内運動場
 牟礼北小校舎、牟礼南小校舎・屋内運動場、牟礼中校舎・
 屋内運動場、牟礼小屋内運動場、庵治第二小校舎、庵治小
 屋内運動場、国分寺北部小校舎・屋内運動場、国分寺中校
 舎・屋内運動場、国分寺南部小屋内運動場

診断済 a 評価の校舎等の耐震化工事実施設計を実施

○平成 19 年度：

幼稚園の耐震診断を実施

耐震化改築工事の基本設計を実施 屋島中北棟

18 年度に実施設計を実施した校舎等の耐震化工事を実施

診断済 a 評価の校舎等の耐震化工事実施設計を実施

コミュニティセンター・地区公民館の耐震化

市民生活課、社会教育課
 事業費（計画額）：2,100 万円

目 的：

地域の拠点施設であり、災害時の避難所にも指定されているコミュニティセンター・地区公民館のうち、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築されたものについて、耐震診断を行い、必要な耐震対策を実施し、住民の安全確保を図る。

経 過：

平成 17 年度 地区公民館 6 館（花園、男木、栗林、松島、十河、女木）の耐震診断を実施

事業の概要：

○対象となるコミュニティセンター・地区公民館施設の耐震診断を行う。

■耐震診断実施スケジュール

年度	コミュニティセンター・地区公民館施設の耐震診断
18	9 館（林、鬼無、木太、太田、円座、東植田の各コミュニティセンター、香南、国分寺北部、国分寺南部の各公民館）
19	8 館（川岡、西植田、多肥、屋島、三谷の各コミュニティセンター、牟礼（いきいきセンターを含む）、浅野、川東の各公民館）

浸水対策の推進

下水道建設課、河港課
事業費（計画額）：24億9,600万円

目 的：

快適な都市環境と浸水のない安全で安心できる都市づくりのため、浸水被害を受けている地域に対して浸水防除対策として、雨水をスムーズに排水するための雨水ポンプ場の建設や雨水管渠等の整備を図る。

事業の概要：

- 雨水ポンプ場、雨水管渠の整備
- 福岡ポンプ場の増強

中心市街地の浸水対策事業として実施している中部バイパス第1幹線工事の完成に併せて、揚水量の増強を行う。

■浸水対策整備の概要

	平成18年度	平成19年度
雨水ポンプ場整備	福岡ポンプ場：土木・機械工事 郷東ポンプ場：水門整備 香西新開ポンプ場：実施設計 汐入川ポンプ場：自動化工事 御殿川ポンプ場：自動化工事 舟入川南ポンプ場：オーバーホール 宮北川ポンプ場：オーバーホール	福岡ポンプ場： 土木・電気・機械工事 香西新開ポンプ場： 土木工事
東部処理区雨水管渠整備	中部バイパス第1幹線整備 L=365m 川西第2雨水幹線整備 L=200m	中部バイパス取込人孔工事 川西第2雨水幹線整備 L=370m
西部処理区雨水管渠整備	郷東第1雨水渠整備 L=280m	



■馬ノ口ポンプ場（平成16年度完成）



■中部バイパス第1幹線 施行中 抗内

○中心市街地浸水対策計画の推進

平成16年8月の高潮（台風16号）、10月の大雨（台風23号）による被害を受け、策定した中心市街地浸水対策計画の計画的な推進を図る。

香東川水系^{かばがわ}椋川ダムの建設

河港課
事業費（計画額）：4億5,100万円

実施主体：市、県

目 的：

治水・利水・渇水対策機能を持つ多目的ダムとして、香東川水系椋川ダムの建設を進め、渇水時の水道水源の確保を図る。

経 過：

- ・平成 元年 4月 「水資源開発推進協議会」発足（高松市、香川町、香南町、塩江町、香川県内場池土地改良区で構成）
- ・平成 5年 1月 「香東川水系ダム建設促進期成会」に名称を変更
- ・平成 6年度 県が実施計画調査

- ・平成 8 年度 建設事業として国の採択を受け、県が地質調査等を開始
- ・平成 10 年 3 月 県と高松市、香川町、香南町、塩江町でダム建設工事施工の協定書を締結
- ・平成 11 年 2 月 高松地区広域市町村圏振興事務組合梶川ダム建設事業、同じく水道用水供給事業として、一部事務組合の規約変更
- ・平成 11 年 7 月 県とダム建設の基本協定を締結
- ・平成 12 年 1 月 水道用水供給事業の認可
- ・平成 13 年 3 月 水源地域対策特別措置法(水特法)に係るダム等の指定
- ・平成 15 年 12 月 香東川水系河川整備計画策定(県)
- ・平成 16 年 3 月 補償基準に関する協定書に調印(県と地元対策協議会)
- ・平成 17 年 2 月 水特法の指定ダムに係る水源地域に塩江町安原上東を指定
- ・平成 17 年 3 月 水特法による梶川ダムに係る水源地域整備計画の決定
水源地域整備計画の経費負担に関する協定を締結
県とダム建設の基本協定を締結(変更)
- ・平成 18 年 1 月 合併により、高松地区広域市町村圏振興事務組合から高松市の事務となる

事業の概要：

○梶川ダム建設事業

調査設計、用地補償、付替道路工事、補償工事

○梶川ダム水源地域整備計画事業

河川改修、道路改良、集会所建設、防火施設整備、合併処理浄化槽設置助成



■ 梶川ダム完成予想フォトモンタージュ (ダムサイト下流約 1.2km より)

水循環施策の推進

下水道管理課、下水道建設課
事業費（計画額）：1億2,200万円

個別事業：

雨水浸透施設設置の助成
再生水の利用拡大

事業名：雨水浸透施設設置の助成

目 的：

地下水の涵養と健全な水循環を確保する観点から、雨水の地下浸透等を進めるため、雨水浸透施設（雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ）を設置する個人・法人に対し助成を行い、水循環施策を推進する。

事業の概要：

○雨水浸透ます、雨水浸透トレンチの設置に対する助成

■助成対象施設と助成金額

雨水浸透ます		雨水浸透トレンチ（浸透管）	
内径	1基当たり(円)	内径	1m当たり(円)
150mm 以下	5,000	75mm 以下	4,000
150 を超え 200 mm以下	7,000	75 を超え 100 mm以下	5,000
200 を超え 250 mm以下	10,000	100 を超え 150 mm以下	6,000
250 を超え 300 mm以下	11,000	150 を超え 200 mm以下	9,000
300 を超え 350 mm以下	18,000	200 mmを超えるもの	11,000
350 を超え 400 mm以下	21,000		
400 mmを超えるもの	40,000		
☆雨水浸透ますの助成対象基数は4基を原則			
☆工事総費用の2／3の額、または、上記助成額のいずれか少ない額			

キーワード：水循環

水が、ある経路に沿って巡りめぐって元に帰り、それを繰り返すこと。その経路としては、河川、湖沼、水域等地上上の自然水域のみならず、地下水の通り道である地下空間や水蒸気の通り道である大気中に加え、水道、下水道等生活・産業に起因する人工系の流路も含まれる。

事業名：再生水の利用拡大

目 的：

下水道資源の有効利用と、節水型都市づくりを進めるため、東部下水処理場から再生水を送水する送水管を中心市街地において整備し、利用拡大を図る。

現 況：

平成6年度からの「下水処理水循環利用モデル事業」による処理場周辺の送水に続き、平成13年4月からは、サンポート高松地区およびその周辺に送水を開始。計49施設に平均約700～800トン／日の再生水を送水している。

経 過：

- ・昭和62年度 下水処理水循環利用モデル事業採択
- ・昭和63年度 福岡下水処理場において再生処理施設の建設に着手
- ・平成6年4月 処理場周辺の公共施設や民間事業所に、日最大500m³を雑用水源として送水開始
- ・平成8年度 再生水利用下水道事業の採択、事業認可
- ・平成9年度 東部下水処理場において再生処理施設の建設に着手
- ・平成13年4月 サンポート地区およびその周辺に送水開始
- ・平成17年3月 期間延伸、送水区域拡大（瓦町地区）

事業の概要：

○再生水管の布設（φ100～150mm 470m φ150～200mm 590m）



■東部下水処理場再生水計画区域

（参考）牟礼地区での再生水利用

今後ますます増大することが予想される水需要に対処するため、平成4年度に下水処理水をトイレ用水等に再利用する国の「下水処理水循環利用モデル事業」の指定を受け、平成4年度に事業着手し、平成6年4月に処理施設の供用を開始し、現在、公共施設等6か所に送水している。

キーワード：再生水

標準活性汚泥法による二次処理を行った下水処理水に、生物膜ろ過→オゾン酸化→塩素消毒のプロセスを経て造られた水



■東部下水処理場内再生処理施設

安定給水の推進

水道局浄水課
事業費（計画額）：15億600万円

目 的：

地下水・ダム等の自己処理水源を新たに確保することで、自己処理能力の充実を図るとともに、各浄水場の機能や施設について水源に適合した整備を行うなど、安定給水の確保を図り、渇水に強い節水型まちづくりを推進する。

現 況：

平成15年度から平成29年度を計画期間とする水道施設整備事業計画に基づき、安定給水の確保を図るために、市町合併後の自己水源（約42%）と県水（約58%）との比率を約50%程度確保することを目標に、水源開発および施設整備を行っており、水源開発として、地下水・ダム開発や、水質悪化に伴い既存施設では処理できない原水を高度処理（生物処理）して有効に利用する施設整備を実施している。

経 過：

- ・平成14年度 岩崎～浅野導水管布設替、配水池関係場内配管、配水池送水ポンプおよび電気計装設備
馬山高地区送水管布設、馬山高地区電気計装設備
- ・平成15年度 御殿浄水場排水処理施設設置、浅野浄水場場内整備
川添浄水場沈殿池改良、竜王台高地区配水池築造

- ・平成16年度 御殿浄水場 着水井築造、排泥池築造
川添浄水場 導水管布設、取水井築造、排水処理施設設置
竜王台送水管布設、平木送水管布設
- ・平成17年度 御殿浄水場 生物接触ろ過池築造、急速ろ過池築造、奥の池周辺井戸導水管布設
川添浄水場 導水管布設、急速ろ過池改良

事業の概要：

○浄水処理能力・水源能力を高める浄水場施設改修

■浄水場施設改修

浄水場	平成18年度	平成19年度
御殿浄水場	電気計装設備整備 沈殿池改良 奥の池周辺井戸整備	生物処理計装設備整備 受変電設備整備 取水ポンプ設備更新 緩速ろ過池改修
浅野浄水場	場内配管整備 導水管整備	岩崎取水所更新 場内配管整備
川添浄水場	導水ポンプ・電気・計装設備整備	電気計装設備整備 送水ポンプ設備整備



■川添浄水場排水処理施設

■自己処理水率の推移

年度	自己処理水 (m³)	県水 (m³)	年間配水量 (m³)	自己処理率 (%)
平成10年度	18,124,660	27,007,009	45,131,669	40.2
平成11年度	19,238,930	25,826,232	45,065,162	42.7
平成12年度	21,489,180	24,022,252	45,511,432	47.2
平成13年度	21,561,990	23,602,833	45,164,823	47.7
平成14年度	20,229,480	24,942,022	45,171,502	44.8
平成15年度	21,736,750	22,959,467	44,696,217	48.6
平成16年度	22,294,990	21,926,006	44,220,996	50.4

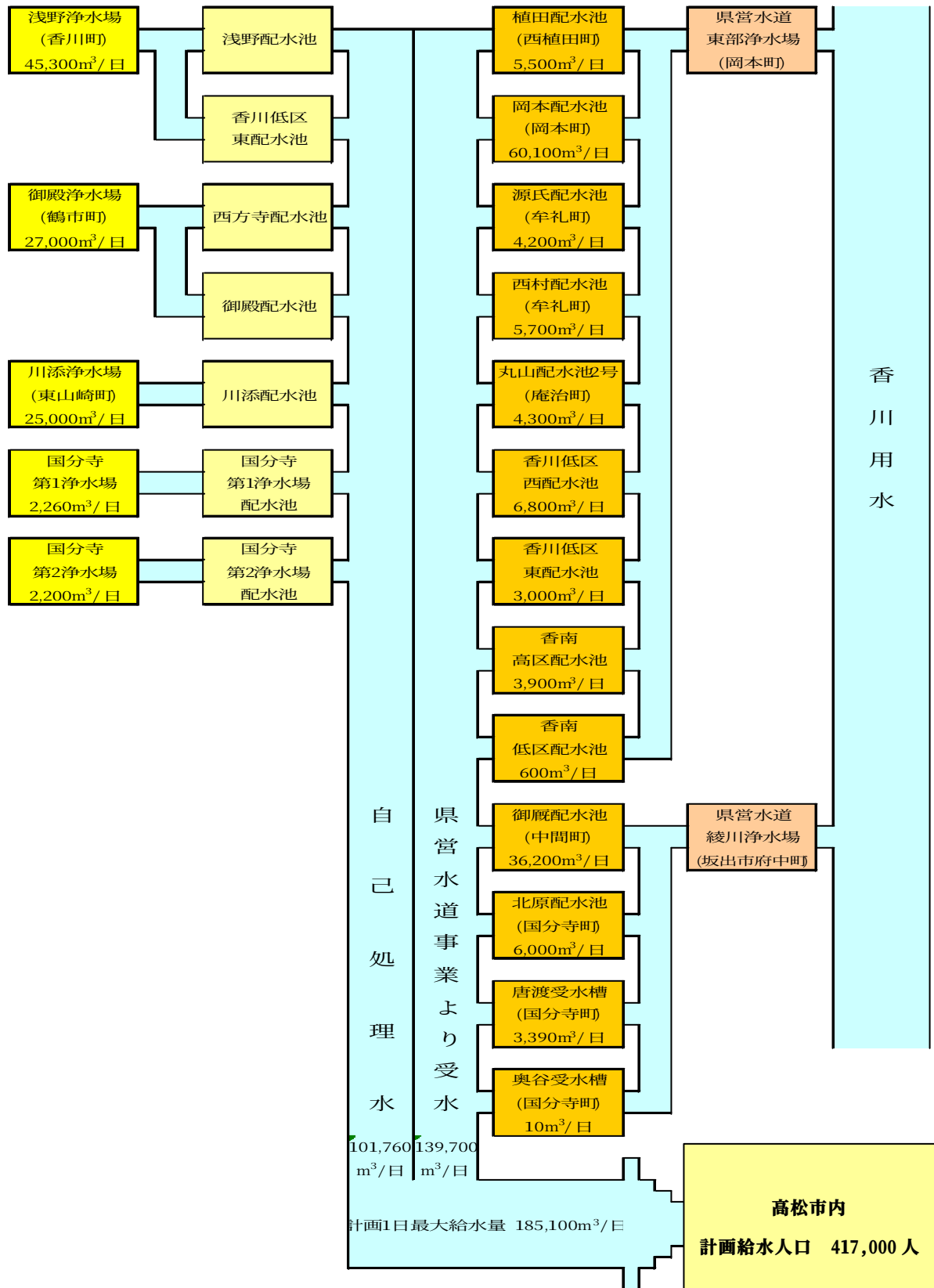
※平成18年度以降は、合併に伴い、自己処理水率が低下することから、その増高を

図る方策を検討する。

○未給水地域への上水道の整備

■自己処理水と県水との関係図

(水道給水系統図)



その他の主な事業

- ・防災資器材の整備（庶務課防災対策室、関係課）
（し尿凝固剤、テント付簡易トイレ、震災被害家屋判定ステッカーなど）
- ・災害時緊急物資の備蓄（健康福祉総務課）
（パック毛布、パックタオル、アルファ米、クラッカー、保存水など）
- ・災害時医療救護活動用医療資機材の備蓄（保健センター）
- ・水防用資機材の整備（河港課）
（水防活動用土のう袋など）
- ・消防水利等の整備（消防防災課）
（耐震性貯水槽60級、消火栓の設置）
- ・緊急・救助体制の整備（消防防災課）
（救急救命士の養成など）
- ・携帯電話等緊急通報システムの整備（情報指令課）
（携帯電話からの119番通報を直接受信方式へ移行）
- ・橋りょうの新設・改良（道路課）
（来栖中村線中村橋の整備、屋島大橋落橋防止工事、大的場跨線橋の耐震補強設計）
- ・消防緊急情報システムの整備（情報指令課）
- ・震災対策総合訓練の実施（庶務課防災対策室、関係課）
（自主防災組織を中心とした住民参加型訓練の実施）
- ・災害ボランティア協議会への助成（市民生活課）
- ・港湾・漁港の高潮対策等（河港課）
（高松港、立石港、女木港、大島港、高松漁港、竹居漁港、江の浜漁港、鎌野漁港の防潮堤の整備、護岸改修、高潮対策など）
- ・水門の整備（河港課）
（水門の改修、警報装置設置）
- ・急傾斜地崩壊の防止（河港課）
（崩壊防止工事）
- ・水道管網の整備（水道局水道整備課）
（幹線配水管の布設、老朽管の布設替え、未給水地区の解消、合併地区の石綿管の布設替え）
- ・雨水貯留施設設置の助成（下水道管理課）
（小規模施設、中・大規模施設の設置、不要浄化槽の転用に対する助成）
- ・道路の浸水対策（道路課）
（雨水枡の増設、排水溝に逆流防止弁の設置など）
- ・透水性舗装等の推進（道路課）
- ・河川・水路の改良・整備＜再掲123ページ＞（河港課）
（河川の改良・浚渫、水路の整備・浚渫）
- ・節水の啓発（環境保全課）
（節水型街づくり協議会への参画、節水ウィークの実施、節水キャンペーンの実施など）

- ・ 節水・循環型水利用の推進に関する要綱の推進（環境保全課）
（2,000㎡以上の大規模建築物への雑用水利用等の促進）
- ・ 水資源教育の推進（学校教育課）
（中学生の香川用水の水源巡りの旅の実施など）
- ・ 市営プールの地下水利用調査（市民スポーツ課）
（福岡町プール、仏生山公園温水プール、かわなべスポーツセンター温水プールの調査）
- ・ 井戸の整備（公園緑地課）
（公園内の井戸整備）
- ・ 公共施設の節水設備・機器の整備（建築課、各課）
- ・ 高松市地域防災計画の推進（庶務課防災対策室）
- ・ 水循環健全化計画の推進（環境保全課）
- ・ 水道施設整備事業計画の推進（水道整備課、浄水課）

5 文化の香りとうるおいのある都市創造プラン

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、人と人を結び付け、協働し共生する社会の基盤となるものであり、市民の幅広い文化活動の活発化を促進していく必要がある。

また、各地域の昔から親しまれているまつりや行事、歴史的な建物、地域に根ざした文化活動は、郷土への誇りや愛着を深め、住民共通のよりどころとなることから、その振興や保存・継承を図ることは大切である。

また、都市づくりにおいても、美しい瀬戸内海を生かした海と親しみ憩える空間や、自然景観資源の保全などによる豊かな緑の創造、美しい街並みの形成など、自然、歴史、文化と調和した質の高い都市環境づくりが求められている。

このため、合併地区を含めたネットワーク化などによる芸術・文化施設の整備と機能の充実を図るとともに、地域の特色ある文化イベントの開催や、歴史・伝統を継承する文化財の保護を進める。

また、快適でゆとりのある都市空間の形成に向け、緑化と都市景観づくりを推進することにより、高松らしさを発揮した文化の香りとうるおいのある都市の創造を目指す。

○芸術・文化施設の整備と機能の充実

香川図書館（仮称）の整備・移動図書館巡回サービスの実施による図書館ネットワークの充実、歴史資料館・石の民俗資料館・香南歴史民俗郷土館・讃岐国分寺跡資料館の収蔵品展等の開催、美術館・塩江美術館の展覧会の開催、文化芸術ホールの自主事業等の実施、菊池寛記念館の受賞者検索システム更新および文学展の開催、市民文化センターの機能の充実、平和記念室の機器更新、庵治文化館の収蔵品展の開催など

○文化イベントの開催

市民文化祭アーツフェスタたかまつ、地区文化祭、石のさとフェスティバル、音の祭りの開催、文化芸術財団の文化振興事業の実施、デリバリーアーツ、学校巡回芸術教室の実施など

○文化財の保護

高松城跡天守閣の復元整備、玉藻公園披雲閣の保存整備、埋蔵文化財の発掘調査、伝統文化の保存・継承の支援（香翠座デコ芝居、樺川たたら踊り、ひょうげ祭り、庵治締太鼓、田井の子供神相撲、讃岐国分寺太鼓等）など

○緑化と都市景観づくりの推進

街区・近隣公園、玉藻公園、房前公園（仮称）、竜王山公園（仮称）、ポケットパークの整備、街路緑化、都市景観づくりの推進、自転車利用環境の総合整備、自転車駐車場の整備など

○計画の推進

芸術文化振興ビジョン、緑の基本計画、都市景観基本計画の推進など

図書館ネットワークの充実

中央図書館
事業費（計画額）：4億2,400万円

個別事業：

香川図書館（仮称）の整備

移動図書館巡回サービスの実施

事業名：香川図書館（仮称）の整備

目 的：

市内に3つの図書館サービスエリア（中央、東部、西部）が形成される中で、図書館のない南部エリアに新たに香川図書館（仮称）を整備し、全域的な図書館サービスを提供する。

現 況：

■図書館の整備状況

エリア	中 央	西 部	東 部		南 部		
地 区	旧高松市	国分寺地区	牟礼地区	庵治地区	香川地区	香南地区	塩江地区
図書館	中央図書館 松島図書館	国分寺図書館	牟礼図書館				
図書館分室	40箇所			1箇所	4箇所	1箇所	1箇所
移動図書館サービスステーション	70箇所	3箇所	2箇所	3箇所	8箇所	4箇所	3箇所

経 過：

- ・平成17年 7月 香川町から（合併）建設計画の平成17・18年度の事業として既存施設を活用した図書館整備事業案の提出
- ・平成17年10月 香川町図書館整備検討委員会の設置
- ・平成17年12月 香川町庁舎図書館基本構想設計の委託
- ・平成17年12月 香川町図書館整備検討委員会の意見を基に基本構想の策定
- ・平成18年 1月 香川町図書館整備検討委員会から図書館の整備について香川町長に答申

事業の概要：

○実施設計、施設改修、設備・家具工事、図書館システム構築、図書購入など

【整備概要】

- ・旧香川町庁舎東館の1階～4階を香川図書館（仮称）として整備

- ・ 1 階：閉架書庫、2 階：児童図書コーナー、3 階：一般図書コーナー、4 階：事務室・会議室・集会室

- ・ 蔵書数 開館時 60,000 冊、開館 2 年後 80,000 冊

※香川図書館（仮称）開館時に、香川町の図書館分室および移動図書館サービスステーション、香南町の移動図書館サービスステーションを縮小する。

○平成 19 年度当初の開館予定

事業名：移動図書館巡回サービスの実施

目 的：

図書館から遠隔地にあり、図書館の利用が不便な市民等に対し図書館サービスを行う。

事業の概要：

○移動図書館車による図書館サービスの充実

合併に伴い移動図書館車を 1 台（積載図書冊数 3,000 冊程度）増車し、3 台の図書館車で市内の 92 ステーション（合併地区 23 ステーションを含む）を毎月巡回する。（平成 18 年 2 月から実施）

【平成 18 年度巡回ステーション】

- ・ 旧高松市 （70 箇所）
- ・ 塩江地区 （3 箇所）塩江支所・上西連絡事務所・塩江小学校
- ・ 牟礼地区 （2 箇所）牟礼南小学校・牟礼北小学校
- ・ 庵治地区 （3 箇所）深間庭球場・鎌野自治会館・庵治漁業協同組合
- ・ 香川地区 （8 箇所）香川支所・香川総合体育館・浅野小学校・浅野公民館・大野公民館・大野小学校・川東公民館・東谷公民館
- ・ 香南地区 （4 箇所）香南歴史民俗郷土館・香南公民館・香南幼稚園・池西農村環境改善センター
- ・ 国分寺地区（3 箇所）福家児童館・讃岐国分寺跡資料館・新居東児童館

文化施設の充実

文化振興課、歴史資料館、菊池寛記念館、美術館、市民文化センター
事業費（計画額）：5 億 2,000 万円

目 的：市民が身近に芸術・文化に親しむことができるよう、市民の自主的な活動を促進する拠点として、芸術・文化施設の整備や機能の充実を図る。

事業の概要：

○資料館

歴史資料館：

特別展・ロビー展・収蔵品展「新たに仲間となりました（仮称）」の開催、サンクリスタル学習の実施校の新市域拡大、各種教育普及事業の実施、資料館のあり方の検討

石の民俗資料館：

「（仮称）鉄道展」、「柴野栗山没 200 年記念事業展」などの特別展・企画展の開催、各種教育普及事業の実施

香南歴史民俗郷土館：

「合併企画展」、「夏休み埋蔵文化財展」などの特別展・企画展の開催、各種教育普及事業の実施

讃岐国分寺跡資料館：

「讃岐国分寺史跡まつり」、「ふるさと文化財探偵団/古代のお米を現代に再現しよう」など各種教育普及事業の実施

○美術館

高松市美術館：

展覧会の開催（特別展、常設展）、美術品の購入、美術作品解説ボランティアの充実

塩江美術館：

展覧会の開催（企画展、常設展）、コンサートなど

○文化芸術ホール：

文化芸術ホールでの自主事業、共催事業などの実施

○その他文化施設

菊池寛記念館：

芥川賞・直木賞・菊池寛賞受賞者検索システムの更新、文学展の開催

市民文化センター：

子どもおもしろ体験など子ども関連事業の充実

平和記念室（市民文化センター内）：

展示機器の更新、平和を語るつどい、戦争遺品展、平和映画祭の開催

庵治文化館：

収蔵品展の開催、地元参加型事業の開催

石のさとフェスティバルの開催

文化振興課
事業費（計画額）：6,000万円

目 的：

全国の三大石材産地の一つに数えられ、優秀な石材加工技術者を有する牟礼町と庵治町を中心に、国内外の作家が彫刻を制作し展示することにより、石の彫刻家の育成と石

材業界の更なる技術向上、産業振興を図るとともに、市民が芸術作品に触れる場を提供し、高松の文化芸術の発展に寄与する。

経 過：

- ・昭和63年5～6月 第1回石のさとフェスティバル開催（庵治地区才田埋立地）
- ・平成3年5～6月 第2回石のさとフェスティバル開催（牟礼地区与一公園）
- ・平成6年5～6月 第3回石のさとフェスティバル開催（庵治地区城岬公園）
- ・平成9年10～11月 第4回石のさとフェスティバル開催（牟礼地区石匠の里公園）
- ・平成12年5～6月 第5回石のさとフェスティバル開催（庵治地区城岬公園）
- ・平成15年6～7月 第6回石のさとフェスティバル開催（牟礼地区石匠の里公園）

事業の概要：

○第7回石のさとフェスティバル開催（平成18年5月1日～6月30日）

石の彫刻コンクール

- ・応募作品の中から入選作50点を審査・決定し、庵治町城岬公園等に展示する。
- その中から、石の彫刻国際シンポジウムへの招待者や優秀賞・奨励賞等を決定する。

石の彫刻国際シンポジウム

- ・石の彫刻コンクール展優秀作品作家6名と国内外の招待作家6名が地元滞在中、石材業者のサポートのもと石の彫刻作品を公開制作し、完成作品は庵治町城岬公園等に展示する。

キーワード：産業振興と芸術の融合

芸術家と石材業者のコラボレーションにより、1ヶ月という短期間で共同制作される作業過程を通して、市民が芸術活動に触れることができ、また石の彫刻家の育成と石材業界の更なる技術向上、産業振興にも繋がる。

高松城跡天守閣の復元整備

公園緑地課
事業費（計画額）：3億5,800万円

目 的：

高松城跡内において天守閣の復元整備を進め、貴重な文化遺産を後世に継承するとともに、これと隣接するサンポート高松と中央商店街を結んだゾーンにおいて、21世紀の高松の新しい顔、新しい文化都市の創造拠点を形成することにより、中心市街地の活性化と観光振興を図る。

経 過：

- ・平成 8 年 3 月 史跡高松城跡保存整備基本計画の策定
- ・平成 16 年 1 月 史跡高松城跡整備検討委員会の発足
- ・平成 17 年度 天守台石垣解体復元用ヤード設置工事（～18 年度）

事業の概要：

○天守台石垣解体実施設計、解体工事

○天守台石垣発掘調査

■今後の予定：

平成 20 年度～21 年度	天守台石垣復元工事 文化庁との協議、資料収集 天守閣復元の基本設計、実施設計
平成 22 年度～28 年度（7 年間）	天守閣復元工事

天守閣復元箇所



■天守閣



■明治 17 年の取り壊し前の高松城



■玉藻公園西側からの天守閣復元イメージ図

公園の整備

公園緑地課

事業費（計画額）：16億3,400万円

個別事業：

街区公園の整備

近隣公園の整備

玉藻公園の整備

道の駅むれ（仮称）・房前公園（仮称）の整備

竜王山公園（仮称）の整備

○市内の公園

■市内の公園等の状況（市管理）

平成18年1月10日現在

種 別	現 況		公 園 名 称
	公園数	面積（ha）	
街区公園	192	31.30	松島公園・城岬公園ほか
近隣公園	10	16.63	紫雲公園・今里中央公園・御山公園ほか
地区公園	3	17.69	中央公園・如意輪寺公園ほか
総合公園	2	24.28	仏生山公園・峰山公園
歴史公園	1	8.00	玉藻公園
運動公園	1	4.15	東部運動公園
墓 園	2	16.06	平和公園・六ッ目墓園
緑地公園	20	33.31	柚場川緑道・屋島緑地ほか
ちびっこ広場	59	4.78	
ポケットパーク	16	0.46	
計	306	156.66	

事業名：街区公園の整備

目 的：

高松市緑の基本計画に基づき、主として街区に居住する広い年齢層の市民が運動、散策、休養などのため、日常的に利用できる街区公園を、計画的に整備する。

事業の概要：

○天皇北公園（仮称）（面積0.25ha）

・園路広場整備、便益施設整備 平成18年度完成予定

○伏石立石公園（仮称）（面積0.2ha）

・園路広場整備、便益施設整備 平成19年度完成予定



■宮前公園（平成16年完成）

事業名：近隣公園の整備

目 的：

高松市緑の基本計画に基づき、主として近隣に居住する者が利用できる近隣公園を、計画的に整備する。

事業の概要：

- 松縄流石中央公園（仮称）（面積0.7ha）
 - ・園路広場整備 平成17年度～平成19年度予定
- 平塚中央公園（仮称）（面積1.0ha）
 - ・園路広場整備 平成19年度～平成21年度予定
- 牟礼中央公園
 - ・未整備場所（面積0.16ha）を多目的広場として整備 平成18年度予定



■伏石中央公園（平成16年完成）

事業名：玉藻公園の整備

目 的：

サンポート高松（高松港頭地区）の環境整備や琴電の連続立体交差事業との整合性を図り、披雲閣などの貴重な文化遺産の残る史跡高松城跡と一体となった歴史公園として整備し、みどりのまちづくりを推進する。

経 過：

- ・平成 8 年 3 月 史跡高松城跡保存整備基本計画の策定
- ・平成10年 7 月 都市計画決定（公園面積 8.4 ha→9.6 ha に拡大）
- ・平成17年10月 披雲閣が高松市有形文化財に指定される

事業の概要：

- 披雲閣の保存整備
 - ・施設整備工事
- 琴電高松築港駅付近の用地購入

事業名：道の駅むれ（仮称）・房前公園（仮称）の整備

目 的：

国が行う「道の駅」の整備と併行して、「牟礼地区都市再生整備計画」に基づき、瀬戸内海を一望できるロケーションを生かし、憩いの場としての機能を有する公園整備を行う。

経 過：

- ・平成17年 3 月 「牟礼地区都市再生整備計画」の策定
- ・平成17年12月 用地購入

事業の概要：

- 「道の駅むれ」（仮称）の整備（国土交通省直轄事業） 平成17年度～平成18年度
- 物産販売施設等の整備＜再掲 ページ＞
- 房前公園（仮称）の整備
 - 実施設計、公園整備工事
 - 【公園整備の概要】
 - ・整備内容：芝生広場・展望櫓・展望さじき・保全緑地・多目的広場・物産館等
 - ・施行面積：2.3 ha
 - ・事業期間：平成17年～平成21年度



■道の駅むれ（仮称）・房前公園（仮称）イメージ図

【牟礼地区都市再生整備計画】

・計画期間：平成17年度～21年度

■牟礼地区都市再生整備計画の事業内容

整備方針	項目	
交流拠点づくり	基幹事業	公園事業： 房前公園（仮称） 地域生活基盤施設： 案内情報板、回遊誘導サイン
	関連事業	道の駅整備事業： 道の駅むれ（仮称）、物販・飲食施設
観光拠点づくり	基幹事業	道路事業： 町道の改良 高質空間形成施設： 観光地周辺の回遊軸の修景整備 地域生活基盤施設： 観光地周辺の駐車場、広場、案内情報板、 回遊誘導サイン
	提案事業	まちづくり活動推進事業： まちづくりNPOへの支援

事業名：竜王山公園（仮称）の整備

目 的：

庵治半島東部の「パイロット地区」において、瀬戸内海を眺望できる標高239mの竜王山の地理的条件を生かし、誰もが気軽に自然とふれあえ、憩いの場として利用できる広場や散策路を整備する。

経 過：

- ・地元ボランティアによる桜の苗木などの植樹

事業の概要：

- 用地購入、実施設計など

自転車利用環境の総合整備

道路課、交通安全対策課

事業費（計画額）：1億7,700万円

個別事業：

自転車利用環境の整備

レンタサイクルポートの整備

事業名：自転車利用環境の整備

目 的：

自転車交通が持つ高い自由度、健康的、経済的で高い機動性や、本市の地理的気候的特性を生かすため、自転車交通を都市交通手段の一つとして位置づけ、人および自然とのふれあいに着目した自転車利用の促進を図る。

経 過：

- ・平成11年12月 自転車利用環境整備モデル都市として指定
- ・平成12年 2月 自転車利用環境推進協議会発足
- ・平成12年11月 自転車利用環境整備に関する社会実験
- ・平成13年 3月 自転車利用環境整備基本計画策定
(基本計画における整備方策)
 - ・自転車利用空間ネットワーク計画
 - ・自転車走行空間の整備
 - ・自転車駐車空間等の整備
 - ・自転車利用促進環境の整備
 - ・秩序構築環境の整備
- ・平成14～16年度 片原町沖松島線の歩道整備
- ・平成17年度～ 五番町西宝線の歩道整備

事業の概要：

- 五番町西宝線、浜ノ町宮脇線の透水性舗装、ブロック工

事業名：レンタサイクルポートの整備

目 的：

人および自然とのふれあいに着目した自転車利用の促進と地域交通の発展および自転車の放置防止を図るため、レンタサイクルポートを拠点としたレンタサイクルの利用を促進する。

現 況：

■利用状況

名 称	収容能力	利用状況		
		平成15年度	平成16年度	平成17年度 (12月分まで)
瓦町地下レンタサイクルポート (平成13年5月1日開設)	180台	35,625件	41,682件	37,272件
高松駅前広場地下レンタサイクルポート (平成13年5月13日開設)	480台	127,952件	150,349件	123,024件
鍛冶屋町レンタサイクルポート (平成14年5月1日開設、平成17年3月26日閉鎖)		5,920件	5,797件	—
栗林駅前レンタサイクルポート (平成14年7月1日開設)	100台	18,208件	19,890件	16,449件
南部駐車場レンタサイクルポート (平成15年10月1日開設)	40台	790件	1,896件	2,525件
栗林公園駅前レンタサイクルポート (平成16年11月1日開設)	50台	—	2,868件	7,346件
市役所レンタサイクルポート (平成17年3月27日開設)	50台	—	102件	8,052件
合 計	900台	188,495件	222,584件	194,668件

事業の概要：

○レンタサイクルシステムの運営

貸出方法

レンタサイクルは、6箇所のレンタサイクルポートで利用でき、一時利用については、借りたポート以外でも返却できる。

- ☐ 受付時間：午前7時～午後10時（南部ポートは、午前7時30分から）
- ☐ 利用対象者：中学生以上で、レンタサイクルの利用について安全上支障のない方（初回は住所・氏名が確認できるもの（免許証など）が必要）

料金

区 分	一 般	学生等
定期利用	1カ月	2,000円
	3カ月	5,500円
一時利用	24時間以内	100円
	24時間超	24時間までごとに100円

その他の主な事業

- ・国分寺町文化施設（生涯学習センター）の整備検討（文化振興課）
（生涯学習施設のあり方の検討）
- ・市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」と地区文化祭の開催（文化振興課）
（市民の芸術文化活動の発表と芸術に触れる機会を提供）
- ・音の祭りの開催（文化振興課）
（邦楽を中心とした夜間の野外コンサート）
- ・文化芸術財団の文化振興事業の実施（文化振興課）
（市民参加組織の運営、情報誌発行、主催事業、共催事業の実施など）
- ・デリバリーアーツの実施（文化振興課）
（広く市民に身近で芸術文化に触れることができる場を提供するため、音楽・舞踊などの芸術文化の出前による実施）
- ・学校巡回芸術教室の実施（文化振興課）
（児童・生徒を対象にした生の優良芸術を鑑賞する機会づくり）
- ・文化財の保護（文化振興課）
（文化財の愛護精神の涵養と遺跡の保存整備など）
- ・埋蔵文化財の発掘調査（文化振興課）
（遺跡が開発行為などで破壊される場合、記録保存のための調査の実施）
- ・伝統文化の保存・継承の支援（文化振興課）
（香翠座デコ芝居、樺川たたら踊り、ひょうげ祭り、庵治締太鼓、田井の子供神相撲、讃岐国分寺太鼓など）
- ・ポケットパークの整備（公園緑地課）
（緑豊かな潤いのある都市景観を創出するために、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備）
- ・街路緑化の推進（公園緑地課）
（高松海岸線などの街路緑化工事）
- ・花いっぱいの推進（公園緑地課）
（フラワーフェスティバルの開催、花の国づくり、世代交流花づくりの推進など）
- ・都市景観づくりの推進（都市計画課）
（都市景観アドバイザー制度の運用、仏生山歴史街道都市景観形成地区の整備推進など）



■仏生山本町通りの町屋風建物

- ・ボランティアによる違反広告物簡易除却（都市計画課）
- ・放置自転車対策の推進（交通安全対策課）
（ＪＲ端岡駅地区を加えた放置禁止区域等での撤去など）
- ・自転車駐車場の整備（交通安全対策課）
（琴電春日川駅前・琴電古高松駅北自転車駐車場の整備）
- ・玉藻公園の魅力アップ（公園緑地課）
（早朝開園、抹茶接待、観光ボランティアガイド、正月三が日や花見シーズンの無料開放、ライトアップなど）
- ・芸術文化振興ビジョンの推進（文化振興課）
（ビジョンの見直し、各種文化事業の展開と実施）
- ・緑の基本計画の推進（公園緑地課）
- ・都市景観基本計画の推進（都市計画課）

6 健やか子育て支援プラン

少子化の進行は、我が国の大きな社会問題となっており、少子化の原因と言われる晩婚化や出生率の低下の背景として、女性の社会進出と、それに伴う子育てと仕事の両立の難しさ、育児についての精神的・肉体的負担感、子育て費用の増大などの要因が指摘されている。

また、核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化に伴う家庭や地域での子育て機能の低下が懸念されており、さらに、子どもたちが伸び伸びと成長するための身近な遊び場の必要性も高まっている。

このため、「次世代育成支援対策推進法」の制定を受けて策定した「高松市こども未来計画」に基づき、保育ニーズに対応した多様な保育サービスや、放課後児童への対応と一時的な育児サービスを充実するとともに、育児支援と子育てに伴う経済的な負担の軽減を図る。

また、子どもの体験活動や遊びの場と機会を提供し、子どもの居場所づくりを進めるほか、学校施設や設備の整備などにより、教育環境の充実を図るなど、次代の高松を担う子どもが健やかに育つことができる総合的な子育て支援を推進する。

○保育サービスの充実

乳児・延長・障害児・夜間・休日保育の充実、病後時保育の実施、待機児童解消等のための民間児童福祉施設の整備助成、市立保育所の施設整備、育児相談・育児支援家庭訪問、保育所での開放保育等の実施など

○放課後児童への対応と一時的な育児サービスの充実

留守家庭児童の健全育成（放課後児童クラブ、学童保育、留守家庭児童会）、一時保育の実施、ショートステイ・トワイライトステイの実施、ファミリー・サポート・センターの設置検討など

○育児支援と子育て負担の軽減

育児支援の充実、児童館の運営、ブックスタートの推進、第3子以降の保育料等の軽減、乳幼児医療費の助成、児童手当の支給など

○子どもの居場所づくり

子どもの居場所づくり指導者の養成、のびのび子どもプラザ事業の実施、子どもわくわく体験支援事業の実施、ちびっこ広場の整備、市民文化センターの子ども関連事業の充実など

○教育環境の充実

新設統合校、学校給食センター（仮称）の建設、学校施設の増築・改修、学校施設の耐震化、小中一貫教育の推進、学校防犯監視システム整備や自動体外式除細動器設置等の学校教育環境の整備、教育の情報化の整備、学校図書館の活性化など

○計画の推進

こども未来計画の推進、男女共同参画プランの策定など

保育サービスの充実と保育所施設の整備

こども未来課
事業費（計画額）：3億7,400万円

目 的：

多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、入所児童が安全・快適に過ごせる環境をつくるため、保育所整備を進めることにより、良好な保育環境の整備に努める。

現 況：

■保育所施設

平成18年1月10日現在

区 分	施 設 数	定 員（人）
市立保育所	44	4,410
私立保育所	30	3,574
合 計	74	7,984

事業の概要：

○保育所での各種保育サービスの実施

■保育所サービスの内容

保 育 内 容		保育所数
乳 児 保 育	乳児（0歳児）を預かる	61
延 長 保 育	保育時間を延長する	51
障害児保育	集団保育が可能で、発達の遅れや障害があると思われる乳幼児を受け入れる	42
夜 間 保 育	夜間働く人のために、乳幼児を預かる	1
休 日 保 育	日曜日、祝日も働いている保護者のために、乳幼児を預かる	2
一 時 保 育	緊急一時的に育児ができなくなる場合などに、乳幼児を預かる	29

○病院等での保育サービス（病後児保育）

- ・ 対象：市内に住所を有する乳幼児、小学校低学年の児童で、病気の回復期にあることから集団生活が困難で、かつ、保護者の勤務の都合などで家庭での保育ができないものなど
- ・ 利用期間：原則7日以内

■実施施設

施 設 名	施設の場所
トビウメ小児科医院附属病児保育室「子どもの家」	高松市伏石町
西岡医院病児保育室「レインボーキッズ」	高松市寺井町
小林内科小児科医院附属病児保育室「すこやかルーム」	高松市屋島西町
はらこどもセンター内病後児保育室	高松市牟礼町



■病後児保育の実施施設



○民間児童福祉施設の整備助成

待機児童解消のための保育所の増改築、一時保育や延長保育など多様な保育需要に対応できる保育所施設の整備、保育所環境改善等に対する助成

○市立保育所の施設整備

- ・保育所調理室空調機設置（24か所）
- ・民営化保育所修繕
- ・保育所の耐震診断など

留守家庭児童の健全育成

こども未来課・社会教育課
事業費（計画額）：2億4,600万円

個別事業：

放課後児童クラブの実施

学童保育の実施

留守家庭児童会の実施

現 況：

■実施状況

平成18年1月10日現在

	実施場所	開設数	開設日数	開設曜日
		平成17年度		
放課後児童クラブ	児童厚生施設等	10	年間281日以上	月～土曜日
学 童 保 育	私立保育所等	9	年間200日以上	月～金曜日 土曜日（一部）
留守家庭児童会	市立小学校	32	年間230日から240日程度	月～金曜日

■事業内容の比較

区 分	放課後児童クラブ	学童保育	留守家庭児童会
平日開設時間	放課後から午後6時まで	放課後から午後5時～7時まで	午後1時から午後6時まで
長期休業期間中の開設時間	午前8時30分から午後6時まで	午前7時30分～9時から午後5時～7時まで	午前8時30分から午後6時まで

事業名：放課後児童クラブの実施

目 的：

放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

現 況：

■開設クラブ

平成18年1月10日現在

名 称	小学校区
川島放課後児童クラブ	川島小学校
なかよしクラブ	牟礼小学校
にこにこクラブ	牟礼北小学校
みなみクラブ	牟礼南小学校
川東児童クラブ	川東小学校
浅野児童クラブ	浅野小学校
大野児童クラブ	大野小学校
ししまるっ子元気クラブ	香南小学校
国分寺北部放課後児童クラブ	国分寺北部小学校
国分寺南部放課後児童クラブ	国分寺南部小学校

事業の概要：

○放課後児童クラブの開設および運営

事業名：学童保育の実施

目 的：

放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家にいない家庭の小学校の児童に対し、学校外の保育所等において授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

現 況：

■学童保育実施保育所

平成18年1月10日現在

保育園名	定員（人）	対象児童
春日保育園	50	小学1年～6年生
カナン児童館	36	小学1年～6年生
西春日保育所	25	小学1年～6年生
西光寺保育所	25	小学1年～3年生
和光保育園	5	小学1年～2年生
若菜保育園	10	小学1年～3年生
すみれ保育園	20	小学1年～3年生
あすなろ保育園	40	小学1年～6年生
いずみ保育園	50	小学1年～3年生

事業の概要：

- 保育所等における学童保育の実施に対する助成

事業名：留守家庭児童会の実施

目 的：

放課後、留守家庭で保護監督に欠ける小学校低学年の児童を対象に実施している留守家庭児童会を充実することにより、保護者の子育て支援と児童の健全育成を図る。

現 況：

■実施状況

平成18年1月10日現在

開設小学校区数	総定員	余裕教室活用	プレハブ施設	余裕教室・プレハブ施設併用
32 校区	1440 人	11 校区	20 校区	1 校区

経 過：

- 平成17年度 未設置の校区に留守家庭児童会を新設 2校区
 学校規模に応じた定員増（40人→80人）を実施 2校区
 プレハブ施設から余裕教室へ移転 1校区

事業の概要：

- 未設置の校区に留守家庭児童会を新設する。
 平成18年度 2校区（余裕教室の活用）
 平成19年度 2校区（余裕教室の活用）
 →平成19年度末 開設校区数36校区
- 学校規模に応じた定員増を行う。
 平成18年度 4校区（定員40人→80人）
 （うち、1校区は余裕教室・プレハブ施設併用）
 平成19年度 3校区（定員40人→80人）
 →平成19年度末 総定員1880人
- プレハブ施設から余裕教室へ移転する。
 平成19年度 3校区
 →平成19年度末 余裕教室活用18校区、プレハブ施設16校区、
 余裕教室・プレハブ施設併用2校区
- 余裕教室活用の留守家庭児童会に空調設備（エアコン）を設置する。
 平成18年度 15校区

育児支援の充実

こども未来課
事業費（計画額）：680万円

目 的：

子育てに支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるよう、過重な負担がかかる前の段階に、養育に関する援助指導等訪問による在宅支援を行い、児童虐待の未然防止と重症化予防を図る。

現 況：

■対象家庭支援状況

平成18年1月12日現在

対象家庭	支援継続家庭	支援終了家庭	支援不受理家庭
7	6	0	1

事業の概要：

○支援対象

- ・出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、育児ノイローゼ、産後うつなどにより、子育て不安や孤立感などを抱える家庭、または児童虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭
- ・複雑な問題を背景に抱えて、養育上問題のある家庭や、養護施設等を退所のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

○実施内容

育児支援員による育児等相談・指導および家事支援等

○支援スタッフ

主任育児支援員（保育士、非常勤嘱託）、育児支援員（登録制）

児童館の運営

こども未来課
事業費（計画額）：1億300万円

目 的：

児童に健全な遊びを与え、集団的・個別的に指導することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会など地域組織活動の育成助長を図る。また、施設の整備を進めることにより、利用児童等が安全・快適に過ごせる良好な環境の整備に努める。

現 況：

■児童厚生施設

平成18年1月10日現在

区 分	児童厚生施設名	備 考
公 立	浅野児童館	
	川東児童館	放課後児童クラブ併設
	なかよしこども館	放課後児童クラブ併設
	ししまる館	放課後児童クラブ併設
	新居東児童館	
	国分児童館	
	福家児童館	
	新名柏原児童館	
	牟礼児童館	放課後児童クラブ併設
	牟礼北児童館	放課後児童クラブ併設
	牟礼南児童館	放課後児童クラブ併設
私 立	児童館 カナン子ども支援センター	放課後児童クラブ併設

■公立

平成18年1月10日現在

区 分	児童館
平日・土曜日開設時間	午前9時30分から午後6時まで (浅野児童館のみ火曜日から日曜日を開設。 開設時間は午前9時30分から午後5時まで)
学校休業日の開設時間	午前8時30分から午後6時まで (浅野児童館のみ午前9時30分から午後5時まで)
その他事業	児童館ごとに各種子育て支援事業を行う

■私立

平成18年1月10日現在

区 分	児童館
平日・土曜日開設時間	午前10時から午後8時まで 但し、小学生は 4月～9月 午後6時まで 10月～3月 午後5時まで
学校休業日の開設時間	同上
その他事業	児童館ごとに各種子育て支援事業を行う

事業の概要：

- 児童館の開設および運営
- 民間児童館の整備および運営費助成
民間児童館の施設整備および運営に係る経費に対する助成

子どもの居場所づくりの推進

社会教育課
事業費（計画額）：590万円

実施主体：校区運営委員会（のびのび子どもプラザモデル事業）
市民団体等（子どもわくわく体験支援事業）

目 的：

都市化や少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、地域の子育て支援機能の低下が進む中、地域における子どもの居場所づくりの指導者の養成と子どもが集団的遊びや体験活動を行うモデル事業の実施などを通じて、子どもたちの放課後や休日における居場所づくりを推進し、地域の教育力の向上を図る。

現 況：

■のびのび子どもプラザモデル事業（平成17年度）

校 区	名 称	実 施 内 容
栗 林	栗林っ子体験クラブ	栗林プレーパーク（冒険あそび場）、栗林こども塾（体験学習）
川 岡	川岡っ子クラブ	水泳教室、着付け教室、絵画教室、英語教室、木工教室、陶芸教室、地域探検、職場体験学習など
川 添	川添っ子のびのびプラザ	グラウンドゴルフ、珠算教室、夕涼み会（バザー）など

■子どもわくわく体験支援事業（平成17年度）

名 称	実 施 内 容
三谷の歴史探訪と七草採集・クラフト作り	三谷町の三郎池周辺で伝承を聞くとともに、七草を採集。南部運動公園で七草粥を食べた後、冬の昔遊びを体験
島の自然を満喫・男木島ウォーク	男木島の豊玉姫神社、灯台、展望台等を散策し、島の自然を満喫。海やみどりなどの自然と人の関わりを実感

経 過：

平成16年度 のびのび子どもプラザモデル事業を実施（栗林・川岡 2校区）

平成17年度 のびのび子どもプラザモデル事業を実施（栗林・川岡・川添 3校区）
子どもわくわく体験支援事業を実施（2件）

事業の概要：

○子どもの居場所づくり指導者の養成（平成18年度から3年間実施）

- ・地域住民を対象とする研修会を開催（年5回、定員20人）
- ・内容 子どもたちの体験・交流活動を実施するための知識や技能の習得、ワークショップ等

○のびのび子どもプラザモデル事業の実施

- ・子どもたちが放課後・休日に学校施設や公民館などでさまざまな遊びや体験活動などを行う「のびのび子どもプラザ事業」を実施する校区運営委員会に対する助成

平成18年度：モデル実施4校区

平成19年度：19校区（20年度以降順次拡大）

○子どもわくわく体験支援事業の実施

- ・街並や自然を活用した子ども向けの体験型学習活動を行う「子どもわくわく体験支援事業」を実施する市民団体等に対する助成

平成18年度：5件実施

平成19年度：5件実施

新設統合校等の建設

教育部総務課新設統合校整備室、学校教育課
事業費（計画額）：55億7,700万円

個別事業：

新設統合校の建設

学校給食センター（仮称）の建設

事業名：新設統合校の建設

目 的：

小・中学校の良好な学習環境を確保し、安全で快適な学校施設整備を推進するため、「高松市中心部小中学校の適正配置等について」の答申を踏まえ、地域住民とともに新しい学校づくりを進める。

経 過：

- ・平成13年11月 学識経験者、教育関係者、各種団体の役職員からなる「高松市校舎等改築検討懇談会」から「校舎等改築にかかる報告～次代を担う子どもたちのために～」最終報告書を市長に提出
- ・平成14年 5月 「高松市校舎等改築計画基本構想」の策定
- ・平成14年 9月 学識経験者、教育関係者、各種団体の役職員および公募委員からなる「高松市小中学校適正配置等審議会」に対し、「高松市中心部小中学校の適正配置等について」諮問
- ・平成15年 8月 同審議会から「中間報告」を教育委員会に提出
- 9月 関係校区住民等への説明会開始
中間報告に対する意見募集
- ・平成16年 1月 中間報告に対するPTA代表者からの意見を聴く会を開催
- ・平成16年 8月 同審議会から「答申」を教育委員会に提出
- ・平成17年 8月 教育および建築の専門的な知識を持つ学識経験者等からなる「高松市立新設統合第一小・中学校（仮称）建設基本設計公募型プロポーザル審査委員会」が、最も適した設計者としてプロポーザル特定者を決定し、高松市は特定者と契約を締結
- 8月 地域、学校および教育委員会が協議・連携しながらより良い教育環境を創出するために、「新しい学校づくり協議会＜新設統合第一小中学校（仮称）＞が発足

事業の概要：

○新設統合第一小・中学校（仮称）の建設

松島・築地・新塩屋町小学校および光洋・城内中学校の統合においては、小中一貫教育を導入した統合校を建設し、平成21年4月開校を目指す。＜建設場所 松島小学校および光洋中学校＞

○新設統合第二小学校（仮称）の建設

日新・二番丁・四番丁小学校の統合校を建設し、平成22年4月開校を目指す。＜建設場所 二番丁小学校＞

スケジュール：

○新設統合第一小・中学校（仮称）

平成17年度 基本設計

平成18年度 実施設計

平成19・20年度 建設工事（2か年）

○新設統合第二小学校（仮称）

平成18年度 基本設計

平成19年度 実施設計

平成20・21年度 建設工事（2か年）

キーワード：プロポーザル方式

建築設計等の業務を委託する際、技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）を提出してもらい、公正に総合的に評価して最も適した設計者を選ぶ方式。

新設統合校は、学校・保護者・地域の代表者の意見を聴きながら、選ばれた設計者と市との共同作業により設計を行う。

事業名：学校給食センター（仮称）の建設

目 的：

市内中心部小中学校の給食を一括して調理するとともに、食育の拠点としての機能を持つ完全ドライ方式の学校給食センターを建設し、学校給食の充実を図る。

経 過：

- ・平成16年 8月 「高松市小中学校適正配置等審議会」から、「児童生徒等を対象にした食育や衛生管理について研修する機能を持った中心部小中学校の給食センターを統合後の跡地を利用して新しく建設することを提案する」旨の「答申」を教育委員会に提出

事業の概要：

○学校給食センター（仮称）の建設

完全ドライ方式の給食センターを建設し、平成20年4月の運用開始を目指す。

＜建設場所 朝日新町 城内中学校第2運動場（テニスコート）＞

平成18年度 設計

平成19年度 建設工事

キーワード：中心部小中学校

9小学校：日新、二番丁、四番丁、亀阜、栗林、花園、松島、築地、
新塩屋町

5中学校：桜町、紫雲、玉藻、光洋、城内

学校施設の増築・改修

教育部総務課
事業費（計画額）：2億9,300万円

目 的：

不足する教室の増築と老朽化した給食調理場の改修を行い、児童・生徒のより良い教育環境を創出する。

事業の概要：

○平成18年度

中央小学校 校舎増築（8教室）

古高松小学校 給食調理場改修（アスベスト撤去、衛生管理強化）

○平成19年度

十河小学校 校舎増築（4教室）

中央小学校 給食調理場改修（衛生管理強化）

小中一貫教育の推進

学校教育課
事業費（計画額）：2,320万円

目 的：

松島小学校と光洋中学校の敷地を一体的に活用し、義務教育9年間を通した、連続性、継続・発展性のある学校運営、児童生徒の成長に応じた学習指導・生活指導等を行い、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力および才能の伸長や創造性の育成を図る。

経 過：

- ・平成16年 8月 学識経験者、教育関係者、各種団体の役職員および公募委員からなる「高松市小中学校適正配置等審議会」から、「光洋中学校の敷地および隣接している松島小学校の敷地を一体的に活用し、一貫

教育も視野に入れた計画が望ましいと考え」る旨の「答申」を教育委員会に提出

- ・平成17年 3月 教育委員会内に小中一貫教育推進委員会（教育部長を会長とし、教育部総務課および学校教育課の管理職員で構成）を設置

これまでに、全国的に注目を集めている品川区を始め、他市町の小中一貫教育の取組状況を調査するとともに、関係小・中学校の校長等の意見を聴きながら検討を実施

- 9月 PTA・子ども会の代表、自治会関係者および学校関係者で構成する「新しい学校づくり協議会＜新設統合第一小中学校（仮称）＞」の第1回会議で、同統合校の小中一貫教育などを協議

事業の概要：

- 平成18年度 小中一貫教育カリキュラムについて、構造改革特別区域計画認定を申請（国の構造改革特区推進本部における全国展開に係る動向を確認の上、申請）
- 平成19年度 小中一貫教育の一部を実施（指導内容に関わるもの）
- 平成20年度 小中一貫教育の指導内容の改善、指導システムの構築
- 平成21年度 新設統合第一小・中学校（仮称）の開校と同時に小中一貫教育の指導内容、指導システムの完全導入

キーワード：構造改革特別区域計画認定の申請

学校教育法施行規則では、小・中学校の教科編成、各教科における授業時間数、各学年における総授業時間数および教育課程の基準となる学習指導要領について、規定があるが、本認定を受けたときは、カリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定など、柔軟な教育課程の編成・実施が可能となる。

学校教育環境の整備

教育部総務課、高松第一高等学校
事業費（計画額）：4,220万円

目的：

学校への防犯監視システム、扇風機などの設置を行い、児童・生徒にとって、安全で快適な、より良い教育環境を創出する。

事業の概要：

○学校防犯監視システムの整備（小学校）

正門等に防犯カメラ、センサーを設置

→職員室でアラーム音とともに、モニタ表示し、画像を録画

平成20年度末までに、全小学校に整備予定

○教室への扇風機の設置（小・中学校）

平成18年度末までに全小・中学校に設置予定

○自動体外式除細動器（AED）の設置（中学校、高等学校）

平成18年度末までに全中学校、高等学校に設置予定

キーワード：自動体外式除細動器（AED）

心臓の心室細動等の状態の患者を救うため、電気ショックを与えて心臓のリズムを正常化させる医療器具（Automated External Defibrillator）

学校図書館の活性化

学校教育課
事業費（計画額）：1億3,700万円

目 的：

学校図書館指導員の効果的な配置を通じ、児童・生徒の読書活動を一層推進し、健全育成を図る。

現 況：

■学校図書館指導員の配置状況

平成18年1月10日現在

地域	旧高松市	庵治・塩江・香川・香南・国分寺地区	牟礼地区
小・中学校数	57校	16校	4校
配置人員	18名	0名	4名

事業の概要：

○学校図書館指導員を全小・中学校に効果的に配置し、蔵書の貸し出し、返却、児童生徒への対応、データベースの整理等を行う。

■学校図書館指導員の増員計画

地 域	旧高松市	庵治・塩江・香川・香南・国分寺地区	牟礼地区
小・中学校数	57校	16校	4校
配 置	増員数	5名	6名
人 員	増員後	23名	6名
配置基準	6時間勤務／1人1日、 児童生徒数700名以上の学校：週3日配置 児童生徒数200名から700名未満の学校：週2日配置 児童生徒数200名未満の学校：週1日配置		4時間勤務 ／1人1日、 週5日配置

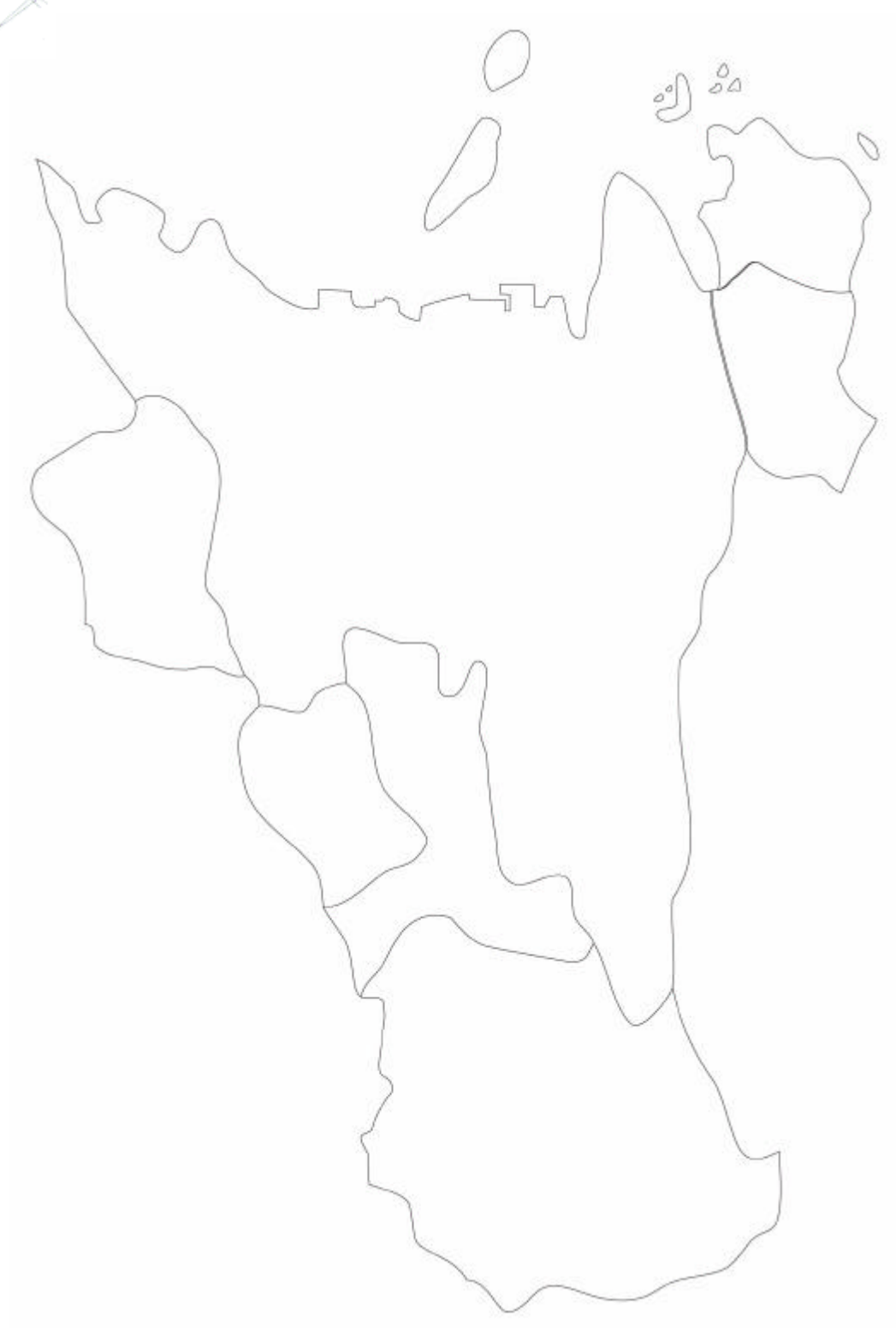
○小・中学校図書データベース用パソコンを整備

その他の主な事業

- ・地域子育て支援センター事業の実施（こども未来課）
（育児不安等の相談・指導、子育てサークル等への支援など）
- ・育児相談・育児支援家庭訪問の実施（こども未来課）
（育児に関する相談、家庭訪問による援助指導等の在宅支援など）
- ・保育所での開放保育・育児相談の実施（こども未来課）
- ・ショートステイ・トワイライトステイの実施（こども未来課）
（施設への短期間入所による母子の養育・保護、施設への通所による児童の生活指導等）
- ・ファミリー・サポート・センターの設置検討（こども未来課）
- ・つどいの広場事業の実施（こども未来課）
（子育て親子の相互交流の場の整備）
- ・要保護児童対策事業の実施（こども未来課）
（虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見・保護）
- ・ブックスタートの推進（中央図書館）
（絵本を手渡すとともに図書館ボランティアによる読み聞かせの指導）
- ・第3子以降の保育料等の軽減（こども未来課、学校教育課）
- ・乳幼児医療費の助成（保険年金課）
- ・児童手当の支給（こども未来課）
（対象年齢の拡大など）
- ・ひとり親家庭への支援（こども未来課）
（児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金の貸付など）
- ・ちびっ子広場の整備（公園緑地課）
- ・市民文化センターの機能の充実＜再掲68ページ＞（市民文化センター）
（子どもおもしろ体験など子ども関連事業の充実）
- ・学校施設の耐震化＜再掲53ページ＞（教育部総務課）
- ・心の教育の推進（学校教育課、教育文化研究所）
（豊かな人間性と健やかな心身を育む学校教育の推進、研究指定校による「心豊かな子どもを育てる教育」の推進など）
- ・子ども議会の開催（学校教育課）
（模擬議会体験を通して市政への関心と理解を高める。）
- ・教職員研修の充実（教育部総務課、学校教育課、人権教育課、教育文化研究所）
（専門職としての識見を高め、教育実践力に結びつく研修の実施）
- ・教育情報通信ネットワークシステムの整備
（教育部総務課、学校教育課、教育文化研究所）
（市内小・中学校を高速回線で結ぶ教育用ネットワークおよび校内LANを整備し、インターネットを活用した授業など、教育の情報化に対応した環境の整備）
- ・全国中学校体育大会の開催（学校教育課）
（平成18年8月、四国4県開催。本市での競技種目：ハンドボール、卓球）
- ・少年非行防止活動の充実（少年育成センター）

(高松市青少年健全育成市民会議の校区活動助成)

- ・ 高松一高整備計画策定の検討（高松第一高等学校）
- ・ スーパー英語高（SELHi）事業の推進（高松第一高等学校）
- ・ 高松市こども未来計画の推進（こども未来課）
- ・ 高松市特定事業主行動計画（笑顔で子育て応援プラン）の推進（人事課）
- ・ 男女共同参画プランの策定＜再掲135ページ＞（女性センター）



7 健康で安心して暮らせるまちづくりプラン

普段の生活習慣に起因する「生活習慣病」の増加に伴い、病気の早期発見、早期治療のみならず、生活習慣の改善を中心とする健康増進・発病予防に重点を置いた取り組みを推進するなど、市民が生涯にわたり、心身ともに健やかに過ごすための健康づくりをさらに支援していく必要がある。

また、急速な高齢化の進行とともに、核家族世帯の増加、介護保険制度の導入や支援費制度への移行など、高齢者や障害者を取り巻く環境は大きく変化し、加えて、高齢者・障害者のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、保健福祉に関わるサービスの需要は増大・多様化しており、高齢者・障害者が住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持っていきいきと暮らすことができるよう、福祉のまちづくりを進めることが重要な課題となっている。

このため、介護予防の推進や保健・医療の充実など、市民の健康づくりを進めるとともに、地域包括支援センターの設置運営や、福祉施設の整備促進、在宅福祉サービスの提供など、高齢者や障害者を地域で支え、支援するための高齢者・障害者福祉の充実を図る。

また、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進め、社会参加を促進することにより、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

○市民の健康づくり

市民病院のあり方検討、介護予防の推進、夜間急病診療所の運営、国民健康保険事業の基盤安定等、高齢者・心身障害者医療費の助成、自動体外式除細動器（AED）の設置、市民スポーツフェスティバル・ファミリーマラソン in Aji などのスポーツイベントの開催、東部運動公園の整備など

○高齢者福祉の充実

地域包括支援センターの設置運営、高齢者の社会福祉施設等の整備促進、デイサービス・ホームヘルプサービス・ショートステイ等在宅福祉サービスの提供、介護見舞金の支給、高齢者成年後見制度の利用支援、家族介護教室の開催、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業の実施、徘徊高齢者家族支援サービスの実施など

○障害者福祉の充実

障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進、発達障害者支援体制の整備、障害児の放課後支援、障害者の権利擁護による日常生活支援など

○高齢者や障害者にやさしいまちづくりと社会参加の促進

高齢者・障害者の住宅整備の促進、バリアフリー歩行空間ネットワークの整備、要約筆記奉仕員の派遣、高齢者生きがいデイサービスの実施、福祉タクシーの助成・設置促進、ノンステップバスの購入助成、シルバー人材センターの活動促進など

○計画の推進

「すこやか高松21」健康づくり推進プラン、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画の推進、障害福祉計画の策定など

市民病院あり方検討

健康福祉総務課

目 的：

市民に良質で適切な医療を効率的、効果的に提供するため、市における医療提供体制の状況や市民病院の実態を踏まえ、今後の市民病院が果たすべき役割・機能を再点検する中で、最もふさわしい市民病院のあり方を検討する。

事業の概要：

- 市民病院のあり方に関する調査・結果報告
- 市民病院あり方検討懇談会の開催
 - ・委員構成 公募による市民、地域医療関係者、学識経験者の8人
 - ・懇談会報告書のとりまとめ（平成18年度中）

介護予防の推進

保健所保健センター
事業費（計画額）：3億円

目 的：

一人ひとりの高齢者に対し、通所または訪問により、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図る。また、これにより、自立した日常生活を営むことができることとなり、高齢者自らが自主的に介護予防活動に参加することで、生活の質の向上を図る。

事業の概要：

- 介護予防特定高齢者の把握
 - 生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握する。
- 運動器の機能向上
 - 転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動を実施する。また、機能訓練により、脳卒中後遺症等で、心身の機能が低下している在宅者に対して、日常生活機能の改善および機能低下の防止を図り、介護予防と日常生活の自立を促す。
- 栄養改善
 - 高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに「食えること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施する。
- 口腔機能の向上

高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を防止する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施する。

○認知症予防

軽度認知症障害の可能性のある人を早期発見するとともに、認知機能の維持・改善を目標とし、明るくいきいきとした生活ができるよう支援する。

○訪問型介護予防

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等の恐れがある高齢者や口腔衛生の指導の必要な高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。

○介護予防の普及啓発

介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動を育成・支援する。

○介護予防施策評価

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施する。また、一般高齢者施策においては、年度ごとの事業評価により、プロセス評価を中心に事業評価を実施する。

自動体外式除細動器（A E D）の設置

教育部総務課、市民スポーツ課、高松第一高等学校、文化振興課、財産活用課
事業費（計画額）：680万円

目 的：

心臓の心室細動等の状態の患者を救うため、電気ショックを与えることにより、心臓を正常な状態に戻す自動体外式除細動器を学校や公共施設に設置する。

事業の概要：

○自動体外式除細動器の設置

設置場所：中学校、高松一高、総合体育館、文化芸術ホール、本庁舎

東部運動公園の整備

公園緑地課
事業費（計画額）：6億8,900万円

目 的：

市民の健康づくりを進めるため、本市の総合的なスポーツ・レクリエーションの活動

拠点として、東部運動公園の整備を行う。

経 過：

- ・平成 6 年 1 2 月 東部運動公園の都市計画決定（面積 4 7 . 2 ha）・事業認可
- ・平成 1 3 年 3 月 南側調整池（容量 1 7 , 4 0 0 m³）完成
- ・平成 1 4 年 3 月 北側調整池（容量 3 6 , 8 0 0 m³）完成
- ・平成 1 5 年 1 月 北側一部供用開始（1 . 0 ha）
- ・平成 1 5 年 1 2 月 北側一部供用増設（1 . 0 ha 計 2 . 0 ha）
- ・平成 1 6 年 2 月 北側一部供用増設（1 . 0 ha 計 3 . 0 ha）
- ・平成 1 7 年 7 月 北側一部供用増設（1 . 0 ha 計 4 . 0 ha）

現 況：

北側一部供用（4 . 0 ha サッカー、野球など）

事業の概要：

- 基盤整備（北側敷地造成）
- スポーツ広場整備



■東部運動公園 北側一部供用開始

地域包括支援センターの設置運営

介護保険課

事業費（計画額）：1 0 億 2 , 9 0 0 万円

目 的：

公正・中立な立場から、地域の高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援を行うとともに、介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支えあいなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の心身の状態の変化に応じて生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供するため、地域包括支援センターの設置・運営を行う。

事業の概要：

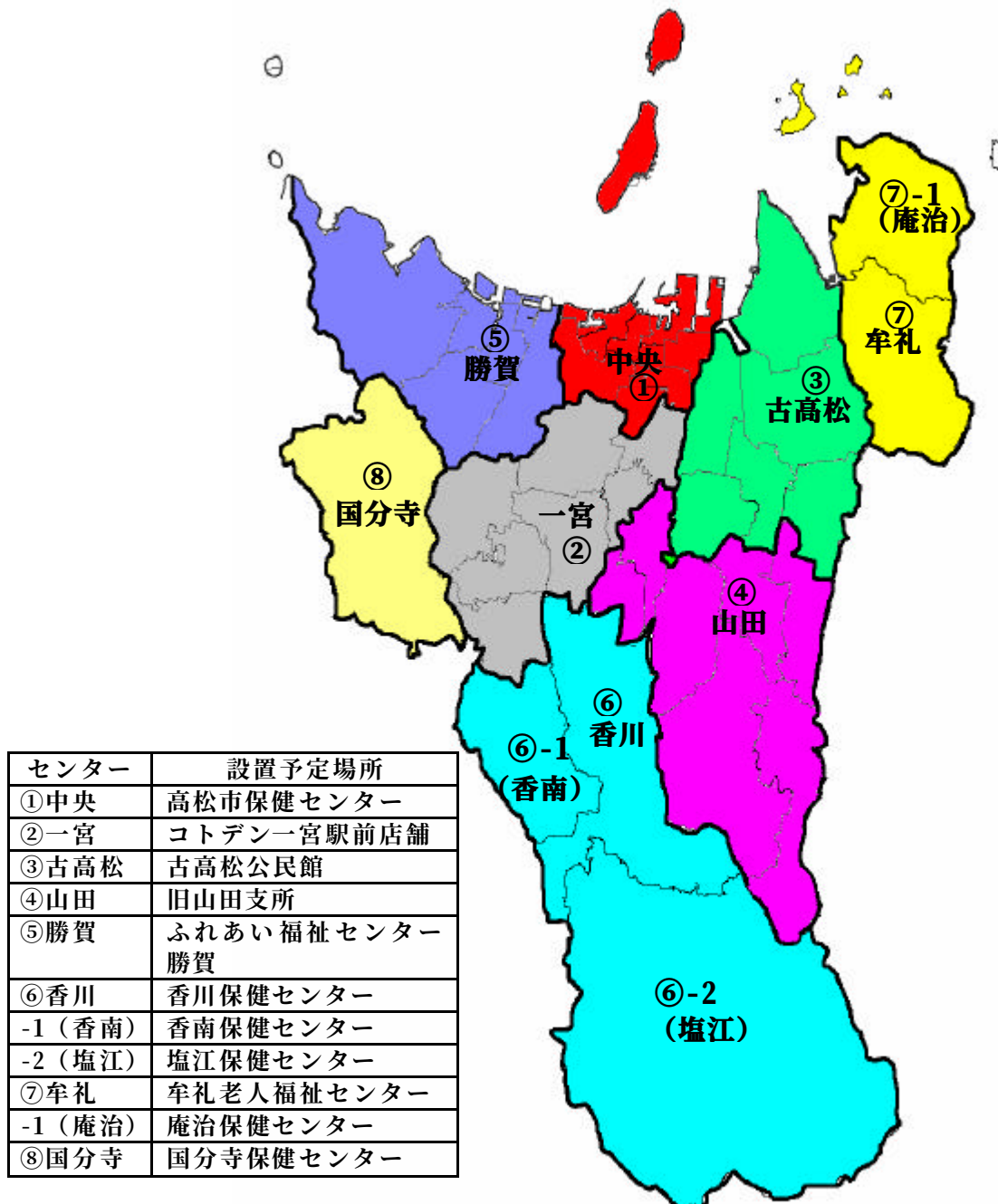
○地域包括支援センターの設置・運営

設置か所数：8か所（全て直営）

実施時期：平成18年10月設置運営開始

<設置場所>

地域包括支援センターの設置



センターの機能：

公正・中立性を確保し、要支援・要介護になるおそれのある高齢者や軽度の要介

護認定者への介護予防マネジメント、ケアマネジャー支援、困難事例の相談、高齢者の権利擁護を推進するための活動拠点とする。

- ・ 共通的支援基盤構築

地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築する。

- ・ 総合相談支援・権利擁護

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。また、虐待の防止など高齢者の権利擁護に努める。

- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

- ・ 介護予防マネジメント

介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進

障害福祉課

事業費（計画額）：1億4,300万円

目 的：

障害者が必要とする福祉サービスを的確に受けられるよう、相談機能の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスを提供することにより、障害者の地域での生活を支援する。また、社会福祉法人が行う身体障害者・知的障害者福祉施設、精神障害者社会復帰施設の整備に対し助成することにより、障害者の特性やニーズに応じた福祉施設の充実を図る。

事業の概要：

○地域生活支援事業

障害者がその能力や特性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、その福祉の増進を図る。

- ・ 相談支援事業

地域の障害者および障害児（身体・知的・精神）とその介護者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供および助言を行う。

事業委託先：社会福祉法人等

- ・ コミュニケーション支援事業（手話奉仕員派遣、要約筆記奉仕員派遣、手話通訳者設置）

聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者等の派遣等を行う。

事業委託先：高松市身体障害者協会等

- ・日常生活用具給付等事業（日常生活用具給付等事業、情報バリアフリー化支援事業）
重度障害者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する。
- ・移動支援（重度身体障害者移動支援事業）
社会生活上必要な外出および社会活動への参加のため、外出の際の移動介護を行う。

○障害者福祉施設の整備助成

障害者施設の整備を促進し、施設福祉サービスの充実を図るため、高松市社会福祉法人助成条例等に基づき、社会福祉法人が行う障害者福祉施設整備に対し、助成を行う。

発達障害者支援体制の整備

障害福祉課
事業費（計画額）：1,100万円

目 的：

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、発達障害児（者）の福祉の向上を図る。

事業の概要：

- 連絡調整会議の設置
- 個別の支援計画の作成
- 発達障害支援コーディネーターの配置
- 関係者の研修等の実施
- 実施期間：平成18年度から平成19年度までの2年間（モデル事業）

障害福祉計画の策定

障害福祉課
事業費（計画額）：20万円

目 的：

障害者自立支援法の規定による計画であり、各年度における指定障害サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量を見込んだ上で、サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他障害者福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制確保に関し必要な事項等を検討し、計画を策定することにより障害福祉サービスの推進を図る。

事業の概要：

- データの収集・分析

- 障害福祉計画策定懇談会の開催
- 計画（素案）作成
- 障害福祉計画の策定
- 計画期間：平成18年度から平成20年度までの3年間を1期とする

その他の主な事業

- ・夜間急病診療所の運営（保健所保健センター）
- ・病院施設・備品の整備（市民病院）
（市民病院、香川病院、塩江病院の施設・設備改修、医療備品の整備）
- ・保健所機器等の整備（保健所生活衛生課）
- ・感染症の予防（保健所保健予防課）
（O157発生予防や対策、コレラ・赤痢などの防疫や対策、B型・C型肝炎検査など）
- ・国民健康保険事業の基盤安定等（保険年金課）
- ・介護保険制度の円滑な推進（介護保険課）
- ・高齢者・心身障害者医療費の助成（保険年金課）
- ・スポーツイベントの開催（市民スポーツ課）
（市民スポーツフェスティバル・ファミリーマラソン in Aji、香南招待少年サッカー大会、町民運動会の開催など）
- ・総合型地域スポーツクラブの助成（市民スポーツ課）
- ・高齢者の社会福祉施設等の整備促進（長寿社会対策課）
- ・高齢者の在宅福祉サービスの提供（長寿社会対策課）
- ・在宅寝たきり高齢者等介護見舞金の支給（長寿社会対策課）
- ・高齢者成年後見制度の利用支援（長寿社会対策課）
（成年後見制度の申立てに要する経費の助成）
- ・家族介護教室の開催（長寿社会対策課）
（介護技術習得等のための教室を老人介護支援センターにおいて開催）
- ・高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業の実施（長寿社会対策課）
（高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の構築）
- ・老人と施設の交流事業の実施（長寿社会対策課）
- ・老人介護支援センター事業の実施（長寿社会対策課）
- ・徘徊高齢者家族支援サービスの実施（長寿社会対策課）
（GPS（衛星利用測位システム）による徘徊高齢者早期発見システム）
- ・障害児の放課後支援（障害福祉課）
（障害児放課後支援事業、障害児タイムケア事業の実施）
- ・障害者の在宅福祉サービスの提供（障害福祉課）
（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイなど）
- ・障害者の権利擁護による日常生活支援（障害福祉課）
- ・高齢者・障害者の住宅整備の促進（長寿社会対策課、障害福祉課）
（高齢者・障害者住宅改造に対する助成など）
- ・バリアフリー歩行空間ネットワークの整備（都市計画課、道路課など）
- ・公共交通旅客施設のバリアフリー化（都市計画課交通政策室）
（駅のスロープ設置助成）
- ・要約筆記奉仕員の派遣（障害福祉課）
- ・高齢者生きがいデイサービスの実施（長寿社会対策課）

- ・福祉タクシーの助成（障害福祉課、長寿社会対策課）
- ・ノンステップバスの購入助成（都市計画課交通政策室）
- ・シルバー人材センターの活動促進（長寿社会対策課）
（就業を通じて生きがいの増進と社会活動への参加）
- ・「すこやか高松 21」健康づくり推進プランの改訂および推進（保健所ほか）
- ・地域福祉計画の推進（健康福祉総務課）
- ・高齢者保健福祉計画の推進（長寿社会対策課）
- ・障害者計画の推進（障害福祉課）

8 環境にやさしい社会づくりプラン

社会経済活動によって大量に消費される資源やエネルギーによる環境への負荷の集積は、身近な地域の環境にとどまらず、地球温暖化など地球環境にも大きな影響を及ぼすようになっている。

このような中で、次世代に良好な生活環境を引き継ぐためには、消費・廃棄についてのこれまでのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制や、資源・エネルギーの有効活用と循環利用を図ることなどにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めることが必要となっている。

このため、合併地区を含めた新市域において、環境への影響に配慮しながら、ごみ・し尿・汚水の安定的で適正な処理を行うとともに、ごみの発生抑制やリサイクル、省資源・省エネルギー活動などにより、ごみ減量と資源の有効活用を進める。

また、ISO14001の推進など、市民、事業者、行政が協力・連携しながら、それぞれが主体的に、環境に配慮した行動を展開することにより、資源循環型、リサイクル型の環境にやさしい社会づくりを進める。

○ごみの適正処理

南部クリーンセンターのアクセス道路・ストックヤード・埋立処分地周辺の整備、西部クリーンセンター焼却施設の改修、産業廃棄物の適正処理の促進、不法投棄の防止対策など

○し尿・汚水の適正処理

衛生処理センターの環境整備、し尿中継貯留槽の整備、下水道汚水施設の整備、合併処理浄化槽設置の助成など

○ごみ減量と資源の有効活用

生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入の助成、住宅用太陽光発電システム設置の助成、ごみ焼却熱を利用した健康増進温浴施設の運営など

○環境行動の展開

ISO14001の推進、家庭版ISO認定制度の実施、事業所のISO14001シリーズ認証取得の促進、歩きたばこ禁止モデル事業の実施、環境教育の推進、天然ガス車の導入、ESCO事業の導入調査（省エネ簡易診断）の実施、グリーン購入の推進など

○計画の推進

ごみ処理基本計画の策定、環境基本計画の策定など

南部クリーンセンターの整備

環境政策課環境施設対策室
事業費（計画額）：7億1,300万円

目 的：

南部クリーンセンターのごみ処理施設関連施設および周辺環境整備を行う。

現 況：

- 南部クリーンセンターの概要（所在地：塩江町安原下地内、面積：約13万㎡）

・管理棟

環境問題についての啓発・学習機能を有する施設「エコホテル」を併設

・ごみ焼却処理施設

■施設の概要

区 分	施 設 の 概 要
焼却能力	300トン／日（3炉）
処理方式	連続式流動床炉型ガス化溶融方式
焼却余熱利用	発電、余熱供給（工場内・関連施設に供給）
竣工年度	平成15年度（平成16年3月）

・廃棄物再生利用施設

■施設の概要

区 分	施 設 の 概 要
破砕処理能力	35トン／日
選別処理能力	35トン／日
竣工年度	平成14年度（平成15年3月）

・管理運営方法

ごみ焼却処理施設、廃棄物再生利用施設および埋立処分地について、長期一括管理運営委託事業契約に基づき、管理運営委託（平成15～30年度）

- 健康増進温浴施設（ループ・しおのえ）の概要（南部クリーンセンターに隣接）

・南部クリーンセンターごみ処理施設の焼却余熱を利用した施設

・市民が年間を通じて温水プールや施設の機能を活用し、健康増進を図りながら、気軽に憩える施設

■施設の概要

区 分	施 設 の 概 要
建築構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階地上1階
延床面積	1,911㎡（地上1階1,525.1㎡、地下1階385.9㎡）
主な施設内容	・遊泳プール（20m×3コース） ・ウォーキングプール1周58.5m ・アクアジム（水中運動器具）8基 ・子供用補助プール ・浴室・シャワー室、低温サウナ、ジャグジーなど
竣工年度	平成17年度（平成17年9月）

事業の概要：

- 市道檀橋谷線の整備（アクセス道路）
二車線道路として約2kmを整備
- ストックヤードの整備
ごみ焼却後のスラグ置場等として旧清掃センターの跡地を整備
- 埋立処分地の整備
周辺の緑化、汚水槽補修、調整池改修など
- 市道関橋谷線の整備
舗装復旧工事
- 香川町安原地区生活環境の整備
集会所の整備

し尿中継貯留槽の整備

環境政策課衛生処理センター
事業費（計画額）：2,270万円

目 的：

各町が個別に収集し一時貯留していた、し尿および浄化槽汚泥について、合併地区を含めた新市域での効率的な収集・運搬等を行うため、し尿中継貯留槽の整備を行う。

経 過：

高松広域組合が実施していた事業を、合併により高松市が引き継ぐ

事業の概要：

- 平成18年度
 - ・塩江町貯留槽改修工事
 - ・香川町貯留槽改修工事
- 平成19年度
 - ・塩江町貯留槽維持管理
 - ・香川町貯留槽維持管理

下水道汚水施設の整備

下水道建設課
事業費（計画額）：94億6,300万円

目 的：

生活環境の改善と公共用水域の水質改善を図るため、下水処理場、汚水中継ポンプ場、汚水幹線および枝線管渠の整備を促進し、処理区域の拡大を図る。

現 況：

事業計画面積 6,414.6 ha、事業計画人口 290,842 人に対し、平成 16 年度末現在で処理区域面積 4,067.7 ha、処理区域内人口 221,289 人、行政人口に対する普及率は 52.5% である。

■下水道普及状況

平成 17 年 3 月 31 日現在

	行政区域人口 A	事業計画処理人口 B	処理区域内人口 C	普及率 C/A
合計	421,213 人	290,842 人	221,289 人	52.5%
高松市	335,259 人	239,750 人	186,116 人	55.5%
塩江町	3,523 人	1,300 人	0 人	0.0%
国分寺町	24,789 人	11,830 人	6,122 人	24.7%
香川町	24,880 人	9,740 人	7,090 人	28.5%
香南町	8,020 人	4,880 人	3,073 人	38.3%
庵治町	6,465 人	4,760 人	2,693 人	41.7%
牟礼町	18,277 人	18,582 人	16,195 人	88.6%

■下水処理場の概要(※県施設)

施設名	敷地面積 ha	処理方法	処理能力 (m ³ /日最大)
東部下水処理場	約 14.37	標準活性汚泥法	83,300
香東川浄化センター ※	約 17.60	標準活性汚泥法	40,800
牟礼浄化苑	約 5.57	標準活性汚泥法	11,200
庵治浄化センター	約 0.69	オキシデーション ディッチ法	1,750

■下水道の計画

平成 18 年 1 月現在

処理区名	全 体 計 画				事業計画区域	
	都市計画決定面積 (ha)	計画区域 (ha)	計 (ha)	計画人口 (人)	事業計画区域 (ha)	計画人口 (人)
合計	6,161.4	1,735.1	7,896.5	316,600	6,414.6	290,842
高松市						
東部処理区	3,241.2	107.0	3,348.2	166,680	3,241.2	164,230
西部処理区	1,545.2	579.0	2,124.2	84,620	1,500.2	75,520
計	4,786.4	686.0	5,472.4	251,300	4,741.4	239,750
塩江町		72.7	72.7	1,510	49.9	1,300
国分寺町	384.0	32.0	416.0	14,600	350.0	11,830
香川町	451.0	28.0	479.0	15,500	258.2	9,740
香南町		320.0	320.0	5,200	253.0	4,880
庵治町		320.0	320.0	5,500	145.5	4,760
牟礼町	540.0	276.4	816.4	23,000	616.6	18,582

経 過：

- ・昭和 8 年 2 月 高松排水区（現在の中部処理区の一部）462.1 ha について、下水道築造認可を得て、下水道事業に着手
- ・昭和 30 年 11 月 第 1 期拡張事業認可（市中心部約 882.8 ha）を得て、事業に再着手
- ・昭和 40 年 4 月 福岡下水処理場運転開始

- ・昭和49年 5月 高松市の市街化区域全体（4,450ha）を中部・東部・西部処理区に分け、高松市公共下水道事業の全体計画策定
- ・昭和54年 8月 県が「高松地区水域流域別下水道整備総合計画」策定
- ・昭和57年11月 東部下水処理場運転開始
- ・平成 5年 5月 県が香東川流域下水道事業の認可取得
- ・平成 5年 9月 西部処理区の下水道事業に着手
- ・平成13年 8月 県の香東川浄化センター運転開始（同年末をもって福岡下水処理場を廃止）
- ・平成16年 6月 西部処理区の一部（市南西部地域）581.4haを追加し、事業認可区域を西部処理区1,500.2haに変更
- ・平成17年 9月 塩江町（事業計画面積49.9ha）と合併
- ・平成18年 1月 国分寺町、香川町、香南町、庵治町および牟礼町（事業計画面積1,623.3ha）と合併

事業の概要：

○平成18年度

・東部処理区污水管渠整備

太田、三条太田、鶴尾処理分区、庵治地区、牟礼地区等の污水管渠整備（約17,400m）

・西部処理区污水管渠整備

仏生山、一宮および郷東第1処理分区の污水幹線の整備

郷東第1～第2、香西鬼無、円座第3および成合第1処理分区の枝線管渠整備

国分寺地区、香川地区、塩江地区、香南地区の污水管渠整備等（約25,600m）

○平成19年度

・東部処理区污水管渠整備

三条太田、鶴尾処理分区、庵治町地区、牟礼町地区の污水管渠整備等（約6,700m）

・西部処理区污水管渠整備

仏生山、一宮、円座処理分区の污水幹線、国分寺地区、香川地区、塩江地区、香南地区の污水管渠整備等（約27,500m）

歩きたばこ禁止モデル事業の実施

環境保全課

事業費（計画額）：200万円

目的：

環境美化都市宣言や環境美化条例の制定を契機に、市民の美化意識も高まり、地域の清掃活動の輪も広がっているものの、依然として、たばこのポイ捨てが後を絶たない状況にあるため、中央通りやサンポート地区、さらには高松中央商店街を、歩きたばこ禁

止区域として設定し、環境美化の着実な推進を図る。

事業の概要：

○平成18年度

- ・高松市環境美化条例の一部改正により、歩きたばこ禁止区域を設定
サンポート地区から栗林公園東門までの中央通りおよび高松中央商店街
- ・歩きたばこ禁止区域の表示
- ・啓発ポスターの掲示およびキャンペーン等の実施

ごみ処理基本計画の策定

環境政策課
事業費（計画額）：70万円

目的：

高松市ごみ処理基本計画（平成5年3月策定）策定後の社会情勢、廃棄物を取り巻く状況の変化等を踏まえ、合併地区を含めた新市域での安定的かつ効率的なごみ処理を行うため、新たな減量化率、資源化率の設定を含めた、ごみ処理基本計画を策定する。

経過：

○平成5年3月 高松市ごみ処理基本計画策定

高松市ごみ処理基本計画は、近年のごみの量的な変化ならびに環境問題全体に対する市民意識の高まりを踏まえ、「安全でうるおいのある住みよい環境を創造」するため、環境衛生の向上、廃棄物の適正処理を確保する観点に立って、快適環境都市、環境にやさしいリサイクル型の都市づくりを目指し、6つの事項を基本とした各種の施策を推進するものとして策定した。

事業の概要：

○平成18年度

- ・庁内検討組織の設置
- ・廃棄物減量等推進審議会の開催
- ・市民提案の募集

○平成19年度

- ・廃棄物減量等推進審議会の開催
- ・パブリックコメントの実施
- ・ごみ処理基本計画の策定

環境基本計画の策定

環境保全課
事業費（計画額）：560万円

目 的：

高松市環境基本計画（平成11年2月策定）策定後の社会情勢や環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、合併による市域の拡大や新たな環境問題等に的確に対応するため、環境基本計画を策定する。

経 過：

○平成11年2月 高松市環境基本計画策定

「土と水と緑を大切にする環境共生都市たかまつ」を目指し、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年度を最終目標年度として策定した。計画の実効性を高めるために、平成17年度を中間目標年度として28項目の中間目標を掲げ、施策・事業の推進に取り組んでいる。

事業の概要：

○平成18年度

- ・環境問題庁内連絡会議の開催
- ・環境審議会 of 開催
- ・基礎調査（自然環境調査・生物調査・環境意識アンケート・市域からの温室効果ガス排出量算定調査ほか）の実施

○平成19年度

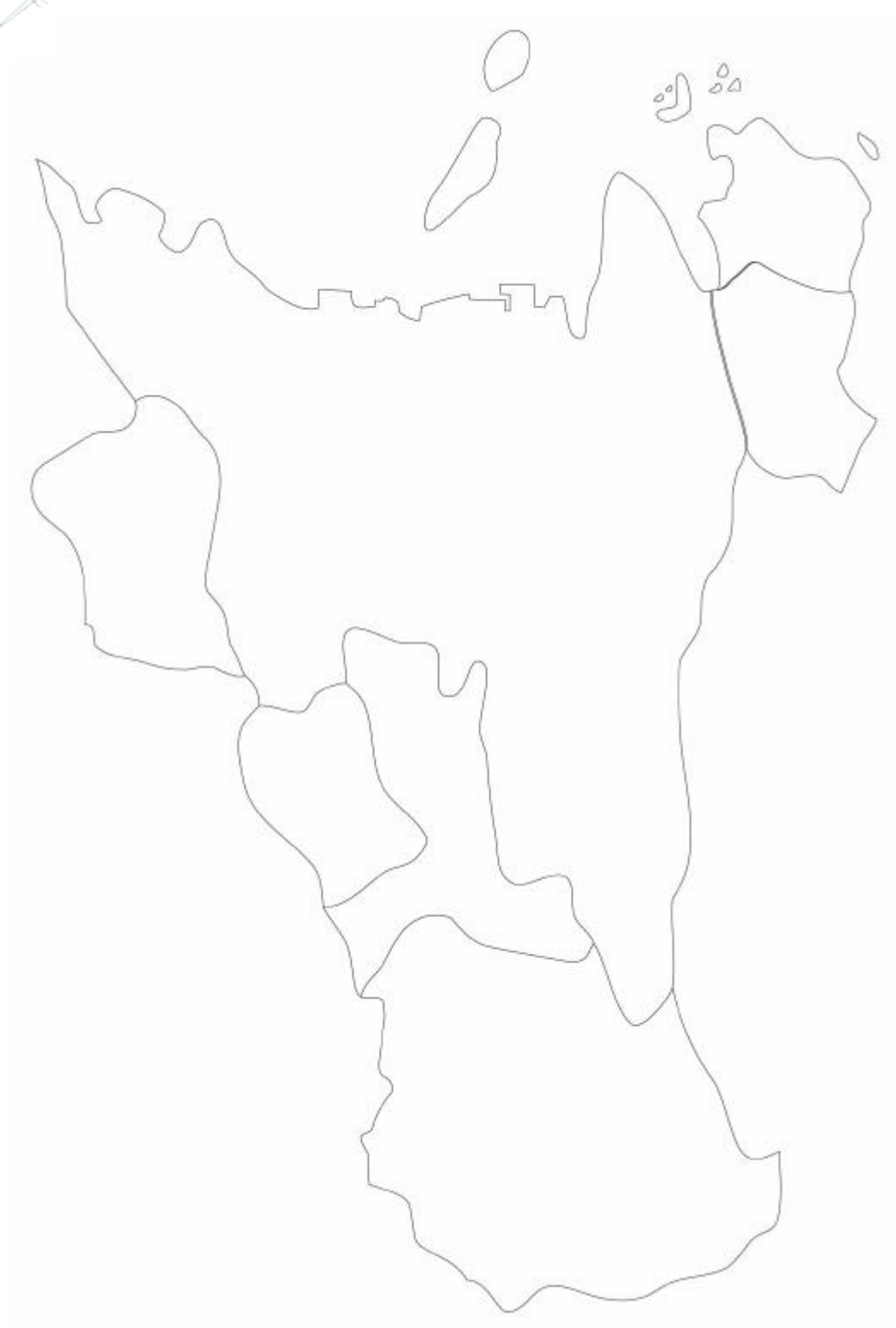
- ・環境問題庁内連絡会議の開催
- ・環境審議会 of 開催
- ・パブリックコメントの実施
- ・環境基本計画の策定

その他の主な事業

- ・西部クリーンセンター焼却施設の改修（環境政策課環境施設対策室）
（改修整備の検討）
- ・産業廃棄物の適正処理の促進（廃棄物指導課）
（マニフェスト使用の徹底、不法投棄・野外焼却等の不適正処理防止パトロールの強化、多量排出事業者の排出削減など）
- ・不法投棄の防止対策など（廃棄物指導課）
- ・衛生処理センターの環境整備（環境政策課衛生処理センター）
（道路、排水路などの施設周辺環境整備、老朽化している弓弦羽水門の改修）
- ・合併処理浄化槽設置の助成（下水道管理課）
- ・生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入の助成（環境保全課）

生ごみ堆肥化容器：購入価格の1／2以内で1基3,000円を限度（1世帯2基以内）
生ごみ処理機：購入価格の1／2以内で1基20,000円を限度（1世帯1基のみ）
- ・住宅用太陽光発電システム設置の助成（環境保全課）
- ・ごみ焼却熱を利用した健康増進施設の運営（環境政策課西部クリーンセンター、南部クリーンセンター）
（ごみ焼却処理施設の余熱を利用）
- ・ISO14001の推進（環境保全課）
（ISO14001の定期審査など）
- ・家庭版ISO認定制度の実施（環境保全課）
（家庭における環境ISO行動に対して認定証を授与）
- ・事業所のISO14001シリーズ認証取得の促進（環境保全課）
（事業所におけるISO14001シリーズの認証取得に対する助成）
- ・大気汚染常時監視・環境情報システムの運用（環境保全課）
（測定データの収集・処理・データベース化による総合管理など）
- ・地球温暖化対策の推進（環境保全課）
（クールビズ、ウォームビズの取組み、市ホームページ・広報紙での啓発など）
- ・たかまつマイロード事業の実施（道路課）
（ボランティアによる道路清掃など）
- ・環境教育の推進（環境保全課、社会教育課、学校教育課）
（こども環境懇話会、公民館での環境講座など）
- ・省資源・省エネルギー活動の推進（市民生活課）
（廃食油の収集啓発など）
- ・暮らしをみなおす市民のつどいの開催（市民生活課）
- ・天然ガス車の導入（環境業務課、財産活用課）
（ごみ収集車、庁用車の天然ガス車の購入）
- ・ESCO事業の導入調査の実施（財産活用課）
（省エネ簡易診断の実施など）
- ・グリーン購入の推進（財産活用課）
（環境にやさしい商品の購入など）

- ・ アスベスト対策の推進（環境保全課）
（建物解体時の立入検査など）
- ・ 公共下水道事業計画の策定（下水道建設課）
- ・ 汚水処理施設共同整備基本計画の策定（下水道建設課）



9 生活基盤・生活環境の整備プラン

市民生活に密着して利用される生活基盤施設や生活関連施設は、利便性や安全性の確保はもとより、ゆとりのある快適で清潔な環境づくりが求められるようになっている。

また、安全・安心できる生活環境への市民の関心も高く、犯罪や悪質な販売、交通事故、食中毒などへの適切な予防対策等の充実が求められている。

また、地理的に恵まれない山間地や離島については、それぞれの地域の特性にあった振興施策を実施し、地域住民の生活の安定と生活環境の向上を図る必要がある。

このため、道路の新設・改良や、港湾・漁港の改修、河川・水路の改良・整備を行うとともに、市営墓地や市営住宅の整備など、生活関連施設の整備を進める。

また、犯罪のないまちづくりや交通安全施設の整備、食品衛生対策などによる防犯、交通安全、生活衛生の対策を推進するとともに、過疎地域・離島等における地域振興を図るなど、市民が安全で安心して暮らすことのできる生活基盤と生活環境の整備を推進する。

○道路・港湾・河川等の整備

道路等の新設・改良、狭あい道路の拡幅促進、橋りょうの整備、管理港湾の改修、高松港港湾の整備、管理漁港の改良、河川・水路の改良・整備、安原地区香東川親水ゾーンの整備、地籍調査の実施など

○生活関連施設の整備

市営墓地の整備、食肉センターの管理運営、市営住宅の整備、市営住宅の環境改善など

○防犯・交通安全・生活衛生対策の推進

安全で安心なまちづくりの推進、防犯灯の整備、消費者被害対策の推進、交通安全施設の整備、食品衛生対策の推進、環境衛生対策の推進など

○過疎地域・離島等の地域振興

過疎地域振興の推進、離島振興の推進、管理港湾の改修、管理漁港の改良など

○計画の推進

高松港港湾計画、市営住宅ストック総合活用計画、過疎地域自立促進計画の推進の推進など

管理港湾の改修

河港課

事業費（計画額）：4億8,900万円

個別事業：

立石港の改修

女木港の改修

男木港の改修

大島港の改良

事業名：立石港の改修

目 的：

地場産業の振興と地域住民の生活基盤の向上を図るため、環境整備と併せて港湾施設の整備を行う。

現 況：

改修事業は平成5年度から、港湾環境整備事業は平成8年度から事業に着手
平成17年度末の進捗率 79.5%

事業の概要：

○物揚場、船揚場、泊地、緑地の整備



■立石港 平成17年10月撮影

事業名：女木港の改修**目 的：**

防波堤、係留施設等の整備を行うことにより生活基盤の向上を図り、船舶の大型化に伴う港湾機能低下を解消するため、港湾整備を行う。

現 況：

平成5年度から事業着手、平成11年度から事業休止し、平成12年7月「香川県公共事業再評価委員会」で事業再開の結論を得、平成13年度から事業再開

平成17年度の事業進捗率 87.0%

事業の概要：

○防波堤、護岸、物揚場、浮棧橋の整備

事業名：男木港の改修**目 的：**

地域の物流や人流の拠点として、生活物資の輸入や日常生活の足を確保するとともに、地場産業の振興を図り、船舶の大型化に伴い港湾機能の低下等に対応するため、港湾施設等の整備を行い、生活基盤の向上を図る。

現 況：

平成9年度事業着手

平成16年度末の事業進捗率 86.0%

事業の概要：

○防波堤、物揚場、泊地の整備

事業名：大島港の改良**目 的：**

大島と高松、庵治を結び、生活物資の輸入や人的交流の拠点である大島港について、その老朽化した護岸の整備を行い、生活基盤の向上と地域振興を図る。

事業の概要：

○護岸の改良

高松港港湾の整備

河港課

事業費（計画額）：9億5,800万円

実施主体：国、県

目 的：

高松港が四国地域および環瀬戸内海交流圏の中核として、さらなる発展を目指すとともに、高潮対策を推進するため、高松港港湾建設事業を促進し、結節点である高松港の利便性や物流機能の向上を図る。

事業の概要：

- 朝日地区：直轄港湾改修事業、重要港湾改修事業、港湾環境整備事業（高松港多目的ターミナル整備関連）
- 玉藻地区：重要港湾改修事業、ブルーツーリズム推進事業、高潮等対策関連整備事業
- 香西地区：港湾改良工事

■高松港港湾整備の概要

事業名	事業内容
高松港多目的ターミナル整備事業関連 ・直轄港湾改修事業（朝日地区） ・重要港湾改修事業（朝日地区） ・港湾環境整備事業（朝日地区）	耐震岸壁（ケーソン製作）の整備 護岸工事の実施 緑地整備
重要港湾改修事業（玉藻地区）	第2浮棧橋上屋改修工事（屋根の取替え）の実施
ブルーツーリズム推進事業（玉藻地区）	固定棧橋の撤去と浮棧橋の設置
高潮等対策関連整備事業（玉藻地区）	北浜町において、防潮壁の設置、吸上げ防止のための護岸補強工事の実施
港湾改良工事（香西地区）	胸壁、陸甲工事の実施、照明灯の設置

安原地区香東川親水ゾーンの整備

環境政策課環境施設対策室

事業費（計画額）：7,300万円

目 的：

塩江町安原地区の香東川周辺地域を、市民が自然に親しめ、ふれあえる親水空間として整備を行う。

事業の概要

- 平成18年度
 - ・マルチ道路（遊歩道）整備
- 平成19年度
 - ・マルチ道路（遊歩道）整備
 - ・道路用地測量設計
 - ・休憩施設測量設計

市営墓地の整備

市民生活課
事業費（計画額）：8,020万円

目 的：

墓地の適正管理を図るため、市営墓地において墓所の使用者等が不明となった無縁墳墓の移転改葬整備を行う。また、少子・高齢化や家意識の変化などにより、多様化する市民の墓所需要に対応するため、新たな形態の墓地として整備した合葬式墓地の納骨壇を増設する。

現 況：

■平成18年1月現在の墓地の状況

区 分	墓地名	区画数
旧高松市域	峰山墓地外10墓地	24,449
	平和公園	5,851
香川町	浅野墓地公園	434
国分寺町	六ツ目公園	176
	新居大谷公園墓地	150
	川西公園墓地	534
庵治町	北村共同墓地	1,169
牟礼町	浜三味墓地外12墓地	5,240
計		38,003

経 過：

- ・平成13年 峰山墓地総合整備計画策定
(峰山墓地をA・B・Cの3ブロックに区分し、1ブロック3ヵ年、3ブロック5ヵ年で整備)
- ・平成14年 峰山墓地の寄墓実施設計・地質調査・基礎工事
- ・平成14年 平和公園墓園整備変更計画策定
- ・平成15年 峰山墓地寄墓基礎工事およびAブロック無縁墳墓移転改葬工事
平和公園合葬式墓地実施設計策定

- ・平成16年 峰山墓地Bブロック実施設計、改葬整備
平和公園合葬式墓地建設工事
- ・平成17年 峰山墓地Cブロック実施設計、改葬整備
平和公園合葬式墓地納骨壇貸出開始

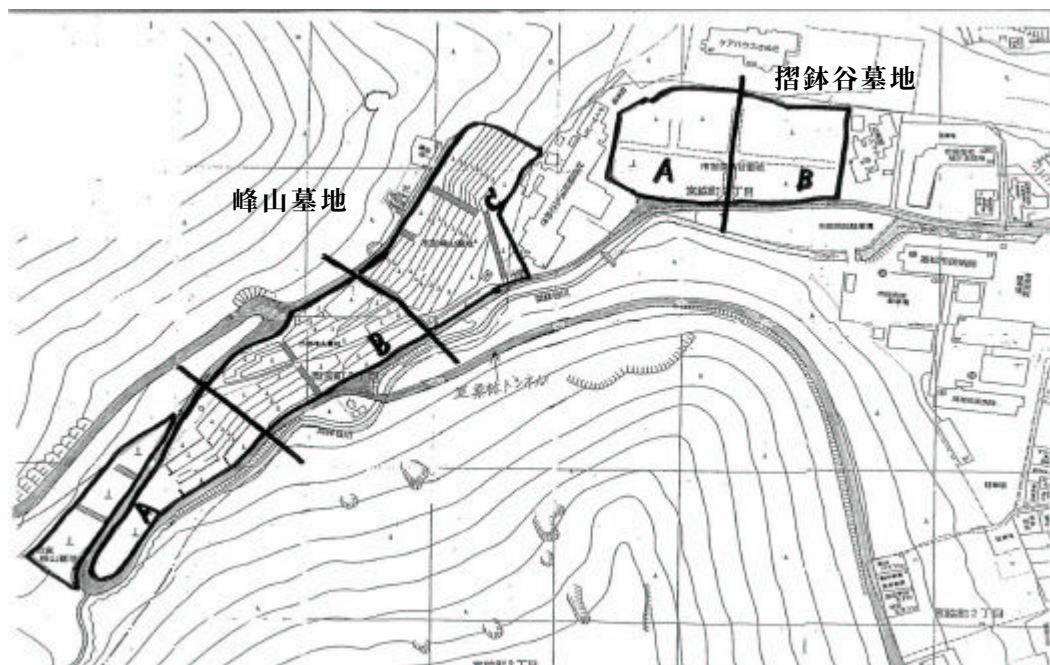
事業の概要：

○峰山墓地の整備

平成18年度 Cブロック：環境整備、貸出し

■整備・貸出状況

区 分	改葬整備	貸出数	貸出年度
Aブロック	199基	107区画	16年度
Bブロック	241基	105区画	17年度
Cブロック	356基	94区画予定	18年度



■峰山・摺鉢谷墓地計画図

○摺鉢谷墓地の整備

平成18年度 Aブロック：整備計画策定、官報・新聞広告、墓石調査、看板設置

平成19年度 Aブロック：実施設計、寄墓整備工事、改葬整備

Bブロック：官報・新聞広告、墓石調査、看板設置

○平和公園墓園（合葬式墓地）の整備

・整備概要（平成16年度整備）

公園的整備（敷地面積：約2,500㎡、植栽・遊歩道・多目的広場・参拝所・モニュメント等）

合葬式墓地（地下式の埋蔵室と合葬室を設け、地上部分は参拝所およびモニュメントを設置）

納骨壇（埋蔵室には、540壇の納骨壇を設け、平成18年度に拡張）

モニュメント（平和公園の象徴となる石のモニュメントを配置）

・事業計画

平成18年度 納骨壇2体用を増設（480壇）



■合葬式墓地整備・貸出状況

	整備数		貸出開始年度
	1体用	2体用	
既設（17年度）	300壇	240壇	17年度
増設（18年度）	—	480壇	18年度

キーワード：合葬式墓地

従来の市営墓地や平和公園墓園の墓地と異なり、一つのお墓に多くの焼骨を一緒に埋蔵する新しい形の墓地

安全で安心なまちづくりの推進

市民生活課
事業費（計画額）：270万円

目 的：

犯罪等を未然に防止し、発生させない環境づくりを推進するため、自らの地域は自らで守るという基本認識をもとに、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して取り組むことを基本理念に、啓発活動、情報の提供や知識の普及等を図り、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進す

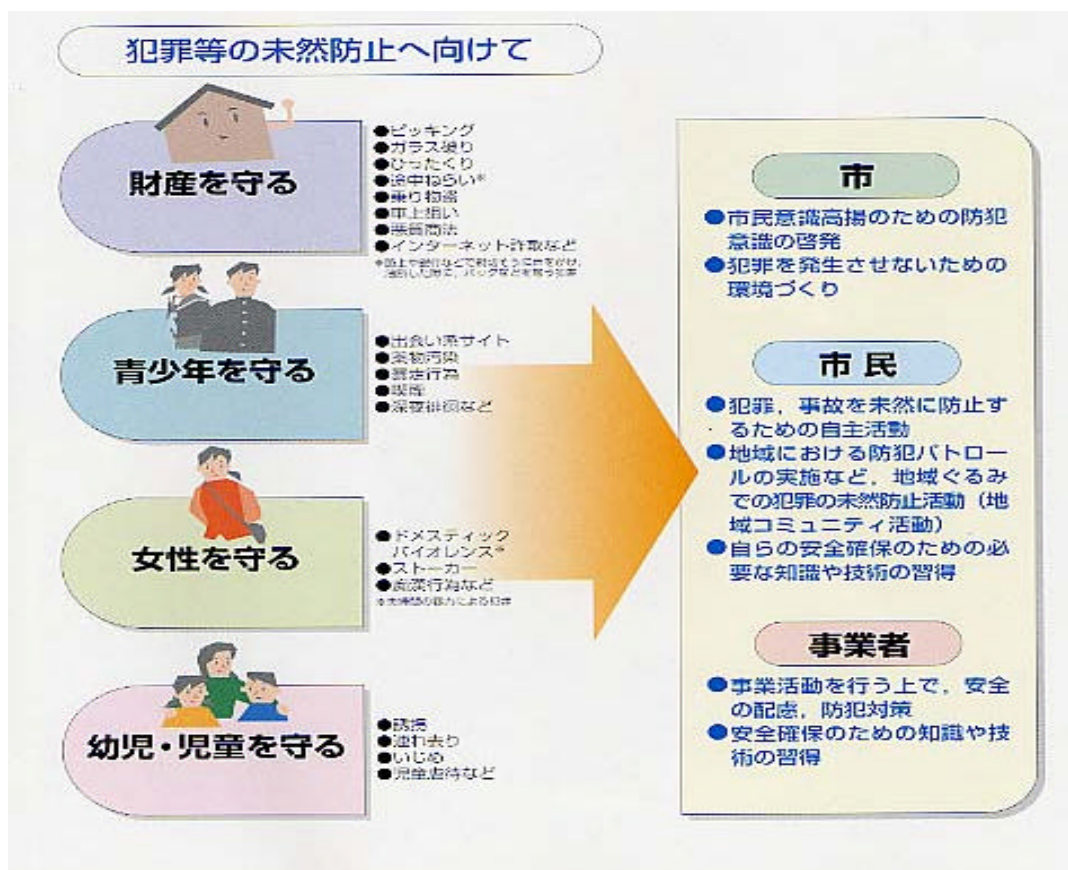
る。

経 過：

- ・平成15年7月 高松市安全で安心なまちづくりに関する条例の制定
- ・平成15年9月 高松市安全で安心なまちづくり推進協議会の設立
- ・平成16年度より 「安全で安心なまちづくり講習会および講演会」を開催
「防犯アドバイザー派遣制度」を創設
- ・平成17年度より 「安全・安心活動基盤整備事業補助金」を創設

事業の概要：

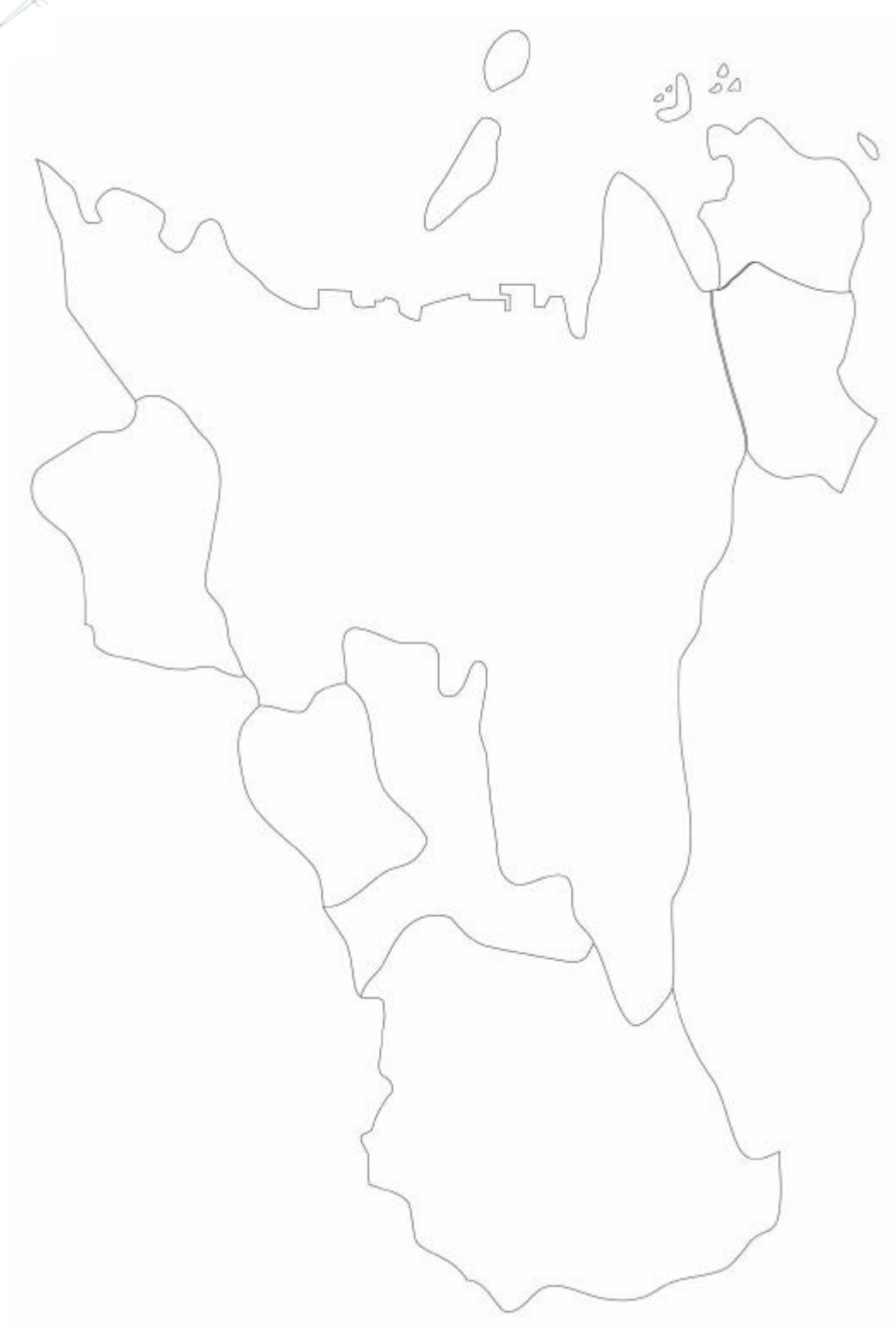
- 安全で安心なまちづくり推進協議会の開催
- 安全で安心なまちづくり講習会および講演会の開催
- 防犯アドバイザーの派遣
- 安全・安心活動基盤整備事業に対する助成
- 地域コミュニティの安全・安心活動への支援



■協働して取り組む事業の概要

その他の主な事業

- ・道路等の新設・改良（道路課）
（香川綾南線、御殿成合線などの生活道路の整備充実、透水性舗装等の推進）
- ・狭あい道路の拡幅促進（建築指導課、道路課）
（生活道路のうち、幅員4m未満の道路の拡幅整備）
- ・橋りょうの整備（道路課）
（来栖中村線中村橋の整備、屋島大橋の落橋防止、大的場跨線橋の耐震補強設計など）
- ・管理漁港の改良（河港課）
（亀水漁港、西浦漁港、浦生漁港、江の浜漁港、竹居漁港の改良工事）
- ・河川・水路の改良・整備（河港課）
（河川の改良・浚渫、水路の整備・浚渫）
- ・地籍調査の実施（土地改良課）
（合併地区での地籍調査の実施）
- ・食肉センターの管理運営（農林水産課）
- ・市営住宅の整備および環境改善（住宅課）
（市営住宅の改築、トイレの水洗化など環境衛生の向上）
- ・防犯灯の整備（市民生活課）
（防犯灯整備に対する助成）
- ・消費者被害対策の推進（市民生活課）
（消費生活相談の実施）
- ・交通安全施設の整備（道路課）
（自転車歩行者道、交差点改良、道路標識、区画線、防護柵、道路照明灯、視線誘導標、道路反射鏡、交差点案内標識などの整備）
- ・食品衛生対策の推進（生活衛生課）
（食肉・食鳥衛生検査、牛海綿状脳症（BSE）検査、各種営業施設等に対する監視指導や食品の収去検査の実施）
- ・環境衛生対策の推進（生活衛生課）
（関係施設に対し関係法に基づく許可・届出の受理および監視指導）
- ・過疎地域振興の推進（企画課、関係課）
（生活基盤、産業、福祉、教育文化などの振興策の実施）
- ・離島振興の推進（市民生活課、介護保険課）
（離島航路および離島における救急患者輸送に対する助成、介護サービス業者の介護サービス提供に対する助成）
- ・市営住宅ストック総合活用計画の推進（住宅課）
- ・過疎地域自立促進計画の推進（企画課）



10 自立した新しいまちづくり推進プラン

21世紀のまちづくりは、行政だけでなく、市民、事業所などの多様な主体が参画し、協働による取組みを進めることが強く求められており、様々な分野の市民の参画を保証するシステムを構築することが課題となっている。

また、合併による市域、人口、行政体制などの大きな変化や、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、これまでの行政運営全般を見直す中で、古い仕組みを改革し、将来に向けたシステムへと再生を図りながら、地域みずからが、自己決定と自己責任の考え方により主体的なまちづくりに取り組むことが重要となっている。

このため、総合計画の策定を通じて、将来の目標を明らかにしながら、総合的、計画的な新しいまちづくりを推進するとともに、中核市としての機能を最大限に生かしながら、行政の効率性や市民サービスの向上を目指した行財政改革を推進する一方、電子市役所の構築など、情報化の推進と情報提供の充実を図る。

また、地域の人々が地域の課題や自分たちのまちづくりに取り組むことができるよう、地域コミュニティの活性化や、NPOとの協働と市民参画の促進を図るほか、人権・平和を大切にする社会づくりを推進するなど、地方分権の時代を担う自立した新しいまちづくりを推進する。

- 新しいまちづくりの推進
まちづくり100人委員会の設置、新しい総合計画の策定、地域再生計画の推進、地域審議会の開催など
- 行財政改革の推進
行財政改革計画の策定、行政評価システムの構築、指定管理者制度の導入推進、職員の意識改革、外部監査制度の推進など
- 情報化の推進と情報提供の充実
電子市役所構築の推進（電子入札、戸籍総合システム、財務会計システム、生涯学習情報システム）、広報たかまつの充実（増ページ）、CATV網の整備・エリア拡大の促進、コミュニティチャンネルの充実、情報公開制度および個人情報保護制度の推進など
- 地域コミュニティの活性化
地域コミュニティの推進、コミュニティセンターの整備、自治会集会所の整備助成など
- NPOとの協働と市民参画の促進
NPOとの協働の推進、市政出前ふれあいトークの実施、パブリックコメントの実施、市民電子会議室の充実など
- 人権・平和を大切にする社会づくりの推進
人権・平和意識の啓発推進、男女共同参画社会の形成、ハンセン病に関する啓発、平和記念室の整備など
- 計画の推進
まちづくり戦略プランおよび各建設計画（合併基本計画）の進行管理、行財政改革計画の進行管理、行政情報化計画Ⅱの推進、NPOと行政の協働を進めるための指針の活用、男女共同参画プランの策定など

新しい総合計画の策定

企画課
事業費（計画額）：950万円

目 的：

近隣町との合併による新しい高松市の誕生に伴い、新たな市域における主体的かつ計画的なまちづくりのための根幹的指針として、新しい総合計画を策定する。

策定に当たっては、現行の総合計画や合併地区の建設計画（合併基本計画）を踏まえながら、時代の潮流や国の動向、厳しい財政環境、新しい行政課題への対応、さらには市民の意見を反映する中で、成果主義に基づいた政策評価の考え方を取り入れながら、より戦略的な計画の策定を目指す。

現 況：

- ・現行計画の「基本構想」（平成12年度～平成23年度）
- ・各町の建設計画（平成17年度～平成27年度）

経 過：

- ・平成17年 9月 塩江町と合併
- ・平成18年 1月 香川町、香南町、国分寺町、庵治町および牟礼町と合併

事業の概要：

- 平成18年度 策定要綱の制定
まちづくり100人委員会の設置
市民意識調査の実施（合併地区）
地区別まちづくり計画基礎調査の実施
市民提言の募集 など
- 平成19年度 たかまつタウンミーティングの開催
基本構想原案作成
総合計画審議会設置・開催
パブリックコメントの実施
基本構想の議決
主要事業計画策定 など

行財政改革の推進

企画課行政改革推進室
事業費（計画額）：60万円

個別事業：

行財政改革計画の策定
行政評価システムの構築

事業名：行財政改革計画の策定**目 的：**

厳しい行財政環境、地方分権の進展、市町合併後の対応、少子高齢社会の到来、高度情報化の進展、市民の市政への参画意識の高まり等、本市を取り巻く状況に対応し、中核市にふさわしい行財政システムの確立を目指し、次期行財政改革計画を策定する。

現 況：**【新高松市行財政改革計画】**

○計画期間：平成15年度～平成18年度（4年間）

○改革の目標

- ・市民との協働による行政運営
- ・市民のニーズに応える行政サービスの提供
- ・効率的な行政運営システムの確立

○改革の基本姿勢

- ・全ての事務事業と組織・機構等の徹底的な見直し
- ・職員の意識改革と市民・企業との協働による推進
- ・改革・改善の継続した実施

○具体的な取組項目

278項目（うち重点取組み項目は109項目）
（取組項目のうち数値目標設定は112項目）

○計画策定段階での節減見込み額

約46億9千万円

経 過：

- ・平成 7年 3月 「高松市行政改革計画」（計画期間：平成8年度～平成12年度）策定
- ・平成10年 3月 様々な情勢・環境変化を踏まえ、計画期間を前倒し、新たな目標を掲げた行政改革計画（計画期間：平成11年度～平成13年度）策定
- ・平成13年12月 行政改革計画の期間延長（平成14年度まで延長）
- ・平成15年 7月 「新高松市行財政改革計画」（計画期間：平成15年度～平成17年度）策定
- ・平成18年 2月 行財政改革計画の期間延長（平成18年度まで延長）

事業の概要：

○次期行財政改革計画の策定

- ・平成18年度に、平成19年度を計画期間の始期とする次期行財政改革計画を策定
 - ①6町合併後の新高松市としての改善・改革計画とする
 - ②計画内容の戦略化・重点化を図る
 - ③計画の有効性と透明性を高める

事業名：行政評価システムの構築

目 的：

総合計画の進行管理と行政評価を同一のシステムで行い、「計画・実施・評価・改善」の評価サイクルの確立を目指すとともに、財務会計システムとの連携および調書作成作業の省力化・効率化を図ることにより、政策・施策・事務事業の成果を市民にわかりやすい形で評価・公表し、行政運営の透明性を向上させる。

経 過：

- ・平成12年度 事務事業評価の実施（試行 内部プロジェクトチームによる評価）
- ・平成13年度 事務事業評価の本格実施
- ・平成14年度 外部委員による外部評価の導入（試行）
- ・平成17年度 外部評価の本格実施（行財政改革推進委員会行政評価部会による評価）

事業の概要：

○行政評価システムの構築

新たに策定する総合計画と連動させ、既に実施している事務事業評価に加え、施策評価・政策評価に発展させることにより、一体的な行政評価システムを構築する。「計画・実施・評価・改善」の評価サイクルを確立することにより、政策・施策や事務事業の成果を市民にわかりやすい形で評価・公表し、行政運営の透明性の向上を図る。

- ・平成18年度 先進事例調査研究、研修会・セミナー受講、資料収集、考え方の取りまとめ
- ・平成19年度 新システムの設計
- ・平成20年度 新システムによる総合計画進行管理の試行、行政評価の試行
- ・平成21年度 新システムの本格運用

キーワード：「計画・実施・評価・改善」の評価サイクル

P（plan：計画）D（do：実施）C（check：評価）A（action：改善）サイクルとも言われているもので、プロジェクトを流れで捉え、評価を次の計画に活かして、プロジェクトをより高いレベルにもっていくこと。計画を立て、実行し、その評価に基づいて改善を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み。

電子市役所構築の推進

情報システム課
事業費（計画額）：7,200万円

目 的：

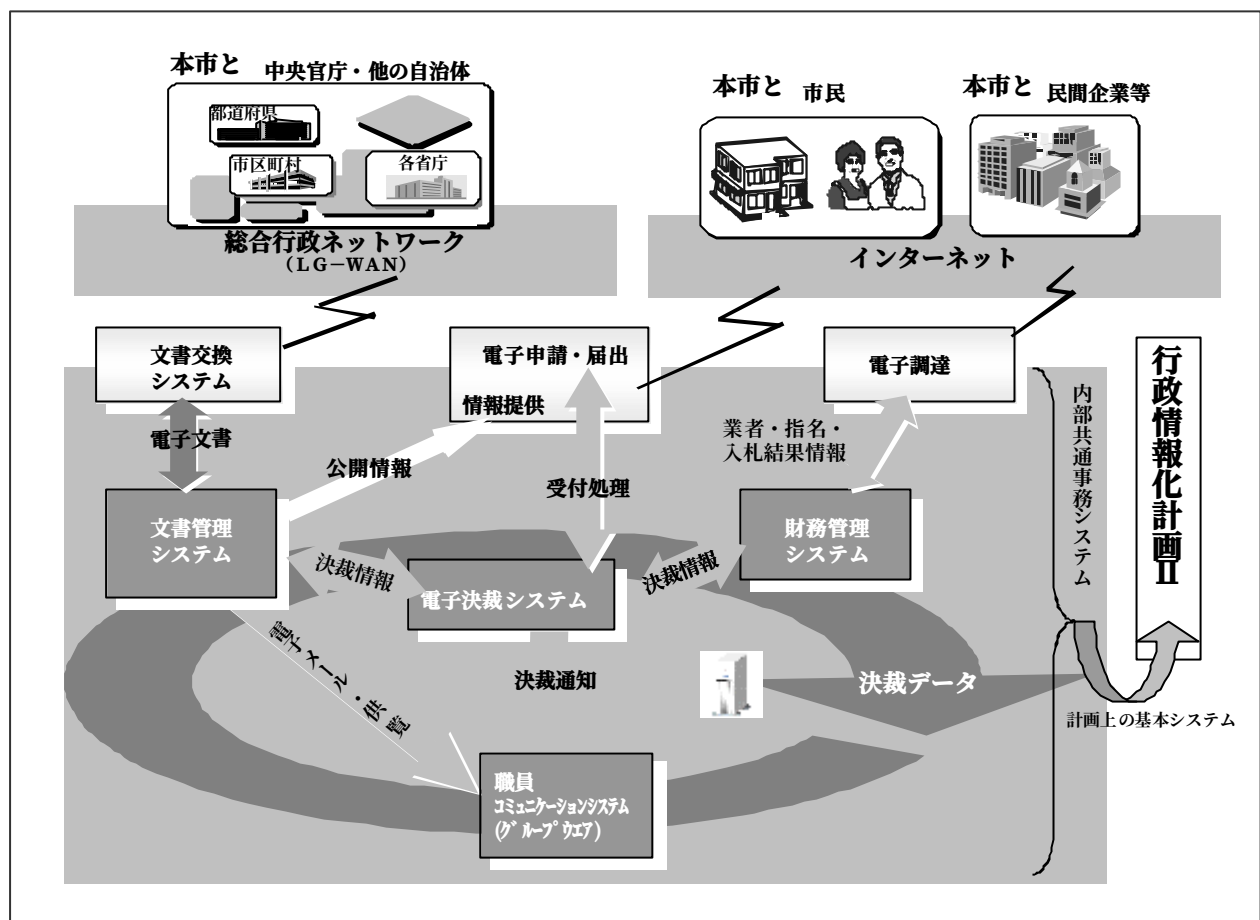
国の進める電子政府構築に対応して、電子市役所の構築を推進することにより、行政事務の一層の簡素化、効率化を図るとともに、より高度な行政サービスを実現する。

経 過：

- ・平成 2 年10月 財務管理システム稼働
- ・平成14年 4月 申請書等の書式の電子化（高松市ホームページへの申請書等の書式掲載）
- ・平成15年 3月 「e-高松（^0^）【えがお】プラン」（高松市行政情報化計画Ⅱ）の策定
- ・平成15年 7月 「高松市情報セキュリティに関する方針」策定
- ・平成15年10月 「総合行政ネットワーク（LGWAN）」接続
- ・平成16年 9月 公共施設利用総合情報システムを「かがわ電子自治体システム」へ移行
- ・平成16年10月 「かがわ電子自治体システム」において電子申請・届出開始
- ・平成17年 4月 文書管理システム稼働

事業の概要：

- 平成18年度
 - ・電子調達（CALS／EC）システム稼働（電子入札）
 - ・戸籍総合システム稼働（現在戸籍・附票）
 - ・財務会計システム再構築（調査検討、仕様書作成）
 - ・生涯学習情報システム再構築（かがわ電子自治体システムへの移行）
- 平成19年度
 - ・戸籍総合システム稼働（除籍、改製原戸籍）
 - ・財務会計システム再構築（システム開発）
 - ・新生涯学習情報システム稼働（かがわ電子自治体システム内生涯学習施設予約部分）
- 平成20年度
 - ・新財務会計システム稼働（予算編成）



■電子市役所イメージ図

CATV網の整備・エリア拡大の促進

広聴広報課
事業費（計画額）：2億円

実施主体：(株)ケーブルメディア四国

目的：

地域における総合的情報通信網として、CATV網の整備およびエリア拡大を図る。

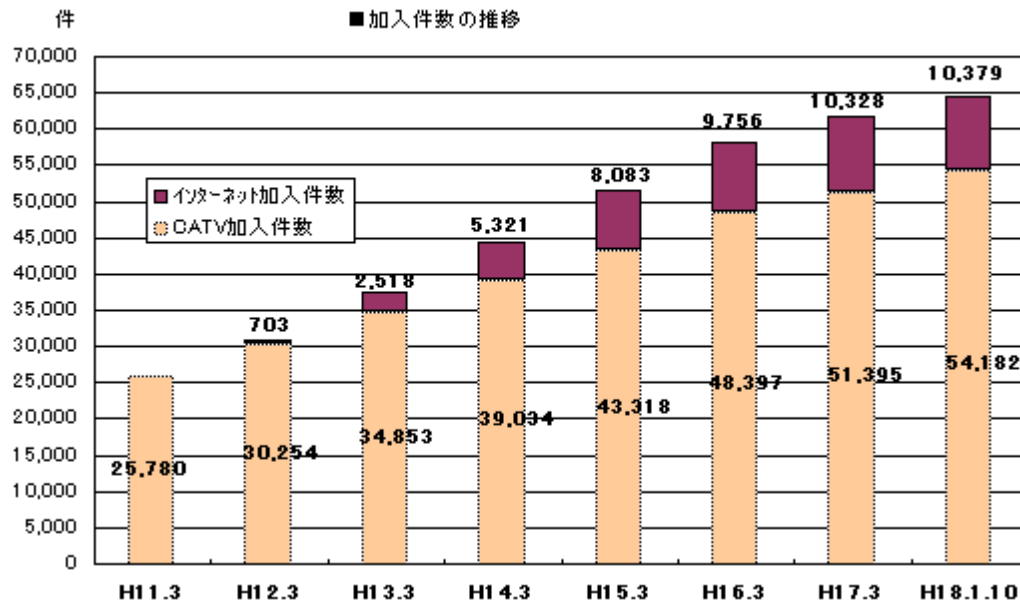
現況：

本市におけるCATV網の状況（平成18年1月10日現在）

・CATVへの加入率 約32.5%

経過：

- ・平成 8年10月 高松市域におけるCATV事業開始
- ・平成11年10月 CATVでのインターネットサービス開始
- ・平成12年 8月 CATVでの高松市政情報専用チャンネルの設置、放送開始



事業の概要：

○CATV関連施設整備事業に対する助成

- ・旧高松市の未整備地区および合併地区（塩江地区を除く）へのエリア拡大

キーワード：CATV

光ファイバーケーブルなどを利用した特定地域対象の有線放送テレビ。自主制作を含む様々な番組を多チャンネルで放送する。ケーブルの有する大容量と双方向機能を活用し、放送と通信サービスを総合的に提供するメディアとして期待されている。（Cable Television）

地域コミュニティの推進

市民生活課
事業費（計画額）：1,470万円

目的：

地域みずからのまちづくりを基本理念に、地域が直面する課題や問題を住民が互いに共有し、目標や計画を定め、地域みずからの手で解決する、地域コミュニティの構築と活動を促進し、自立と連帯に根ざした地域社会の形成を図る。

経過：

- ・平成14年9月 連合自治会連絡協議会から地域コミュニティ構築支援にかかる要望書の提出
- ・平成14年9月 地域コミュニティづくり推進本部の設置

- ・平成14年9月 地域コミュニティ人材養成事業の実施
- ・平成15年4月 まちづくりアドバイザーの設置
- ・平成15年4月 地域まちづくりサポーターの認定
- ・平成15年7月 地域コミュニティ構築にかかる支援事業補助金の交付開始
- ・平成17年6月 地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金の交付開始
- ・平成18年1月 旧高松市域35地区において地域コミュニティ組織化

事業の概要：

- 地域コミュニティの構築支援
 - ・地域コミュニティ組織の設立・運営およびコミュニティプラン策定に対する助成
- 地域コミュニティのまちづくり活動支援
 - ・コミュニティプランに基づく地域コミュニティ組織のまちづくり活動に対する助成
- まちづくりアドバイザーの設置
 - ・コミュニティプランの策定やまちづくり活動について専門家による相談・助言等の実施
- 地域コミュニティの人材養成
 - ・地域コミュニティの中核を担う指導的人材を養成するため、地域コミュニティ人材養成講座および実践成果報告会の開催
- 地域まちづくりサポーター制度
 - ・市職員から公募による地域まちづくりサポーターの認定
 - ・地域コミュニティ組織の結成やコミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整等
- 合併地区のコミュニティづくりに向けた土壌づくり
 - ・合併地区において、自治会等各種団体と連携し、地域の一体感の醸成、地域コミュニティ組織構築の促進

コミュニティセンターの整備

市民生活課
事業費（計画額）：1億6,100万円

目的：

より多くの地域住民が、自主的かつ主体的に地域社会共通の課題や問題の解決を図るため、集い、学び、活動する場、地域コミュニティの活動拠点として、平成18年度に、41の地区公民館をコミュニティセンターとして自主運営・自主管理とするとともに、老朽化したコミュニティセンターの改築整備を行う。

経過：

- ・平成16年度 古高松コミュニティセンター設計委託
- ・平成17年度 古高松コミュニティセンター用地取得、建設

事業の概要：

○地区公民館のコミュニティセンター化

- ・平成18年度 41地区公民館を教育委員会から市長部局に移管し、コミュニティセンターとして地域コミュニティ組織が自主運営・自主管理

・コミュニティセンターの機能

- ①地域住民のふれあい交流拠点（ふれあいサロン、ロビー等）
- ②地域コミュニティの活動拠点（会議室、調理室等）
- ③市民と行政との協働拠点（ミーティングスペース、情報コーナー等）
- ④生涯学習の活動拠点（多目的ホール、カルチャールーム等）

・コミュニティセンター整備の効果

- ①地域における市民活動の活性化
- ②地域住民の交流の促進
- ③生涯学習の機会の拡大
- ④市民自治の形成
- ⑤地域におけるまちづくりセンター

○コミュニティセンターの改築整備

- ・平成18年度 古高松コミュニティセンター開館
- ・平成19年度 下笠居コミュニティセンター設計委託、用地取得、建設
（下笠居コミュニティセンターは、平成20年度開館予定）
※下笠居コミュニティセンターにつづき、三谷コミュニティセンターの改築整備を行う

・コミュニティセンター改築の手法

コミュニティセンターの施設内容や機能等について、地域住民の声を適切に反映させるため、施設の計画・設計段階から、ワークショップなどを効果的に活用し、改築を進める。



■古高松コミュニティセンター完成予想図

NPOとの協働の推進

市民生活課
事業費（計画額）：2,900万円

目 的：

「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」に基づき、ボランティア・市民活動センター機能の充実など、協働に関する施策を推進し、「自助・共助・公助による協働のまちづくり」の実現に向け、NPOと行政の協働によるまちづくりを進める。

経 過：

- ・平成 9年 9月 ボランティア総合窓口を市民相談コーナーに設置
- ・平成10年12月 特定非営利活動促進法施行
- ・平成11年 2月 ボランティア・市民活動支援推進本部設置
- ・平成13年 1月 ボランティア・市民活動センター開設
- ・平成13年 4月 「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」の策定
- ・平成15年11月 「NPOと行政の協働を進めるための指針」の策定
- ・平成16年 4月 ボランティア・市民活動センターの管理運営を特定非営利活動法人に委託

事業の概要：

- 「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」の見直しおよび進捗管理
 - ・基本目標 「自助・共助・公助による協働のまちづくり」
 - ・基本計画見直し年度 平成18年度
- 「NPOと行政の協働を進めるための指針」を活用した協働の推進
 - ・行政が研修等を通して、協働についての理解を深めるとともに、協働企画提案事業やボランティア・市民活動センター管理運営委託など、協働の形態を視野に入れた事業を推進する。
- ボランティア・市民活動センターの管理運営
 - ・趣 旨 特定非営利活動法人に管理運営を委託し、中間支援機能をさらに充実させることでセンター事業を効果的かつ円滑に推進し、市民活動の促進と協働の推進を図る。
 - ・場 所 田町商店街（高松市田町4番地15）
 - ・委託先 公募で選定した特定非営利活動法人

■ボランティア・市民活動センターの機能

機 能	概 要
相談	NPOや協働についての相談に関して、専門的・効果的に対応
情報収集・提供	NPOの組織運営や事業実施に役立つ情報、協働に関する情報などの収集、効果的な提供
調査・研究	NPOの現状や協働の実態の把握、効果的な対策の立案
研修	NPOの組織運営や事業実施または協働に関する知識・技術などを、体系的に学ぶ機会の提供
交流・コーディネート	NPO、企業、行政の情報交換や意見交換の場の提供、NPOとの効果的な協働事業のコーディネート
その他	・設備 ミーティング・作業スペース、団体情報の掲示スペース、コピー機、軽印刷機、裁断機、紙折り機 ・にぎわい創出など

キーワード：NPO

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的、主体的に取り組む、営利を目的としない活動を行う組織体で、特定非営利活動法人格の有無は問わない。その活動には、保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全、災害救援、国際協力、子どもの健全育成など、幅広い分野が含まれる。

キーワード：協働

それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のために、ともに取り組む関係。これからのまちづくりには、市民、企業、行政が、それぞれ独自の機能に応じた役割分担をして、協働で問題解決を図ることが大切である。

男女共同参画社会の形成

女性センター
事業費（計画額）：5,550万円

目 的：

平成14年度スタートの「たかまつ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する意識高揚を図るとともに、同プランに続く「第2次たかまつ男女共同参画プラン」（仮称）の策定を行う。また、平成18年度から男女共同参画センター（女性センターを名称変更）に指定管理者制度を導入し、より柔軟な企画運営および施設管理を図る中で、男女共同参画社会の形成を推進する。

経 過：

- ・昭和63年 3月 「高松市女性行動計画」の策定（昭和63年度～平成5年度）
- ・平成 6年 3月 「第2次高松市女性行動計画」の策定（平成6年度～12年度）
- ・平成 7年 8月 高松市女性センターの開館
- ・平成 9年12月 「男女共同参画都市宣言」
- ・平成10年 9月 「第2次高松市女性行動計画」（平成6年策定）の改定（平成6年度～13年度）
- ・平成11年 6月 「男女共同参画社会基本法」制定
- ・平成12年 4月 女性センター事業の委託開始
- ・平成12年12月 女性センターの愛称公募“サンフリー高松”に決定
- ・平成14年 3月 「たかまつ男女共同参画プラン」の策定（平成14年度～18年度）
- ・平成18年 1月 「たかまつ男女共同参画プラン策定委員会」の設置

事業の概要：

- 「たかまつ男女共同参画プラン」の推進
 - ・計画期間：平成14年度～18年度
 - ・基本理念：だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現
- 「第2次たかまつ男女共同参画プラン」（仮称）の策定
 - ・趣 旨：男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた指針となる、「第2次たかまつ男女参画共同プラン」（仮称）を策定する。
 - ・計画期間：平成19年度～23年度（予定）
- 男女共同参画都市宣言推進事業の実施
 - ・趣 旨：男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かで充実した人生を送ることができる男女共同参画社会づくりを目指し、市民の意識高揚と啓発活動に取り組む。
 - ・男女共同参画週間パネル展、女性弁護士等による啓発講座の開催等
- 男女共同参画市民フェスティバルに対する助成
 - ・講演、シンポジウム、ワークショップ、パネル展等
 - ・合併記念事業（平成18年度開催）
- 審議会等委員への女性登用の推進
- 男女共同参画センターの指定管理者による管理への移行
 - ・趣 旨：男女共同参画センターの設置目的を踏まえ、市民自らが主体的に同センターの事業運営を行い、市政への市民参画を進めるため、男女共同参画センター事業・施設管理業務に指定管理者制度を導入する。
 - ・指定管理者：高松市女性センター登録団体ネットワーク
 - ・主な業務内容：
 - 男女共同参画センターの施設管理・運営事業、学習研修（講座・セミナー等の開催）、相談、情報収集・提供（情報誌「びびふあい」の発行等）、活動交流に関する

る事業

キーワード：男女共同参画都市宣言“認め合い 創り出し 共に生きる”

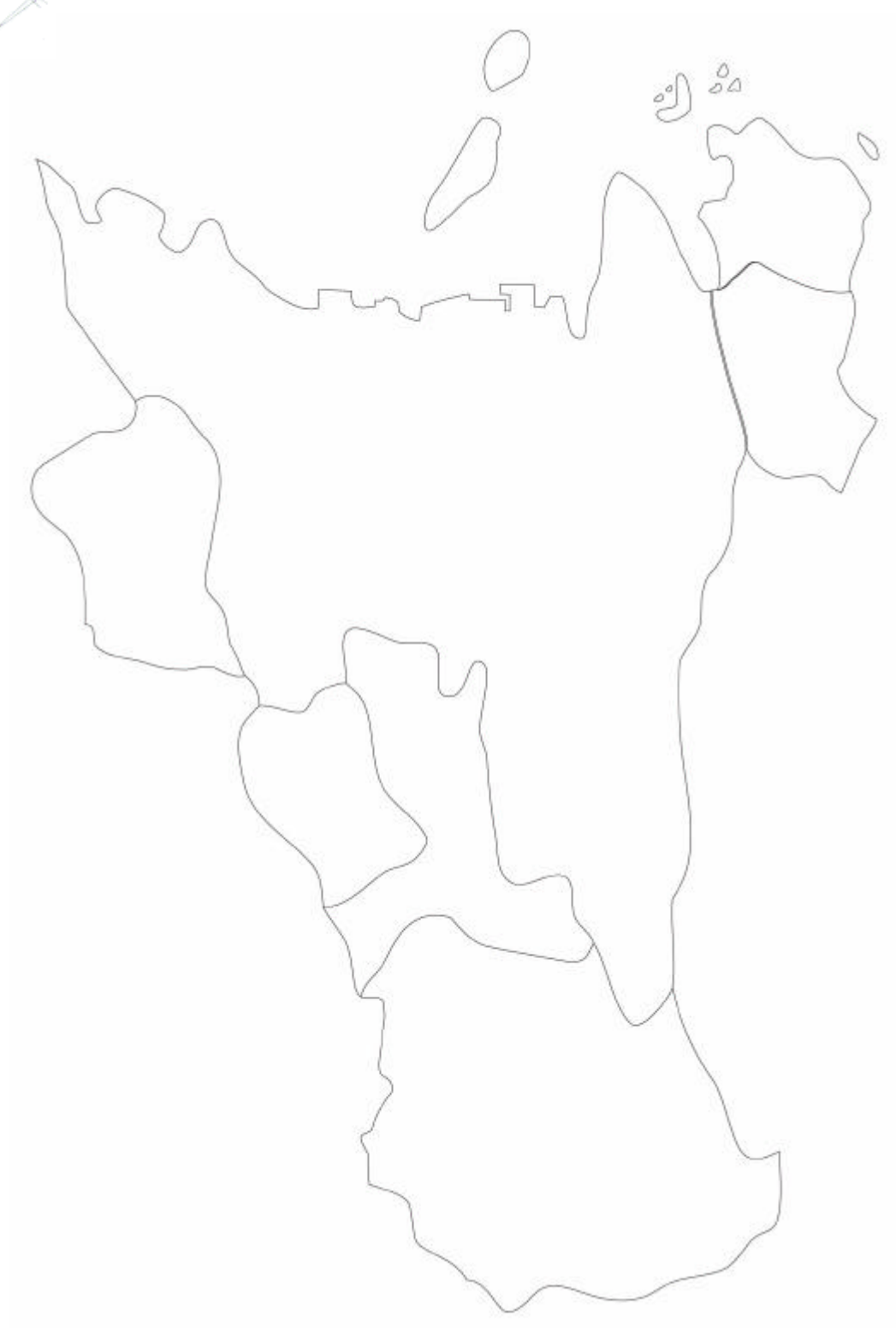
一人ひとりの市民が人間として尊重され、男女が共に政治・経済・社会および文化のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、かつ、個性と可能性が活かされる社会の実現をめざし、“認め合い 創り出し 共に生きる”を基本理念として、平成9年12月に高松市は男女共同参画都市宣言を行った。

その他の主な事業

- ・地域審議会の開催（市民生活課）
（建設計画の執行状況やまちづくりに関することなどについての審議など）
- ・地域再生計画の推進（企画課、市民生活課、太田第二区画整理事務所、観光課、関係課）
（認定を受けた地域再生計画の推進、新たな地域再生計画の提案・認定申請）
- ・指定管理者制度の導入推進（財産活用課、関係課）
（後期計画による公共施設への指定管理者制度の導入）
- ・職員の意識改革（企画課行政改革推進室、人事課）
（職員提案の募集、意志決定能力開発研修など）
- ・外部監査制度の推進（庶務課、監査課）
- ・戸籍事務の電算化（市民課）
（新市域を含めたシステムの運用）
- ・広報たかまつの充実（広聴広報課）
（A4版2色刷16頁、年24回発行による増ページ）
- ・ケーブルテレビによる市政情報専用チャンネルの充実（広聴広報課）
（映像番組（ホットラインたかまつ、見てみMy高松等レギュラー13番組）、
文字放送番組（休日当番医、イベント情報等）を2時間サイクルで24時間放
映。月2～3回更新）
- ・塩江町ケーブルネットワークの運用（広聴広報課）
（テレビ放送サービス、自主放送サービス、インターネット接続サービス、地域内
電話サービスなど）
- ・情報公開制度および個人情報保護制度の推進（庶務課）
- ・自治会集会所の整備助成（市民生活課）

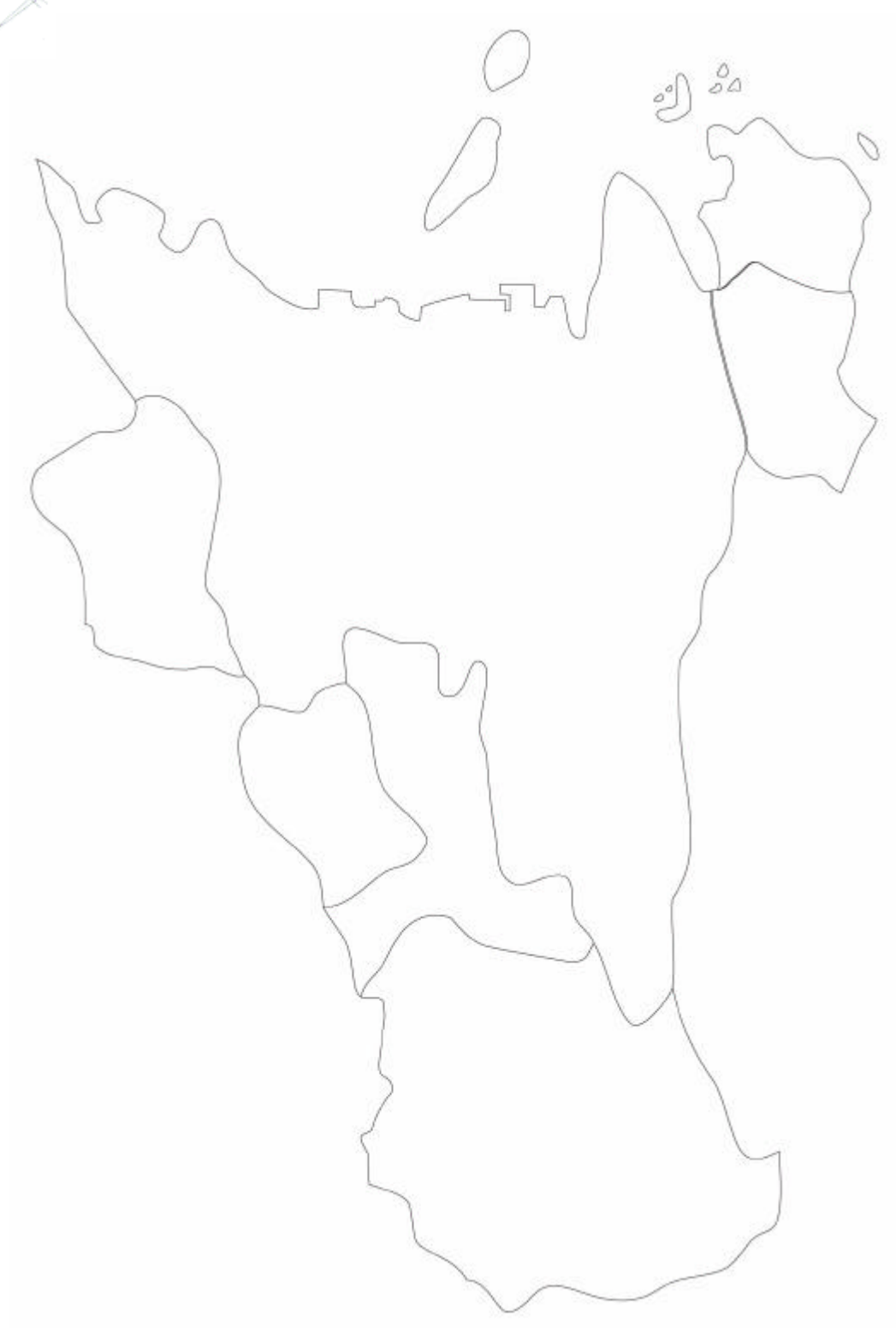
新築1, 800万円までの50%以内
増築・改修200万円までの50%以内
バリアフリー化設備と合併浄化槽の整備に対する加算
- ・市政出前ふれあいトークの実施（広聴広報課）
（市の施策・事業等について、職員が地域へ出向いて説明を行い、理解と協力を得
るとともに、市民から出された意見・提言等を市政に反映させる。）
- ・パブリックコメントの実施（企画課、関係課）
（市ホームページなどで市民の意見や情報を募集）
- ・市民電子会議室の充実（広聴広報課）
- ・人権・平和意識の啓発推進（人権教育課、人権啓発課、市民文化センターなど）
（人権教育の推進、人権問題の認識を深める啓発推進、平和意識の啓発推進）
- ・ハンセン病に関する啓発（人権啓発課）
（大島青松園入所者との交流促進、啓発講演会、全国ハンセン病療養所所在市町村
連絡協議会の開催（H19年度））
- ・平和記念室の整備（市民文化センター平和記念室）
（展示機器の更新）
- ・まちづくり戦略プランおよび各建設計画（合併基本計画）の進行管理（企画課）

-
- ・行財政改革計画の進行管理（企画課行政改革推進室）
（高松市行政改革推進委員会への進行状況の定期的な報告など）
 - ・行政情報化計画Ⅱ「e-高松（^0^）[えがお] プラン」の推進（情報システム課）
（「電子市役所」構築の指針である計画（計画期間：平成15年度から5年間）の推進）
 - ・NPOと行政の協働を進めるための指針の活用（市民生活課）
（協働の形態を視野に入れた事業の実施を推進）



平成18・19年度まちづくり戦略プラン

【総合計画の推進状況】



総合計画の推進状況（平成12～16年度）

1 概要

新・高松市総合計画において設定している「政策目標の達成度合いを測るための目標水準」について、平成16年度末における達成状況を評価し、とりまとめたものである。

2 評価項目数

「政策目標の達成度合いを測るための目標水準」として設定している120項目（算定不能項目3項目を除く。）

3 評価基準

目標年次（平成17年度末）までの6年間に對し、5年経過時点（平成16年度末）の達成状況であることから、目標の6分の5である「達成率83%」を基準として評価したものである。

《達成状況評価欄の表記》

「A」… 達成率100%以上のもの → すでに目標を達成している

「B」… 達成率83%以上で100%未満のもの
→ 概ね順調に推進できている

「C」… 達成率83%未満で0%を超えるもの
→ 計画策定時より進展しているが、やや推進状況が遅れている

「D」… 達成率0%以下のもの → 計画策定時から進展していない

※達成率算定式

$$\frac{\text{平成16年度末の実績値} - \text{計画策定時の実績値}}{\text{平成17年度の目標水準} - \text{計画策定時の実績値}}$$

4 達成状況の評価結果

区 分	達成状況の評価			
	A	B	C	D
第1章「環境共生型まちづくりへの転換」	10	1	19	2
第2章「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」	19	2	6	2
第3章「心豊かな生活のための場と人づくり」	4	0	5	6
第4章「豊かで活力あふれる産業の振興」	7	0	3	4
第5章「広域・交流拠点性の強化」	6	2	3	2
第6章「地域みずからのまちづくり」	9	0	4	4
合 計（120項目）	55	5	40	20
	60		60	

5 平均達成率

120項目の達成率の平均は、65.5%である。

(100%以上は100%とし、0%以下は0%として、各項目の達成率を平均したものである。)

6 各項目の達成状況

各項目の達成状況は、次の一覧表のとおりである。

第1章 環境共生型まちづくりへの転換

No	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
1	自然とふれあう場の増設	市民農園の面積（人口1,000人当たり）	117m ²	152m ²	1.5倍	C
2		自然体験学習の受講者数	延べ127人	延べ86人	2倍	D
3	水質の浄化と大気保全による環境の改善	公共下水道の普及率（全人口に占める下水道整備区域人口の割合）	47.7%	55.5%	54%	A
4		合併処理浄化槽の処理人口率（全人口に占める合併処理浄化槽の処理による人口の割合）	12.2% （平成10年度）	18.0 % （平成15年度）	18%	A
5		大気環境基準	大気汚染8物質のうち5物質で達成（平成10年度）	大気汚染10物質のうち9物質で達成（平成15年度）	環境基準達成項目の維持・向上	A
6	環境に配慮した行動展開の拡大	環境講座の開催箇所数	6か所	41か所	全公民館で実施	A
7		I S O 1 4 0 0 1 の認証取得（市）	—	平成13年9月7日認証取得	取得（平成13年度）	A
8	ごみの発生抑制と減量化・リサイクルの推進	生ごみ堆肥化容器の延べ助成件数	21,138基	24,957基	26,400基	C
9		生ごみ処理機の延べ助成件数	744台 （平成10年度）	4,272台 （平成16年度）	6,300台	C
10	みどりの基本計画の策定による総合的な緑化推進	公園・緑地の市民1人当たりの面積	6.96m ²	7.15 m ²	7.3m ²	C
11		整備すべき街区・近隣・地区公園面積に占める整備済み面積割合	45.5%	50.0%	51%	C
12	住宅居住環境の向上（市営住宅の計画的な建替えや改修）	市営住宅の耐火構造率	51%（平成11年4月1日現在）	53.6%（平成16年4月1日現在）	58%	C
13		バリアフリー市営住宅整備戸数	426戸（平成11年4月1日現在）	1,033戸（平成16年4月1日現在）	3倍	C
14	人にやさしい道路空間の確保	道路の段差解消の整備延長	1,400m	延べ2,228m	延べ5,750m	C
15		視覚障害者誘導ブロックの整備区間	1,400m	延べ4,045m	延べ5,000m	C
16	防災・救急救助体制の充実・強化	自主防災組織の結成数	41組織 （平成12年1月1日現在）	345組織 （累計、平成17年1月1日現在）	100組織 （累計）	A
17		耐震性貯水槽の整備数（防火水槽全体容量に占める耐震性貯水槽容量の割合）	37か所（13.9%）	56か所（20 %）	73か所（累計） （25%）	C
18		救急救命士の人数	27人	38人	2倍	C
19		応急手当普及員の人数	延べ94人	延べ 94人	2.5倍	D
20		普通救命講習修了者数	延べ6,283人	延べ14,233人	2.5倍	B

No.	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度の目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
21	快適な自転車利用のための環境づくり	自転車走行レーンの整備延長	9,170m	11,514m	1.8倍	C
22		駐車場の収容台数（民間を含む）	駅周辺 3,857台	1,278台増	700台増	A
23			中心市街地 3,447台	2,387台増	3,800台増	C
24	節水の拡大（上水道使用量の抑制）と水道用水供給能力の向上	上水道1人当たり使用量（事業所分を含む）	351 ^{リットル} ／日（平成10年度）	334 ^{リットル} ／日	341 ^{リットル} ／日（平成15年度）	A
25		大規模建築物水循環利用施設の設置件数	—	2件	5件	C
26		雨水貯留施設の整備件数および ^{トン} 数（平成9年度からの累計）	小規模 163件（平成12年1月末現在）	小規模 295件	3倍	C
27			小規模 77 ^{トン} （平成12年1月末現在）	小規模 140 ^{トン}	3倍	C
28			中大規模 39件（平成12年1月末現在）	中大規模 84件	3倍	C
29			中大規模 444 ^{トン} （平成12年1月末現在）	中大規模 1,142 ^{トン}	3倍	C
30		浄化槽転用による雨水貯留施設の整備数（平成9年度からの累計）	55件（平成12年1月末現在）	205件	3倍	A
31		下水処理水（再生水）の給水箇所数	10か所	50か所	2.5倍	A
32		上水道配水池の容量	82,480 ^{m³}	87,400 ^{m³}	127,480 ^{m³}	C

第2章 少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

No	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度の目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
1	多様な保育の拡充	乳児保育実施箇所	37か所	47か所	43か所	A
2		延長保育実施箇所	25か所	37か所	28か所	A
3		障害児保育実施箇所	25か所	29か所	28か所	A
4		休日保育実施箇所	2か所	4か所	2か所	A
5		夜間保育実施箇所	1か所	1か所	1か所	A
6		一時保育実施箇所	9か所	22か所	11か所	A
7	放課後児童対策の拡充	学童保育実施箇所	4か所	9か所	10か所	B
8		留守家庭児童会実施箇所	23か所	29か所	29か所	A
9	子どもの遊び場の充実	公園の整備数	116か所	137か所	130か所	A
10		ちびっこ広場の整備数	60か所	50か所	80か所	D
11	健康づくりの推進	基本健康診査の受診率	43.4%	47.5%	50%(16年度)	C
12	高齢者福祉の充実 (在宅生活の支援充実)	訪問介護延べ実施数	113,209回	452,169回	909,220回	C
13		通所介護延べ実施数	82,305回	247,785回	267,800回	B
14		短期入所延べ数	54,735回	119,135回	164,192回	C
15		痴呆性老人グループホーム整備数	—	28か所	6か所	A
16		老人介護支援センター整備数	14か所	19か所	18か所	A
17			—	基幹型1か所	基幹型1か所	A
18		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備数	767床	1,037床	965床	A
19	高齢者福祉の充実 (施設福祉の拡充)	介護老人保健施設整備数	574床	684床	714床	C
20		介護療養型医療施設（療養型病床群等）整備数	372床（平成12年度の想定）	392床	459床	C
21	福祉施設の整備促進 (身体障害者更生援護施設)	身体障害者福祉ホーム整備数	—	1か所	1か所	A
22		身体障害者福祉センター整備数	2か所	2か所	2か所	A
23	福祉施設の整備促進 (知的障害者援護施設)	知的障害者通所授産施設整備数	3か所	5か所	4か所	A
24		知的障害者通所授産施設定員数	120人	170人	150人	A
25	障害者の在宅福祉サービスの充実	訪問介護派遣対象者数	67人	323人	95人	A
26		身体障害者短期入所整備数	10床	77床	13床	A
27		知的障害者短期入所整備数	5か所	22か所	7か所	A
28		デイサービス登録者数	139人	109人	150人	D
29	高齢者・障害者向け市営住宅の整備	シルバーハウジングによる整備戸数	49戸 (平成11年4月1日現在)	61戸 (平成16年4月1日現在)	2倍	C

第3章 心豊かな生活の場と人づくり

No	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度の目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
1	多様な分野における女性の参画拡大	審議会等委員の女性登用率	18%	25.3%	30%	C
2		市職員管理職への女性登用率	10%	9%	15%	D
3	生涯学習の機会の拡充	生涯学習関連施設（市民が利用できる部屋面積）	約25,000m ²	48,000m ²	40,000m ²	A
4		公民館日曜・祝日開館数	9館	41館	全公民館で実施	A
5		図書貸出数（市民1人当たり）	6.23冊（平成10年度）	6.45冊	6.68冊	C
6		子ども学習活動参加者数（市民文化センター）	143,197人／年（平成10年度）	113,433人／年	178,000人／年	D
7	スポーツ・レクリエーション活動の拡充	市民スポーツフェスティバル参加者数	4,000人	7,500人	6,000人	A
8	芸術・文化活動の拡充	市民文化祭（事業数、参加者数）	32事業	23事業	35事業	D
9			参加者49,000人	参加者33,053人	52,500人	D
10		地区文化祭（実施地区数、参加者数）	40地区	33地区	41地区	D
11			85,000人	73,880人	88,000人	D
12		デリバリー（出前）アーツ（ジャンル数、開催回数、参加者数）	4	5	5	A
13			9回（平成10年度）	10回	14回	C
14			1,240人（平成10年度）	1,350人	1,850人	C
15	文化財の保護	市指定文化財（史跡）保存整備数	2か所/全9か所	4か所/全9か所	7か所/全9か所	C

第4章 豊かで活力あふれる産業の振興

No	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度の目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
1	中心市街地の活性化	高松中央商店街空き店舗率	11.7%	15.1%	拡大させない	D
2		共同施設整備数	11件（平成7～11年度分累計）	24件（平成7～16年度分累計）	2倍	A
3		活性化計画策定数	（未実施）	（未実施）	3件（累計）	D
4		賑わい力向上事業実施数	（未実施）	2件（累計）	5件（累計）	C
5		空き店舗活用件数	1件（平成10年度）	5件（累計）	3件（累計）	A
6	農作物の生産と流通の振興	良質米の生産（ひのひかり作付け面積、生産量）	1,175ha	1,322ha	1,100haを確保	A
7			3,431トン	3,507トン	3,440トンを確保	A
8		農作物産地直売所（箇所数、販売額）	6か所（平成10年度）	7か所（平成16年度）	10か所	C
9			8億8,000万円（平成10年度）	12億1,904万円（平成16年度）	12億円	A
10	観光客に対する「おもてなし」の充実と観光客の誘致推進	観光ボランティアガイド実施数	未実施	1,749件	480件	A
11		主要観光地の観光客数	255万人（平成10年度）	126万人（平成16年）（五色台を除く）	300万人	D
12	コンベンションの誘致推進	全国大会・国際会議（開催件数、参加者数）	124件（平成10年度）	154件（平成16年度）	200件	C
13			87,560人（平成10年度）	83,032人（平成16年度）	15万人	D
14		コンベンション施設（会議室・ホール数）	180室	237室（平成16年度末）	200室	A

第5章 広域・交流拠点性の強化

No	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度の目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
1	広域交流基盤の整備	高速道路の供用延長の拡大（計画延長に対する供用済み延長の割合）	5%	100%	100%	A
2		都市計画道路の整備延長の拡大（都市計画決定延長に対する整備済み延長の割合）	69.2%（平成11年4月1日現在）	82.3%（平成16年4月1日現在）	84.8%	B
3		昼夜間人口比率	113.0%（平成7年国勢調査）	112.9%（平成12年国勢調査）	拡大させる	D
4	都心居住の促進	市街化区域における土地区画整理事業施行済面積	15.1%	15.1%	23.2%	D
5		市街地再開発施行済み箇所	—	1か所	3か所	C
6		中央地域の人口密度	約66人／ha	約66人／ha	減少させない	A
7	適正な土地利用	地区計画の指定	2か所	7か所	2倍	A
8	情報通信網の整備	キャブ（ミニ共同溝）整備延長	18.35km	23,33km	24.5km	C
9			（国道 6.18km）	（国道8.63 km）	7.5km	A
10			（県道 6.79km）	（県道8.12km）	8km	A
11			（市道 5.38km）	（市道6.58km）	9km	C
12		CATVの普及（世帯カバー率、加入率）	87.8%（平成11年4月1日現在）	93.1%（平成17年4月1日現在）	94%	B
13			18.8%（平成11年4月1日現在）	35.3%（平成17年4月1日現在）	33%	A

第6章 地域みずからのまちづくり

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成16年度末の実績値	平成17年度の目標水準	達成状況評価
	施策	指標				
1	自治会活動の活性化	自治会新規加入世帯数	2,066世帯 (平成10年度分)	1,188世帯 (平成15年度分)	3,000世帯以上 (単年度)	D
2		自治会法人化率	10%	14%	15%	C
3	市民活動の活性化	ボランティア総合窓口の利用数	413件 (平成10年度)	5,092件 (平成15年度)	3倍以上	A
4		市民活動団体数	370団体(平成11年7月21日現在)	1,013団体(平成16年3月31日現在)	500団体以上	A
5	市政への市民参画の拡大	市政出前ふれあいトーク件数(平成10年度からの累計)	175件(平成12年1月31日現在)	999件(平成17年3月31日現在)	900件(累計)	A
6		公募による審議会委員(導入審議会数、委員数)	1審議会 (平成11年) 5人 (平成11年)	17審議会 29人	5倍	A
7		市民による計画策定数	1件	累計4件	5件	C
8		市民提言数	32編	0編	2倍	D
9		インターネットホームページ提供ページ数	948ページ (A4判換算) (平成12年1月7日現在)	13,429ページ (A4判換算) (平成17年1月7日現在)	2,000ページ以上	A
10		インターネットホームページへのアクセス数	24,134件/月 (平成11年4月から10月までの平均)	433,663件/月 (平成16年4月から10月までの平均)	2倍以上	A
11	行財政能力の向上	経常収支比率	86.1%	88.9%	80%未満	D
12		公債費比率	14.5%	18.5%	15%未満(増加傾向を抑制)	D
13		新たな行財政システムの導入	—	1件(事務事業評価システム) 134事業 (うち外部評価試行26事業)	1件(事務事業評価システム)	A
14				1件(バランスシート(貸借対照表))	1件(バランスシート(貸借対照表))	A
15	行政の情報化拡大	公共施設利用総合情報システム(タカマツ・シティ・ネット)の拡充	登録者数 4,789人 (平成11年12月31日現在)	登録者数 9,145人 (平成16年12月31日現在)	3倍以上	C
16			利用予約対象施設数 17施設 (平成11年12月31日現在)	利用予約対象施設数 23施設(平成16年12月31日現在)	4倍以上	C
17			情報提供件数 196件 (平成11年12月31日現在)	情報提供件数 2,013件 (平成16年12月31日現在)	10倍以上	A